

総務文教常任委員会 会議記録

1 日 時 令和8年6月29日（月曜日） 午前10時00分開会 午後7時27分散会

2 場 所 第二委員会室

3 出席委員 阿部委員長、渡辺、近藤、古畑、保坂、松尾の各委員

4 欠席委員 なし

5 委員外議員 池田、松田、関原、利根川、田中、田原(洋)、宮島、東野の各議員

6 説明員 久保田市長、井川副市長
中村消防長、上野消防署長、和田消防総務課長、室川警防課長補佐、
中澤同係長、嶋田政策監、猪又政策監、磯貝総務課長、白澤同課長補佐、
細井同係長、塚田財政課長、赤野同課長補佐、田原同係長、鶴本教育長、
山本教育次長、室橋こども家庭課長、田村同課長補佐、能登同係長、
渡邊学校教育課長、石口同参事、仲谷同課長補佐、八木同係長、満城同係長、
青木同係長、川合文化スポーツ課長、榊同課長補佐、宮田同課長補佐、
竹之内博物館長、関澤同館長補佐、小河原同主査、仲谷危機管理課長、
宝剣同課長補佐、竹田同防災管理監、倉又同係長、大西企画課長、
小杉同課長補佐、内山地域協働課長、本間同課長補佐、中村同課長補佐、
廣川同係長

7 事務局職員 磯貝事務局長、川原係長

8 本日の会議に付した事件

（1）付託案件審査、所管事項調査

別紙審査日程表のとおり

（2）その他

9 経過と結果

○阿部委員長

おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

欠席通告員はありません。定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

審査の順序につきましては、本日配付の日程により進めます。なお、委員外議員の発言につ

きましては、先例申し合わせのとおり、委員の発言終了後、必要があれば休憩を取りますので、発言の許可を求めてください。

暫時休憩いたします。

〔審査内容及び所管事項調査内容は、別紙経過概要のとおり〕

< 閉会中の所管事項調査について 等 >

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次にその他についてを議題といたします。

(1) 市外調査についてであります。

L o G o チャット等でもお伝えしておりますが、視察先、もし何か、視察先テーマであったり、まずテーマをお聞きしたいと思いますし、具体的にここの事例に行きたい等もあれば伺いたいと思っております。また視察の時期でございますが、8月までにはアポを取りたいと思いますので、10月及び11月ぐらいの日程で検討したいと思いますが、まずテーマ等あればご発言よろしくお願いいたします。

○松尾委員

私はですね、今日の行革の大綱の策定の、これは財政課の表の中でですね、市所有の財産の有効活用というのがあるんです。これ実は新潟県内でも糸魚川より面積が大きい魚沼市がですね、糸魚川より200平方キロ多い946かな。6町村が合併して、そこはやっぱり大きいだけに、市所有の様々な公共施設を持って、これがやっぱり余ってきたと。これ何とかして売却したりなんだから、有効に固定資産税が入ってくるようなシステムにしたいんだっていうことでやったんです、県下では最初に。

で、これ新聞にも出たんですけど、実はそこへ行ってみたら、そこは実は埼玉県の深谷市、一万円札の渋沢栄一のご出身のところで、かつて保育園民営化のことも一度寄ってるんですが、行革に対して非常に力を入れている。特に繰り返すようですが、市所有の土地をですね、ものすごく低額に、あるいはもうゼロに近いくらいにやりながら、新たな有効活用に民間からしてもらってという施策をしてるんで、これ今ちょっと説明が下手なんですけども、ここの市有地を売却してどのようなことをやってるかっていう、これ非常に関心があるんで、糸魚川もかなり市の所有の土地があるだけにですね、その辺のどういうふうにしていくかっていうのを行ってみたいなど。これは希望ですけどね。皆さんからいろいろまた意見が出てくる、一つの候補として。

○阿部委員長

ありがとうございます。

ほかに、保坂委員。

○保坂委員

あくまでも希望なので、正確に言うとあれなんですけど、徳島県神山町のまると高専みたいな、町がですねそういう高専化をして、しかも特徴的なのは、私立の学校なんですけども、

普通、県立高校と違って所管外みたいに思われるんですが、今、この自治体が地域と一緒にあって、そういう学校をつくっている。学校つくるきっかけがサテライトオフィスであったりとか、そういう取組をしているので、そういった教育の面とまちづくりみたいなものが見られたら。

あと熊本県でしたっけ。九州に漫画の県立高校というのがあって、それも多分いろんなところから人を集めてくる手法なので、もし自治体として絡んでやってるんであれば、そういうのを聞ければなと思いますし、あと、今度所管がこちらになったんだと思うんですけども、ローカル線の関係とかで、もし成功事例があって地域沿線上で何か取組がある、公共交通網として何か特徴的なことをやっているのがあれば、見たいな。ひたちなかとか何かだったけな、一応、ローカル線としては、成功事例があるっていうのがありますので。あの、観光列車のほうは、あれだよな、建産。

○阿部委員長

観光になると。

○保坂委員

建産になるんですね。

だから、沿線上のローカル線で公共交通網としての何か取組があるんであれば、それが知りたいっていうところです。

あとちょっと何か浮かんでいたんですけど、一旦、休みます。

○古畑委員

さっきのコンテナの件なんだけどさ、うちらだってちょっと想像だけで話をしているところあるし、妙高の駅のさ、フルサットぐらいなら見に行ったらいいだろうと思うし、もしもあれだったら、今度妙高市で何かやるんだよな、議員交流会。3市の議員交流会、妙高市じゃなかったか。全員参加だよな。バスで行くんだよね。途中でちょっと見せてもらえば。駄目かい。

○磯貝事務局長

どこまでご希望されるかによるんですけど、どういうふうな形でというのがあれば、時間的には十分対応できるくらい余裕があるかなと思いますので、出発時間というのもありますけど。

○古畑委員

じゃあ、所管事項じゃなくて、議会全体で対応できる。分かりました。

○阿部委員長

今ほど各委員から4点ほどあったと思います。

具体的には深谷市での行政改革の取組、市所有の財産の処分の仕方、活用の仕方がありました。また、徳島県神山町のほうで、まるごと高専化及び教育とまちづくりの進め方みたいなどころ。また3点目では、公共交通におけるローカル線の活用方法。で、今ほどありました、コンテナの関係で、上越妙高駅のフルサットの視察というのもありました。

今ほどの4点でちょっと調整、また具体的な場所っていうのが、今いい先進地ありましたが、内容は、このテーマでいきたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

なるべく委員のご意向に沿った視察になればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○保坂委員

一点、余計なことかもしれませんが、今の大目的はいいんですけども、やっぱり相手がいる話なんで、1か所を決めたとき、そのルート上でいいところがあれば、あまりその4つにこだわらずちゃってということもありますので、正副のほうでまたご協議いただければと思います。

○阿部委員長

徳島へ行ってまた戻るとなると、かなりの移動距離になると思うんで、そこはちょっと。なるべく意向に沿いたいと思うんですけど、テーマはなるべくずれないように、この4つのテーマは、今、承知いたしましたので、また正副、また事務局とも相談した上で精査していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今の市外調査については、よろしいでしょうか。

[「大丈夫です」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

それでは（１）の市外調査についてを終結いたします。

次に（２）の閉会中の所管事項調査についてを議題といたします。

配付しております、資料もご覧になってください。

正副委員長案として、読み上げます。

行政組織、職員管理について、不正防止に向けた取組について、人権啓発について、消防・防災・災害対策について、情報基盤整備について、人口減少対策について、第4次総合計画の策定について、財政運営について、公共施設と第三セクターの管理と運営について、不正入札の防止等について、行政改革について、地域振興について、運輸行政について、高校の魅力づくりについて、子育て支援について、いじめ・不登校について、子ども一貫教育について、家庭教育支援について、生涯学習施策の充実について、芸術・文化の振興と文化財の保護と活用について、以上の20点といたしたいと思いますが、修正する項目、また不要な項目、追加項目等ありましたら、ご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○保坂委員

今これ見させてもらって、2番目に不正防止っていうのを、今日のやついじめなのか、行政の隠蔽・不正。何か正直いって途中から項目が違うのかなと思って、何か今日やってたんですけど。職員のモラルとか、何かそういう観点から調査してもいいのかな。今日つくづくそれは思いました。なんかいじめ事案とちょっと違いますよね。いじめそのものじゃなくて、対応の仕方というか、何かそういうのを感じたんで、もしかしたらそういう切り込み方っていうか、そういう視点の調査もあるのかなって、今思いましたので、また皆さん検討してそういう場合も取り上げていくものがあれば、取り上げたいなと思いました。

意見というか感想です。

○阿部委員長

確かにご指摘のとおり、いじめ防止の対策。要はどうやっていこうの前段のところ、その事実確認のところ、疑義が生じている状態だと思いますので、ちょっとそこら辺も私も今ご指摘のとおり、ちょっとモヤモヤしていた部分がちょっと今晴れたというか。

○古畑委員

休憩で、いいや。

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

ちょっと閉会中の所管事項とはちょっとずれてしまったんですけれども、改めて委員会としても、次回の委員会の審査になろうかと思えますけど、そういった視点も持ちながら、私も委員会運営、また正副協議の段階においても、そういったことをしっかり踏まえた上で、次回の委員会に備えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

では、今ほどの20点でいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で(2)の閉会中の所管事項調査についてを終結いたします。

以上で、本日の日程は終わりましたが、皆さんほかによろしいでしょうか。

それでは、以上でその他についてを終結いたします。

以上で予定しておりました、日程が全て終了いたしました。

本日の審査及び調査に関わる委員長の報告は、口頭報告として、文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務文教常任委員会を散会いたします。

お疲れ様でした。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長

審 査 経 過 概 要

付託案件審査

議案第 63 号 糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより総務課関係の付託案件審査を行います。

議案第 63 号、糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○磯貝総務課長

おはようございます。お願いします。

それでは、総務課資料の No. 1 と合わせて議案をご覧ください。

行政手続法、各地方自治体の行政手続条例とは、行政処分などに対する共通的な手続きについて定めているものであります。この改正の趣旨は、デジタル社会の形成を図るための技術改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続法が一部改正されたことを踏まえ、聴聞等の通知に係る公示送達において、デジタル技術を用いることができるよう、糸魚川市行政手続き条例の一部を改正するものであります。

1、改正内容。公示送達とは、所在が判明しないため、郵送での通知ができない場合に代わって、市の掲示場での掲示により、送致したとみなす手続きであります。掲示場は市役所、能生事務所、青海事務所の正面口にあります。行政手続条例において、聴聞及び弁明の機会の付与という手続きの通知に係る公示送達について、真ん中の図のように、現行では掲示場での書面による掲示で行うこととなっておりますが、改正後はインターネットによる公表のほか、掲示場での書面の掲示、又は事務所でのパソコン画面による表示ができるように改めるものであります。

2、法と条例の関係。当市の行政手続条例は、国の趣旨を踏まえて設置しているものであり、今回の法改正の趣旨を踏まえ、本条例についても改正を行いたいもので、施行期日は3に記載のとおり、公布の日としております。

説明は以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○保坂委員

お願いいたします。

今日いただいた資料で、真ん中の絵図があるんですけども、これ単純なんですけど、掲示場等の書面の掲示又は事務所に設置ってことは、逆に言うと、これネット掲示で全部事足りるってことでいいんですか。掲示板に貼らなくてもいいっていう解釈でよろしいでしょうか。

○細井係長

今回の改正につきましては、まずインターネットによる公表とプラス市にあります掲示場で

の書面の掲示又は事務所でパソコン画面での表示ということで、今のところ、インターネットは必ず公表をするものとなりますし、掲示場又はパソコン画面でというところは、掲示場のところでの掲示を合わせてやっていくということを想定しております。

以上です。

○保坂委員

糸魚川市としては、両方やっていくということなんですね。了解いたしました。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑、松尾委員。

○松尾委員

内容については全然反対するものではありませんけど、この字句のまず訂正ですね。剥奪を漢字に改める。それから 25 条中の鑑みを漢字に改めるということが出てるだけに、ちょっと私気になったんですけども、この 34 条のですね、ここには全くちょっと関連して質問しますが、34 条の 2、あるいは 34 条の 3 を見ますと、ちょっと聞き慣れない言葉で思料するっていう言葉があるんですよ。この思料するっていうのを、思う料理の料ね。これを一言で言うと、何ていうんだろう、思われるみたいな、いろんな、いろいろと思いをめぐらして考えることという意味らしいんですけども、これ言葉そのものがですね、ちょっと珍しい法律用語なのか分かりませんが、もう少し分かりやすく書いてもいいんじゃないかなと私ふと思ったんですが、法律上これ仕方ないんだってことになれば仕方ないんですけども、糸魚川市としてやっぱり条例は市民に分かりやすくするのも私は必要だろうなと思います。これ思料するって、これ何だと思ったんですけども、考えてみれば、思いをいろいろ考慮するっていうかですね、そういうような意味なんで、簡単に書けば、平易に表現するには、思われるとかですね、何かそのような表現ができないものなのかなとふと思ったんですけど、これ今日提案されてないんで、今後の検討課題ということになるんでしょうけど、いや、これはどうしてもこういう書き方しないといかんだということだったら、これ以上申し上げませんが、法律上、これ仕方ないんだってことであるならば、何かその辺のところ考えをお聞きしたいと思います。

○細井係長

今委員ご指摘のところをまた少し勉強させていただきながら、法律での用語といいますか、そういったところの通常使う用語というのはやっぱりあります。そういったところで、私もその点については改めて考えるところございますので、今ご指摘あったところを少し持ち帰りまして、検討させていただきたいと思います。

○松尾委員

まあ括弧でくくってあったり、全体に読みづらいんですよ。それだけに、今のような指摘をしたわけで、できるだけですね、対応していただきたいなと思います。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第 63 号についての質疑を終結いたします。

これより議案第 63 号、糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

[集約事項] なし

[審査結果] 原案可決（令和 8 年 6 月 29 日）

議案第 64 号 糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 66 号 財産の譲与について（糸魚川東保育園）

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、こども家庭課関係の付託案件審査を行います。

議案第 64 号、糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 66 号、財産の譲与について（糸魚川東保育園）は、関連しておりますので、一括議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○室橋こども家庭課長

それでは、ご説明をいたします。

議案第 64 号及び同第 66 号は、糸魚川東保育園の民営化に関する議案であります。

資料に基づきご説明をいたします。こども家庭課提出の資料 No. 1 をご覧ください。

初めに、概要であります。糸魚川東保育園は、令和 9 年 4 月 1 日から社会福祉法人みその会による運営に移行する予定としておりますが、在園児や保護者への環境変化をできる限り少なくし、円滑な移行としていくため、現在の園舎等をそのまま引き継ぎ、工作物等、保育に必要な備品を含め、社会福祉法人みその会へ譲与するものであります。なお、土地につきましては、市が所有したままとし、同法人へ無償で貸し付けることといたします。

2 のこれまでの経過であります。昨年 2 月から 5 月にかけて、保育園等の適正配置と公立保育園の民営化について、保護者や保育士等の懇談を実施し、7 月に保育園等の適正配置及び公立保育園の民営化ガイドラインを公表し、8 月には糸魚川東保育園の運営法人の募集を行いました。10 月に選定委員会で審査を行い、社会福祉法人みその会を運営法人とし、公私連携保育法人の指定に関する協定を締結しております。今年 4 月からは移管先の職員が糸魚川東保育園とともに保育業務を行いながら、引き継ぎを行っているところであります。

次に、3 の対象施設についてであります。糸魚川東保育園は、寺町保育園と蓮台寺保育園の 2 園統合により開園した施設であります。園舎は、平成 16 年 1 月建築の木造平屋建て。敷地面積は 4,181 平方メートル。延べ床面積は 1,311.18 平方メートルであります。

ページをおめくりいただきまして、4 の譲与等の対象についてであります。

先ほども申し上げましたとおり、建物、工作物及び備品は法人へ譲与し、土地は無償で貸し付けるものであります。5の譲与法人につきましては、社会福祉法人みその会は、糸魚川市大字小見に所在し、現在、保育所型認定こども園、おひさま保育園を運営しております。同法人は平成23年に能生谷地域で保育園を運営していた、3つの社会福祉法人が統合して設立され、平成25年4月からおひさま保育園を運営し、平成31年に認定こども園へ移行しております。

隣のページに移っていただきまして、6、その後の運営についてであります。糸魚川東保育園は、行政の一定の関与が可能な公私連携型保育所として運営をいたします。協定により、保育等に関する基本的事項、貸付、譲渡、その他の協力、協定期間などを定めております。協定の期間は、令和9年4月1日から令和15年3月31日までの6年間ですが、期間終了後も更新を予定しております。7の譲与後の建物等の管理につきましては、社会福祉法人みその会が保育所運営のために使用し、日常的な維持管理や施設修繕等は、みその会が行います。一方で土地については、市が所有を継続し、法人へ無償で貸し付けることにより、引き続き保育所用地として使用してまいります。建物等は譲与しても、公私連携型保育所としての協定に基づき、市が必要な関与を行ってまいります。運営上の課題等が生じた場合には、保護者、運営法人、市の3者で協議する場を設けることとしており、民営化後も保育環境の維持と円滑な園運営に努めてまいります。

最後に8の今後の予定であります。

本案の議決をいただきましたら、建物譲与契約及び土地貸付契約を締結し、秋には県に運営者変更の申請を行い、令和9年4月から社会福祉法人みその会による運営を開始いたします。

資料の説明は、以上であります。

議案書にお戻りいただきたいと思います。

議案第64号、糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定については、糸魚川東保育園を譲与することに伴い、項目を削除するものであり、施行日は令和9年4月1日であります。

次に、議案第66号であります。議案第66号、財産の譲与につきましては、今ほど資料で説明をいたしましたとおり、糸魚川東保育園の備品等を含む建物と工作物一式を、運営を移管する社会福祉法人みその会に無償で譲与したいものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○近藤委員

よろしくお願いいたします。

資料 No. 1 の2番目の、これまでの経過で、保育園の保護者、また保育園保育士との懇談を実施したということなんですが、どのようなご意見が出たのか伺います。

○能登係長

保護者の方と保育士については、令和7年の2月から5月の間で、懇談をさせていただいております。これは東保育園だけではなくて、ほかの園も合わせての懇談ということになっておりました。ここについての保護者の皆さん方への懇談の内容につきましては、特にその年ですね、7月に制定しております、ガイドラインに向けての懇談でございまして、基本的には、それぞれの園の状況のお話をさせていただいたり、そこについて、保護者の皆さん方から、率

直に民営化だったり、あと今後の適正配置についてのご意見をいただいたところであります。大きくその場において、具体的なご要望いただいたりとかは、なかったと記憶をしております。保育士についても、状況についてのお話をさせていただく中で、いくつかご意見いただいておりましたけれども、特段、適正配置や民営化について、今後の不安なというところの意見というのは、なかったというふうに記憶しております。

以上です。

○近藤委員

小学校の食堂を民営化した場合、会計年度任用職員が、若干、給料が上がった。これについても保育園の保育士も会計年度任用職員おられると思うんですけど、市役所職員と会計年度任用職員では、給料かなり違いますよね。この辺をどう改善するのか、お聞かせください。

○室橋こども家庭課長

今回民営化を行います、糸魚川東保育園につきましても、現在の正職の保育士と会計年度任用職員の保育士の2種類の職員がおります。会計年度任用職員の者につきましては、ご本人の意向と、これはですね、糸魚川東保育園に現在勤務する会計年度任用職員だけではなくて、市内全ての園に勤務する会計年度任用職員を対象に、そちらの園への移行という形で、ご案内はさせていただいております。ご本人の希望によりまして、どう動かれるかというのは、それぞれなんですけれども、基本的には、今度、今の市の会計年度任用職員から社会福祉法人みその会の職員になるという段においては、先ほど委員からお話ありましたとおり、給食の調理と同じような形で、給与体系的には若干上がるかほぼ同じぐらい。あと勤務体制の部分で、福利厚生の部分で、若干変化はあるというふうには思っておりますが、それほど大きな形での変化はないというふうには、捉えております。

以上です。

○近藤委員

それではですね、市職員だった保育士さんの場合をお聞かせください。

○室橋こども家庭課長

市の正職の職員につきましては、東保育園の民営化に伴いまして、別の公立園に勤務していただくこと等になるかと思っておりますので、正職の保育士としての勤務は維持されるという形になります。会計年度任用職員につきましては、毎年1年更新でということで、勤務を約束させていただいておりますので、そういった形で会計年度任用職員については、移行によりまして、別の勤務地というところはあるかと思っております。

以上です。

○近藤委員

今課長の答弁を聞くと、東保育園の今の市の職員は、もう今後そこにはいないよということでもいいのか。全て会計年度任用職員が、そのみその会に行かれるっていうふうなことでもいいのか、その2点、よろしくお願いします。

○室橋こども家庭課長

東保育園を民営化するということでありますので、今後、市の職員はそちらには配置はないということになります。

会計年度任用職員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ご本人の希望によりまして、今後社会福祉法人みその会の職員として、お勤めされるかどうかということになるかと思

っております。

以上です。

○古畑委員

まあ民営化ってのは、そういうものでございますね。みその会のほうでね、職員をいわゆる募集して、臨時で雇うんだかね、正社員で採るのかは、その園の方針だと。

ただここ1点さ、今度所管が県の、県教育委になるのかな。民間保育ってことになるのと、あくまでも市の管轄のまんま行くのかな。そこだけ聞かせてください。

○能登係長

保育園につきましては、様々なところで行政の関与がされております。

今回、公私連携型保育所ということで、この関連については、糸魚川市が直接運営など、引継ぎのこともございますので、関与をさせていただきます。

また通常の私立園につきましては、新潟県の管理になっておりまして、新潟県が毎年1回、施設の指導監査ということで、現場に入っております。

それともう一つ最後に、今回、社会福祉法人が運営されるわけですが、社会福祉法人の指導監査ということで、それについては糸魚川市が毎年1回、順繰りに、法人の監査に入らせていただいているということで、大きくは3つの視点で、今後東保育園を運営される、おひさま保育園には、何かしら行政の関与が入るということでございます。

以上です。

○古畑委員

それで東保育園のほうにさ、勤めていた保育士の皆さん、それからそのスタッフの皆さん、ほかの園のほうへ行っていただくんですけど、それによる保育士不足だとかいろんなスタッフ不足みたいなのは、解消できるんですか。

○田村課長補佐

今回、民営化のガイドラインを示しまして、一番最初の保育園がこの糸魚川東保育園ということになります。委員が今ご指摘の部分につきまして、職員の人員確保につきましては、やはり喫緊の課題ということであります。この1園が民営化したということで、解消されるわけではありませんが、今後何園かまた条件に照らし合わせながら、民営化を進めていく段階になって、職員が充足されていく、また新採用職員も採用しながら、退職職員とのバランスを見ながら採用していきますけれども、徐々に適正な職員のニーズになっていくものというふうに考えております。

以上です。

○室橋こども家庭課長

今現在、糸魚川東保育園の4月以降の運営につきましては、社会福祉法人みその会のほうで職員の募集をかけられております。その結果というところについては、まだお聞きはしてないんですが、そういった状況も踏まえながら、また市としても協力できるところは協力させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○松尾委員

ちょっと確認なんですけれども、今正式には令和9年4月1日から完全に今度移行するというので、今何ていいますか、その期間、予備期間といえますか、この間は、そこにおられる職

員の皆さんは、今までどおりの給与体系というふうにとってよろしいんですか。

○能登係長

現在、糸魚川東保育園にお勤めいただいております、保育士の皆さん方の給与につきましては、今年度中は、現給を保障させていただいたというところでございます。

○松尾委員

譲与ということで、公私連携型保育所ということで、今後も、例えばですね、ここに書いてあるのかな、譲与はしていただいたものの、例えば、いろんなところで施設が少し老朽化の問題が出てきたとか何かあった場合、これらについては、その都度協議するという格好ですか、それとも公私連携ということで、市が十分管理をしていくっていうふうにとっていいんですか。

○能登係長

結論から申しますと、その都度の協議になろうかと思っております。

現在もほかの私立保育園の皆さん方についても、補助制度を設けさせていただいております、その枠の中で対応していただいているものでございます。額が大きくなりますと、国や県からの支援もいただけますので、そういった形の中で、財源を確保する中で、ご対応いただいているというものになります。

細かい修繕の関係につきましては、当然民間の保育所さんで持っていただいておりますので、私ら糸魚川市としては、あくまでも補助制度として、補助をしていくというスタンスでありますけれども、基本的な責任、修繕に関しての責任そのものは、民間のほうでということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○保坂委員

すいません、ちょっと素朴な疑問がありましてですね、民間になるとあれですかね、やっぱ、その運営する法人のオリジナリティを出すために名称を変えていくとか、東保育園がこれまでやってきたものとは違う、違うったって、そんな大きく違わないんでしょうけど、何か新しいカリキュラムというか、取組を入れていくのだとかっていうのは、これでいくと、令和9年4月1日から、ぱあんと切り替わるのか。それともそうじゃなくて、あくまでも東保育園のサービス、機能を継続して行って、じんわり民営のよさを出していくのか、その辺の話とか、方針とかってどうなっていますでしょうか。

○能登係長

糸魚川東保育園の令和9年4月1日以降の運営につきましては、協定の中で、基本的には糸魚川東保育園の現在の運営の内容については、3年間程度、維持するものということにさせていただいております。そういったことから、基本的には大きくガラッと変わるということはありませんで、民間のよさを生かしながら、少しずつ保護者のニーズがあって、変化していくものがあると思いますけれども、そうじゃなければ、今のまずは3年間程度、現状を維持していくということの運営になろうかと考えております。

以上です。

○保坂委員

もしそうであるのであれば、私なんか逆にいろんな期待をしとったもんですから、3年間据え置く形で行くっていうのであれば、ちょっと残念な気持ちもするんですが。とにかく利用される方には誤解のないような周知の仕方とか、また民間なので、その宣伝の仕方もあるんでし

ょうけども、そういったところをサービス、機能については、詳しく説明していく中で、お子さんに不都合ないように、そういうところもお願いしていただきたいと思います。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第 64 号及び同第 66 号についての質疑を終結いたします。

これより議案第 64 号、糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

次に、議案第 66 号、財産の譲与について（糸魚川東保育園）を採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

【集約事項】 なし

【審査結果】 議案題 64 号 原案可決（令和 8 年 6 月 29 日）

議案題 66 号 原案可決（令和 8 年 6 月 29 日）

議案第 65 号、契約の締結について（糸魚川市庁舎空調設備改修（機械設備）工事）

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第 65 号、契約の締結について（糸魚川市庁舎空調設備改修（機械設備）工事）を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○磯貝総務課長

では、お願いします。

本件は承認いただきました予算に基づき、市役所本庁舎の空調設備改修（機械設備工事）の入札が完了したため、契約を締結したいことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

総務課資料の No. 2 を合わせてご覧ください。

予算審査の予算参考資料と一部重なりますが、取付機器のイメージや系統図を資料に記載しております。

2、入札結果。入札方法は制限付一般競争入札で3者の入札参加があり、結果は株式会社井上商会糸魚川支社が落札しました。落札率は95.1%でありました。

3、目的及び概要。(1) 目的、設備の更新による庁舎の長寿命化、省エネルギー性能に優れた設備導入による環境負荷低減とランニングコストの削減であります。なお現在の空調設備は、市役所の建設時設置のもので、修繕等は行っておりますが、30年以上経過しているものであります。(2) 内容、冷温水発生機からGHP、ガスヒートポンプエアコンへの熱源変更、フロア別制御方式の導入、2階会議室への個別エアコンの導入です。(3) 工事、既存の空調機を撤去し、資料2ページのイメージ写真にある室内機、室外機を新設いたします。

A3横の資料は、空調機の系統図であります。

市役所を横から見たフロア図とお考えください。主に1、2階及び3階の一部に設置する室内機は、一体の室外機に。3階の一部及び4階以上に設置する室内機は3階バルコニーの室外機に接続されます。(4) 工期、契約日から令和10年3月の2か年であります。6月4日付で仮契約を行っており、本委員会での承認を得て正式契約といたしたいものです。

4、予算措置。本工事と工事監理委託のほか、議決案件ではない建築電気設備工事分も含め、今年度予算と債務負担を合わせて、7億6,920万円としております。

財源の表をご覧いただきたいのですが、当初予算は、民間団体による先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金、こちらの申請をいたしました。が、不採択となったため、別途交付税措置のある起債を充当できるよう、変更の手続きを進めております。決定を受けた後、補正にて財源変更をしたいと考えております。

5、工事スケジュール等(予定)。今年度は1、2階、来年度は3から7階の工事で、各フロアでエリアを分けながら行います。工事中は会議室等で事務を行う予定としておりますが、来庁された方が混乱しないよう、対応をいたしたいと思っております。

以上です。お願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○古畑委員

これ30年ぶりの大改装ということですね、まあやらずにはいられないのかなと思います。それについても、でかい金額かかるなと思います。それで空調設備については、一番大きい課題ですね、隣の市民会館でイベントや行事が行われる場合に、その電源の関係でね、庁舎のほうの空調設備、クーラーだとかヒーターが使えないっていうことが大きな課題だったんですけど、この工事によって、それが改善されるってことですか。

○細井係長

今回の工事で省エネ化されたエアコンを入れますので、今まで市民会館と本庁舎の、どうしても最大電力といいますか、デマンドの数値が基本料金に関わってきますので、維持するということで併用できなかったっていうところあるんですけども、今回省エネ化されたエアコンを入れるので、今のところ、計算上は併用しても基本料金が今と変わらない程度で維持できるということで、同時にフル稼働することは、可能と考えております。

以上です。

○古畑委員

機械の性能ではなくて、電気代の話で、そうせざるを得ないということで分かりました。

それで今回のこの工事による影響といいましようかね、すぐに今日いって明日直るわけじゃない。その間にも市役所の業務を続けていかななくてはならない。そうなっていくと、その影響みたいなのは、どのようにお考えですか。

○細井係長

今回の工事で、各1階2階、フロアの工事を進めていく中で、例えば1階であれば3ないし4か所ぐらい、エリアを分けて工区を設定して、順次エアコンの設置をしていく流れになります。そうすると、大体1課ないしは1係、2係ぐらいは、その対象となれば、そのところは1か月程度、そのエリアが、入替え工事で使えなくなりますので、そのエリアについては、例えば、1階の市民ホールですとか、2階の会議室に一時的に1か月程度、事務室を移行といいますか、移設して、そちらで事務をさせていただいて、窓口の受付も、そちらで対応させていただくということで想定しております。

大体、今の想定ですと、9月頃から工事開始となる予定ですので、しっかりと8月のおしらせばんですとか、ホームページですとか、市民に周知をさせていただきながら、市民の方に混乱のないように、スムーズに移行していきたいと考えております。

以上です。

○古畑委員

そうすると来年以降、今度は議会棟だとかだとか、こっちのほうに入ってくるだろうけど、その工事の間さ、この委員会だとか、会議みたいなのも市民ホールでやるの。

○細井係長

6階に関しては、委員会の部屋がメインとなりますので、そこはですね、会期といいますか、通常の定例会中の委員会については、もちろんある程度決まっていますので、3か月に1回ってということで決まっていますので、そこは行われない間で工事を予定して実施していきますし、もし単発的にとといいますか、通常の委員会を開催するとなれば、例えば第一委員会室でやっていただきながらですとか、そういった調整をお願いしながら、相談しながら進めていきたいと考えております。

○古畑委員

ただでさえ暑くなったり寒くなったり、特にたくさんの人が集まって熱気のある答弁をやるわけだから、ほかのところと比べて暑くなったりするんでね、結構大規模な修繕なんで、一時だから我慢してくれってことになるのかな。何となく熱いなとか、寒いなとかっていうのは、目に見えてくるんですけどでも、まあでも、やらなくちゃいけないですもんね。どうしても現状について対応していかななくちゃいけないってことだな。それはしょうがない。

それから省エネタイプで全部やっていくっていうけど、電力の押さえ込みっていうか、どのぐらいの差額が出るもんですか。

○細井係長

現在のランニングコストですけれども、電気料金、ガス料金を合わせて2,630万円程度かかっております。内訳としては電気が1,930万円。ガスが700万円となっております。

あくまで現段階の試算ですけれども、電気代が1,930万円から860万円の55.4%減で、ガス

料金につきましては、700 万円が 480 万円、こちらが 31.4%の減になる見込みとなっております。トータルしますと、2,630 万円から 1,340 万円ということで、トータルコスト的には約 5 割、削減される見込みとなっております。

以上です。

○阿部委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご質疑、松尾委員。

○松尾委員

ちょっとまず確認なんですけども、2 ページにこの写真が載ってるんですけども、かなりの台数が入るんですが、これ全部 1 種類、同じってことなんですか。それとも場所によっては大きかったり小さかったり、その辺どうなんですか。

○細井係長

ほとんどの室内機は、写真に掲載のとおりこういった一般型のカセット型のものが入りますけれども、ただ 1 階のホールですとか、あれは天井のダクトから、かなりの風量で冷氣とか暖気を出さなきゃいけませんので、そういったものは個別で、控え室のほうに大きな室内機を入れて、出力がかなり高いものを入れますので、ほとんどはこちらのカセット型の室内機が入るというイメージで進めております。

以上です。

○松尾委員

なんでそんなことを聞いたかっていいますとですね、やはり機種によって価格が違うと。これだけの台数があるってですね、この機種については、単価がこうだとか、これについてはこうだというような説明があったほうが親切ですよ。我々審査するに当たって、これだけの金額ですので、一体どうなんだということを確認するには、単価がはっきり分からないだけですね、その辺、極めて残念だなと思っております。

そしてもう一点お聞きしますけども、予算措置のほうでですね、項目的には庁舎整備事業債ということで、一般事業。今回、いや実はこういうのがあるんだということで、脱炭素化推進事業ということで 6 億 9,220 万か。これはいわゆるおそらく優良債というか、その辺の詳細、説明をお願いしたいと思います。

○細井係長

事業債につきましては、脱炭素化推進事業債というところで、充当率が 90%、交付税措置が 30%ということになっております。

以上です。

○松尾委員

今交付税措置が 30%。ええと、70%じゃないんだ。ああ、なるほど。

それで、これ今回、一般質問でですね、金利の質問がございました。今は金利が上がり基調だということで、インフレになれば、いっぱい貯金してても、年々価値としては下がっていくというような趣旨の質問だったと思いますけども、そういったことを考えますとですね、今ここに載ってる公共施設等総合管理基金 7,700 万円を使用する予定だと。あえて、これもそうなんですけども、それに関わらず、財政調整基金とかですね、かなり今、全部で 100 億ほどあるんですよ、基金がね。そうすると、もう少し、いわゆる、今私 30%って聞いて、金利がどの

ぐらいか、その説明なかったんですけども、やっぱりそうやって考えていくと、金利も馬鹿にならないだけにですね、今基金が少しあるということをもう少し有効活用してもいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺、財政的な、今財政課いせんけども、私はもう少しその辺の金利も考えながらやるべきではないかなと思いますけれども、その辺いかがですか。

○細井係長

今回財源の変更に関しては、また議会に議案として上程させていただくという形になるかと思います。今松尾委員からいただいた意見を財政課と調整しながら、どのような形が最良な財政措置の選択となるかというところを、しっかり考慮して進めていきたいと思っています。

以上です。

○阿部委員長

ほかに、保坂委員

○保坂委員

私も確認なんですけど、今日いただいたこの資料の3ページですかね。

この色分けしてあるとおりに電源を切り替えられるっていう認識でよろしいんですよね。要は今まで、全部一括で冷やしてたものを、この色分けでスイッチを切り替えて、例えば3階だけ冷やす、3階のグリーンっぽいところだけ電気をかけられるっていう、そういう認識でよろしいんですよね。

私、一番うれしかったのは、赤いところの202と201会議室を分離型にさせていただいて、非常に多分使い勝手がよくなるかなと思ってんですけども、場合によっては、階別とかエリア別に、電気の切り替えができるという認識でよろしいでしょうか。

○細井係長

委員が今おっしゃっていただいたとおりでございます。

ただ、例えば3階のところに黄緑色のたくさんですね、6台の室内機で同じ色分けのところがあるんですけども、こういったところは、6か所分ではなくて、そこはまたさらに細かく、2台ごとですとか、細かくリモコンといいますか、コントローラーといいますか、温度調節のスイッチはつけていく予定としております。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第65号についての質疑を終結いたします。

これより議案第65号、契約の締結について（糸魚川市庁舎空調設備改修（機械設備）工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

〔集約事項〕 なし

〔審査結果〕 原案可決（令和 8 年 6 月 29 日）

議案第 70 号、令和 8 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）

<総務課関係>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第 70 号、令和 8 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、総務課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○磯貝総務課長

それでは、予算書の 12、13 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目、一般管理費 6、一般管理費（総務課）についての補正であります。資料の No. 3 も合わせてご覧ください。

1、補正の理由。5 月 1 日の総務文教常任委員会において説明いたしましたとおり、いじめ問題調査委員会から報告のあった、いじめ重大事態について、提出された報告書及び申立人からの所見書の内容を確認した結果、意見の相違や十分な聞き取り調査が実施されていない恐れがあることから、再調査の必要があると判断し、調査に係る必要な経費を補正するものであります。

2、事業概要。（1）名称、糸魚川市いじめ問題再調査委員会。（2）任期、条例上 2 年としております。（3）委員数、弁護士 2 名、精神保健に関する専門家 1 名、心理学に関する専門家 1 名の計 4 人としております。（4）会議、今年度 15 回の開催を想定して予算計上いたしました。

3、事業費。（1）委員報酬、（2）費用弁償で記載の金額といたしております。

4 のスケジュール。現在各団体に推薦をお願いし、それぞれ調整中とのことで、委員の報告はまだいただいております。全委員が推薦されましたら、最短で 7 月となりますが、速やかに会議を開催する予定であります。

説明は以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○保坂委員

この補正自体には、反対するものではありません。

ただ弁護士さんの確保っていうところで、今回 2 名の弁護士さん挙げているんですけども、事案ごとに、その都度、弁護士に依頼するというものなのか、それとも糸魚川市のお抱えというか、そういう形での弁護士さん 2 人の確保にしていくのか。あと、事案がたくさん出てきたときに弁護士さんをお願いする場合に、弁護士さんが見つからない場合には、もうそのままその調査っていうのをどんどんどんどんずっといくものなのか、要は委員会が開催できないって

いう状態になるのか、その辺ちょっと考え方を教えてください。

○白澤課長補佐

委員の質問に対し、お答えいたします。

まず弁護士の選任については、その都度、お願いするということで行う予定としております。基本的には弁護士以外も含めてなんですが、各職能団体に推薦をいたしまして、そこから選出いただくということで、個別にはお願いしないと。これはあくまでも中立性・公平性を確保するという面で、我々が指名するのではなく、あくまでも各団体から推薦をいただくということで、その都度推薦をするということにしております。

もし確保できない場合っていうところなんですけど、今回弁護士については、県弁護士会にお願いはしたところなんですけど、やはり今、県内でも、こういう事例が多くなっているということで、なかなか選出が難しいというふうにお聞きしているところでありますが、どうしても我々だけでは判断できない部分は、弁護士の方から見ていただくというのが重要かと思っておりますので、その辺は何とかお願いをして、選出いただくということで、努めていきたいと思っております。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑、古畑委員。

○古畑委員

これまあ、いじめの内容だとか詳細については、この後のね、教育委員会とやっていきたいと思うんですけど、市長部局がさ、こうした調査をやるということについて、これやっぱり調査をやるっていいんですよ。中立な立場でやっていただきたい。じゃあ、その結果が出てきたときだよ、厳重な注意処分だとか、注意があったとか、警告的な内容があったとか、改善的な要求がそこに書かれていた場合、総務課としてはさ、どのように対処していくんですか。教育委員会に対して改善命令とか、対処をするようにとかってやるんですか。それとも、私達は調査するだけです、にとどまるんでしょうか。

○磯貝総務課長

流れといたしましては、あくまでも中立的な調査を行うということで、市長部局で行って、結果が出る形になります。そこで当然学校、教育委員会に対応しなければいけないことは、その結果報告に書かれたものを教育委員会に提出をして、そこで措置をしていただくということになりますが、例えば予算が必要な案件、市長部局でないと判断できない案件というところも、そこは市長として必要な措置を行うというふうにガイドラインに記載してありますので、具体的にどういう形になるか分かりませんが、今想定しているのは、例えば予算措置、必要な予算措置を市長が行うとかというのは、市長部局として対応しなければいけないかなと思っております。

以上です。

○古畑委員

今日はこの後ね、タブレットの発見に対してのさ、内容についてだとか、質疑もやるんですけど、まあそれ今度、企画課になるんだよね。

全体的に市長部局がどういうふうにして、この教育、いじめ問題に関わっていくのかって、実は調査をするっていうところまではさ、予算をつけていきましたけど、じゃあ、その調査結果

にどう対処していくのかっていうのが、内容が出たものは、報告だけもらって、あとは教育委員会でやってくださいってことなんじゃないかな。せっかくここに予算つけて調査までやって、市長部局だよ、第三者、中立的な立場でやって、調査結果だけ出していくのか。その後の指導的行為っていうのはないんですか。

○磯貝総務課長

今総合教育会議等で教育委員会部局と市長部局が連携して、教育問題に取り組むという体制はできておりますので、そういう形で連携するというふうに考えております。

以上です。

○古畑委員

それもこの後ね、時間かけてたっぷりやりたいと思うけどさ。

要はね事務的な処理だけじゃ駄目なんですってことだよ。教育委員会なんかがやってることとは信用できないからっていう、いろんなことの内容があって、再調査みたいなものに入っていくわけですね。調査はやった、その内容に差異であるとか思ったことと違う、結果を正しくしてないっていうことで、再調査のお願いとか入るわけなんですけど、結局、部局としましては、変な話だよ、アリバイ工作のようにね、分かりました、再調査します。予算をつけます。こういう結果が出ました。それではよろしくで、終わってしまうのでは、意味がないような気がするんだよね。もちろん、中立的な立場で調査をして、審議されてる皆さんの資料として活用してくださいっていうなら、そこまでなんだけど。だから、その出てきた結果についての何か指導的なものってないんですか。教育長はこう言ってるけど、調査の結果、こう出たと。その結果について、市長がこういう判断をすることっていう、何か次のやるのか。結果が出てどうするっていうお考えあるんですか。

○磯貝総務課長

市として、子供のことを考えていかなければいけないっていうところは変わりませんので、もちろん教育委員会として、行うべきこと、教育委員会でないといけないことというのはありますけれども、そこを教育委員会だから、市はもう知らないよというのではなくて、さっき言った総合教育会議等で共有して、市としても、子供のために取組を並行して進めていくという形になろうかと思います。

以上です。

○古畑委員

これでやめますけどね。

一連のこのいじめの事件っていうのは、実に狭い範囲の中でさ、多発してるんですよ。その現状がやっぱり一つの形として出てきたんですよ。ここから始まるいろんないじめのストーリーっていうのは、まだまだ枝葉もたくさんあるんですよ。

総務課もそんだけおっしゃるんならね、教育委員会だけにさ、押し付ける気はないって言うんなら、その審議の内容とか、総務課のほう、立ち会ってね、しっかり聞いていただきたいと思います。これは強く要望して終わります。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか、保坂委員。

○保坂委員

今日いただいた資料の補正の理由のところで、ちょっと気になってるんですけども、今回の

この調査の内容とすれば、ここに書いてある所見書の内容を確認した結果、意見の相違や十分な聞き取り調査が実施されていない恐れがあることからってということなんで、この部分だけを抽出して調査するのか、それとも、いやいやまたゼロベースでね、教育委員会の報告が上がってきたんだけど、ゼロベースでこの調査委員会はしっかりまた調査するんだと、そういうものなのか、ちょっとその辺の度合いが分からないので、ちょっと教えてください。

○白澤課長補佐

今回の調査内容については、あくまでも組織できた組織委員会、委員の皆さんの判断によるところになるかと思います。市とすれば、今ここの理由にありますように、教育委員会から提出された報告書と、申立人の所見書の意見の相違等を受け、実施されてない恐れがあるというところでの判断で諮問するような形になりますので、実際、今、当然、報告書が出来上がっておりますので、その内容を、今回の再調査委員会で見て、そういう部分だけを調査するのか、もう1回ゼロから調査必要だねってところになるのかは、委員会、委員の皆さんによるというところになります。

以上です。

○保坂委員

いずれにせよ、元々調査委員会が上がってきたものに対して、物申すわけだから、非常に緊張感のある専門委員会なのかなと思ってますんで、その方たちが状況を見て判断されるということを理解いたしました。了解です。

[「ちょっと関連で」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

古畑委員。

○古畑委員

会議の進め方、調査委員会の進め方なんですけど、結局、座長というのは、その場を取り持つていくのは、総務課ということでもいいのかな。

それで今までの経過が確認していかなくちゃいけない、その段取りってどうするんですか。当事者から話を聞くとか、教育委員会から話を聞くとか。そういうのは、どういうふうに行われるんすか。

○白澤課長補佐

その辺も、当然、調査報告書を見る中で、それぞれの関係者から聴取が必要であれば、教育委員会からも話を聞く、また、当事者からも話を聞くというようなところになるかと思っております。

○古畑委員

再調査の今回初になってくるのかな。やっぱり今保坂委員も言われたけどね、やっぱりそれだけの権威というのもある程度持ってやっていていただきたい。初めてだよ、何も分かりません、あとは皆さん協議して判断をお願いしますとかっていう丸投げじゃさ、やっぱりちょっと権威ってということから考えても、あんまりよろしくないんで、ちゃんとそこに調査に当たって、総務課としても十分に何とか協議をして集まった皆さん、これ一時間、1万1,000円かかるんでしょ。ね、そうすつとき、ばかみたいなこと言ってもらっても困るし、何もしゃべらないでいても困るし、資料が足りなくなつて困る。じゃあ休憩して取りに行きますっていつている時間に1時間経ってしまうと、また1万1,000円かかっていくわけでしょ。教育の調査だ

とか何とかは、すごい長い時間かかりますからね。時給 1 万 1,000 円って聞いてちょっと大丈夫かなと思うんだけどさ。ということは、あらかじめ調査委員会を開く前にある程度資料を用意しておくとか、事前に必要と思われる方々を証人として出席していただくとか、参考人として意見をいただくとかっていう、段取りちゃんとつくっておかないとさ、もうまさにこれタイムイズマネーですよ。もうボケっとしてる間に金取られていくわけだからさ。加算されていくわけだから、そこは要領よくやっていただきたいと思います。どうせ後で、追加で補正をお願いしますとかって言うてくるんでしょうけどね。そこはやっぱりうまくやってほしいと思います。

○白澤課長補佐

ありがとうございます。

先ほどの中で、基本的には、もう報告書ができておりますので、基本的にはその内容についての再調査というのが原則となっておりますので、その辺を踏まえて、ガイドラインもあるんですが、新たに聞き取りを行う場合については、当然、当事者等の負担にならないように必要最小限の確認になるよう配慮することが必要というふうにも書かれておりますので、そういったものも踏まえながら、再調査を進めていきたいと考えております。

以上です。

○磯貝総務課長

補足です。

会議の進め方につきましては、あくまでも再調査委員会が自らの判断をして、こういう資料が必要だということであれば、事務局として、それに対応するという形になります。こちらからこういうふうな形をするのではなく、そこは委員会の中立性というところで、そのようにこちらは事務局として、進め方に沿った対応をしていくという形になります。

以上です。

○古畑委員

私が言ってるのはさ、意見を誘導しろって言ってるんじゃないですよ。

調査委員会開催に当たっては、事前にさ、資料を送っておくとか、必要と思われる資料をこちらで準備しますんで、お願いします。また参考人だとか、証人だとかっていう意味で、意見を聞きたい場合は、事前に申し入れてください。日にちを調整いたします。

被害者もね、やっぱり同じことをさ、何年間もずっと言い続けてるんだよ。もうかわいそうなぐらいだと思うんだよ。それまた来て言わなくちゃいけない。被害に遭った子だって、もう卒業しちゃってんだよね。社会人になってる。ここの場合はまたちょっと違う、まだ在学してますけどね。そんなこともあって、そこは要領よくやってくださいって。

おっしゃることは分かるんだよ。誘導的な資料は出しませんとかっていうのは、分かるけどさ、変に形ばっかりになっちゃって、何があったって、いや、これ調査委員会が出した意見なんでって、私達はそれ以上深入りしませんとかっていうんじゃないくて、ある程度責任持って進めていつていただきたい。

それから時間をやっぱり無駄にしないで、事前にどんな資料が要るかを調べてくれって言うてる。で、この場合、その中でさ、おい資料持ってこいって、ああ、ない。ちょっと暫時休憩をお願いいたしますとかって探し回っちゃって、それは時間ばかり食っていくでしょ。議会みたいになさ、別にそこはお金のこと考えなくてもいいよっていうやり方じゃないんだから、常

にそこは準備万端にしてやってくださいということを強く要望します。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認めます。

議案第 70 号のうち、総務課の関係部分についての質疑を終結いたします。

＜財政課関係＞

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、財政課関係の付託案件審査を行います。

議案第 70 号、令和 8 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、財政課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○塚田財政課長

よろしくお願いいたします。

では、財政課所管の補正予算について、ご説明いたします。

歳出のほうは、今回ございません。

歳入について、説明いたします。

予算書の 8、9 ページをご覧ください。

下段の 20 款繰越金は、所要の一般財源として繰越金を計上しております。その下、22 款の市債は、本ページから次の 10、11 ページにかけまして記載しておりますが、前年度からの繰越事業及び本補正予算案の歳出に係る各事業について、充当財源の調整を図りたいものであります。

ページ戻っていただいて、4 ページお願いいたします。

第 2 表地方債の補正は、こちらに記載の各事業に係る追加及び変更でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○松尾委員

4 ページのですね、過年公共土木施設災害復旧事業、これについて起債の方法ということで、普通貸借又は証券発行と書いてある。これ普通貸借、これ詳細ちょっと説明お願いします。

○塚田財政課長

まず普通貸借につきましては、一般的に銀行から貸付契約に基づき、資金を借り入れる方式でございます。又はの下、証券発行、こちらにつきましては、地方公共団体が地方債券を発行しまして、民間の方に販売して資金を調達すると、そういった方式でございます。

○松尾委員

今民間への販売っていいましたが、いわゆるミニ地方債みたいな感じということですね。

○塚田財政課長

よく県もやられてるかと思うんですけども、市場に公募型で出して、地方債という形で買っていただくような形になります。

○松尾委員

で、又はって書いてあるってことは、まだ今後の検討するっていうか、決定するということによろしいですか、これは。どういうことですか。

○塚田財政課長

一般的に起債の方法としまして、これまでもこの2種類を記載させていただいております。ただ、当市におきましては、公募型の地方債の発行ということは現在行っておりませんので、今回につきましても、金融機関との借入れというような形になるかと思っております。

○松尾委員

先ほども似たようなお話というか、質問しましたが、金利というものを考えたときにですね、たとえわずかなものであっても、利息がつくわけで、特に1,340万というと、それほど大きい金額ではないとおそらくこれ、有利な起債を考えているのかその辺は分かりませんが、この程度の金額だったら、あえて起債しなくてもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考え方、いかがですか。

○塚田財政課長

委員おっしゃるとおり、私ども地方財政を運営するに当たりましては、財源という形を取る際には、一般的には補助金等もございますし、また今おっしゃられる基金、また起債というような方法を取っております。

今回ご指摘の基金と起債の使い分けなんですけども、事業の性質や財政の有利性ですとか金利環境を踏まえて、その辺は検討しております。今ご指摘の過年公共土木債施設災害復旧事業につきましましては、充当率90%の措置率95%ということで、かなり有利な起債になっておりますので、今回につきましましては、少額というようなご指摘がございますが、かなり有利ですので、こちらのほうを財源充当しております。

○松尾委員

これについては、理解いたしました。

今後ですね、これやっぱりくどのような話をちょっと申し訳ないんですけども、やはりそれぞれの基金が、ものによってはかなりゆとりがあるものもあるなというふうに思うものもあるんですが、できるだけ、やはり可能であるならば、現金でやったほうが、私は今後の財政運営において、とにかくこれから7年度の決算が出てきますけれども、利息だけでもだいぶ減ったとはいえ、1億数千万かな、払ってるわけですね。ですから、その都度考えて発行したり、財政運営されてるんだろうと思いますけども、私は高額でない場合は、できる限り対応、できれば現金のほうがいいんじゃないかなということを、意見として申し上げております。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第 70 号のうち、財政課の関係部分についての質疑を終結いたします。

＜こども家庭課関係＞

○阿部委員長

次に、議案第 70 号、令和 8 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、こども家庭課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○室橋こども家庭課長

それでは、補正予算のご説明をいたします。

予算書の 12・13 ページをお願いいたします。予算書 12・13 ページ下段になります。

2 目子育て支援費、12 全天候型子ども遊戯場整備事業は財源の変更であり、当初予定していたものより補助率の高い地域未来交付金 4,000 万円が受けられる見込みとなったことから、次世代育成支援対策施設整備交付金及び子育て支援施設整備事業債を減額し、変更するものであります。

ここで資料に基づき、全天候型子ども遊戯場整備事業の進捗について、ご説明をいたします。

こども家庭課提出の資料 No. 2 をご覧ください。

資料のご説明です。初めに、1、国庫補助金の内示についてであります。

本事業は、国の地域未来交付金拠点整備事業として、令和 8 年 4 月 7 日付で内示を受けております。内示額は、事業費 8,000 万円の 2 分の 1 に当たる 4,000 万円であります。地域未来交付金は、地方公共団体が地域の特性を生かして進める地方創生の取組を支援する交付金で、本事業においては、子育て環境の充実を図る拠点整備として活用するものであります。

次に、2、その他の（1）、プロポーザルの参加申込みについてであります。

複数者の申込みをいただいているといった状況でございます。（2）の今後のスケジュールについてであります。7 月 24 日にプロポーザル審査を行い、事業者を決定し、8 月に工事契約を締結する予定としております。その後、令和 8 年度内、3 月までの工事完了とする予定であります。

備品や遊具等につきましては、令和 9 年度当初予算に計上し、令和 9 年度に入りましてから、遊具や備品等の手配、糸魚川子育て支援センターの移転準備、遊戯場の運営準備を進めてまいりまして、供用開始につきましては、令和 9 年 7 月、夏休み前を目標として進めてまいりたいと考えております。

本事業は天候に左右されず、子供たちが安心して遊ぶことができ、あわせて、親子の交流や子育て支援センター機能とも連携する施設として整備を進めるものであります。引き続き、審査、契約、工事、運営準備の各段階において、着実に事業を進めてまいります。

資料の説明は、以上です。

予算書にお戻りください。

それでは、予算書にお戻りいただきまして、12・13 ページの下段になります。

3 目保育所運営費、61 民営保育所等物価高騰対策事業は、昨年度に引き続き、物価高騰に伴う民営保育所の食材費等の上昇差分を補助するため、220 万円を追加するものであり、財源は

国の交付金であります。

14・15 ページをお願いいたします。

5 目母子等福祉費の 6 ひとり親家庭等医療費助成事業は、令和 7 年度税制改正により、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、システム改修を行う必要があることから、その委託料であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○保坂委員

今ほど資料いただきました、全天候型子ども遊戯場整備事業についてであります。

予算委員会のときにいただいた資料が基本で、プロポーザルにかけるという認識なんですけれども、あれですかね、プロポーザルの審査が今後のスケジュールを見ると、8 月に締結して 3 月に工事完了となるんですが、この中で、そのプロポーザルの上がってきたものの中で、何かこちらから意見言ったりとか、微調整、要はね、天井が低いもんですから、私としては、よくある空の絵が天井にあるだとか、あと間接照明っていうんですかね、そういったもので明るい雰囲気にするとかっていう、要望を上げたいんですけども、このプロポーザルで決まっちゃうと、もう何もこっちから意見を言えなくなっちゃうのかなって、ちょっと心配あるんですけども、そういったスケジュールの面でちょっと教えていただけますか。

○能登係長

現状、今プロポーザルの審査におきまして、募集要項と仕様書を提示させていただいている段階でございます。予算の上限なども示しながら、お示しさせていただいている関係上、1 回提案いただいたものを大きく見直すということは、なかなか難しいのではないかと考えております。しかしながら、業者が決まったタイミングで、今回いただいたご意見などが可能かどうかというところは、再度確認をさせていただければと思っております。

以上です。

○保坂委員

当初の予算のときの説明だと、年齢別にエリア分けてあるんですけども、私ちょっと気になってるのは、どういった年代をメインっていうか、結構活発に動く子たちをメインにするのか、いわゆるちっちゃい、本当に小さい子をメインにしたものにするのかとか、なんでこんなこと言うかっていうと、そこに置かれるスタッフの専門性だとかを考えたときに、どういう方針なのかなっていうのをちょっと疑問というか、ちょっと心配してます。

当初の駅北のときには、人を呼び込むっていうことで、ずっと私もイメージしてたんですよ。だけど、今回は、あくまでも子育て支援単品の施設になっております。そうなった場合に、人を呼び込むというよりは、本当に市内の住民へのサービスっていうことに重きを置くんだろうと思ってます。ちなみに、市外の方をあまり呼び込むっていうスタンスはないというふうに、私、認識してるんですけど、そうじゃなくて市外からもたくさん来てくださるっていう施設で、プロポーザルをかけてますか。

○室橋こども家庭課長

どの年代といったところで、特段どこというところは、強く打ち出していくというところで

はございませんけれども、基本的には、やはり今回糸魚川子育て支援センターの移設、併設といったところも含んでおります。やはりその幼稚園・保育園に入る前の段階、そういったところから子育て世代の居場所がないといったところをこれまで多くご意見をお聞きしておりましたので、そういったところを中心に、また兄弟関係の利用も含めて、小学生までの利用ができる施設ということで、これまで子育て支援の屋内遊戯場のご提案をさせていただきましたので、そういった形で捉えております。

また市外からの利用について、全く想定してないということでは決してございませんで、これまでも議会答弁でも、基本的にはまずは市民の方の利用に即する形で充実を図っていきたい。その上で、よい施設ということであれば、市外の方からもおいでいただきたいということでは想定しているところでございます。

以上です。

○保坂委員

できれば私は、駅北のときであればね、人を呼び込むほうに重点があつたんですけど、もうここに、箱物のスペースはもう決まっとるわけだし、駐車場のスペースも決まっとるわけだしってなると、むしろ市民ニーズにしっかり合うもの。で、さっきも民営保育園のところでも言いましたとおり、オリジナリティのある、やっぱり住民満足度の高い、そういう施設になっていただきたいと思ってるんです。そうすると、箱物も当然大事なんですけど、やっぱりそこに働くスタッフが、やっぱり何といっても大きなポイントになります。

で、あともう一つは、やっぱりキターレじゃないですけど、外から見たときに暗っぽいイメージだとやっぱりよくないんで、やっぱり入ったときに明るいイメージ、またそこで声がけとかをちゃんと教育受けた方がそこにいることによって、雰囲気全然変わってきますので、そういったところも施設整備のほうは、プロポーザルはいいんでしょうけども、人材については、しっかりまた別の観点で取り組んでいただかないと当初の目標を達成できないと思っておりますので、またそういったところも委員会で意見できるのかどうかも含めて、その辺ちょっと段取りを教えていただければと思います。

○室橋こども家庭課長

こちらの運営については、これまでもお話しておりますが、基本的にはまずは直営でというところを考えていきたいと思っております。やはり子育ての世代への相談支援といったところにはしっかりと重点を置きたいと思っておりますので、そういったところで直営を考えていきたいと思っております。

子供の遊びということに関しましては、当市では能生地域に児童館というのがございまして、そちらも今、市の直営でやっている中で、そういったところのノウハウもございますので、そういったところも含めながら、この施設が有効活用されるような形で取組を進めていきたいと思っております。

議会のほうにも、今ほどご説明いたしましたけど、事業者が決定した段階、あるいは運営の考え方等まとまりましたら、随時ご説明をしながら、進めさせていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○保坂委員

いろいろ言いましたが、非常に期待をしております。今まで糸魚川市になかった屋内遊戯施

設であります。やっぱりちょっとぴかっと光るような施設になっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○古畑委員

今回ね、地域未来交付金がついた。多分、子育てに関わるものだから予算どっか探せばくっついてくるだろうと、今回2分の1補助ね。本当によかったと思います。

で、お聞きしたいのが、今後プロポーザルで進めていくんですけど、この合計8,000万の予算の中においては、遊具施設だとか、そういうものも含まれた金額になっているのかな。プロポーザルのほうは、遊具のレイアウトだとか、全体を考慮して設計書というものを出してくるんでしょうかね。

○能登係長

8,000万の中には、いわゆる大型の遊具なども想定しておりますけれども、そういった遊具関係を含んでおります。ただ細々したテーブル、椅子などの細かな備品につきましては、新年度、来年度に入りましてからということになりますので、この中には含まれておりません。

以上です。

○古畑委員

備品程度が、その後、付随して出てくるであろうと。

あのね、今まで見てきたところの中では1,000万の滑り台だとかね、何千万のさ、あれだとかって出てくるんで、そんなものまで見込んでるのかね。これやっぱり8,000万でさ、どういうふうにかまうのかっていう問題がありますよね。

現地も見させていただきました。

不動産屋さんの話によると、電気みたいな配線だとか、そういうものを全部直していただいて整備する。外見の色、塗り直しみたいなものをやるって言ってますよね。だからそういうことも踏まえた契約ってのは、ちゃんとできてるんですかね。ある程度、サービスの部分をさ、しっかり受け取らないと、もったいないと思うんですけど、徹底されてますでしょうか。

○能登係長

今ご質問いただきました、例えば、外壁工事などの建物の躯体に係るところの部分につきましては、賃貸借契約上の中で、貸主、いわゆる所有者の方のご負担でということでの明記をさせていただいておるところでございまして、今はちょうど外壁工事がもう既に始めておられますので、私らが貸していただく時期までには、綺麗なものになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○古畑委員

さっきの保坂議員のさ、発言じゃないけど、色塗るにしたってさ、赤にするのか、白にするのか、青にするのか、空型にするのかね。何か特色のあるものにしてっただほうが面白いのかなと思います。

それから、保育園の民営化だとかね、近くに小学校もあるわけだし、グラウンドなんかやっぱり共有したっていいと思うし、何かうまい具合にね、周りに商業施設もあるから、人も集まってくるんじゃないかなって。市民優先で私は全然構わないし、何もね、税金も払ってない市外の人に使うことはないだろうなと思う。確かに、にぎわいの一環とすればね、子供を人

質に取るってというのは、ありがちでございます。そういうこともあって、ほかの保育園だとか小学校とも連携取って、楽しめるようにしていただきたいと思います。要望です。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第 70 号のうち、こども家庭課の関係部分についての質疑を終結いたします。

＜学校教育課関係＞

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、学校教育課関係の付託案件審査を行います。

議案第 70 号、令和 8 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、学校教育課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○渡邊学校教育課長

それでは補正予算の説明をいたします。予算書 16・17 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目教育委員会費、17 いじめ防止対策事業は、市立学校におけるいじめ事案について事案の早期解決及び適切な対応を専門的な視点から指導及び助言を行うとともに、いじめの重大事態化を防止するため、いじめ対策専門チームを設置します。いじめ対策専門チームの設置に伴い必要となる予算の増額をするものであります。

資料 No. 1－1 をご覧ください。

1 の内容は、今ほど説明したとおりです。

2 のいじめ対策専門チームの概要についてご説明します。概要については、資料 No. 1－2 のいじめ解決に向けた組織的対応のイメージ図によりご説明します。

こちらをご覧ください。

図の中央にあります、いじめ対策専門チームは、いじめの深度が重大事態化する可能性のあるレベル 3 の事案について協議を行い、いじめの重大事態化を防ぐことを目的として設置いたします。チームの構成員は、教育委員会の枠内にとどまらず、高度な専門性と実務的な知見を有する外部の人材を交えた組織となっております。具体的には、スクールロイヤー、弁護士、スクールソーシャルワーカー、警察関係者、教育関係者、そして学校教育課職員によって構成いたします。人数については、7 名程度を予定しております。法律、心理、安全、治安など、それぞれの分野の専門的な視点から、事案を正確に捉え、迅速かつ最適な解決策を導き出すことが可能となります。具体的な運用といたしましては、毎月 1 回程度ケース会議を行います。この会議において、事案に関連した情報の一元化、専門的視点による対応、教育現場だけでなく、各機関と連携した対応・支援の検討について協議いたします。対応の具体例としては、事案に応じた適切な相談機関の検討や接続、学校現場への助言・支援、さらには教職員の対応力を高めるための職員研修への支援、市教委等からのケース相談などです。本チームからの対応

策を市教委から学校へ、あるいは専門的機関へ情報を共有し、いじめに直面する学校現場に対して強力なバックアップを行います。これに対し、学校側からもいじめ発生時の速やかな報告や、情報の集約が行われる双方向のルートを確立しています。

3の予算についてご説明します。改めて資料 No. 1－1 をご覧ください。

予算科目等については記載のとおりです。ケース会議、会議分としまして、会議の開催回数は月1回程度の定例ケース会議に加え、緊急的なものも含めて15回とし、1回のケース会議の所要時間は2時間。また、報償金の支払いが生じる構成員が3名分とし、99万円。ケース相談分とし1回2時間の50回分を見込み、110万円。なお、委員の報償金の1時間当たりの単価は税込1万1,000円としております。構成員の交通費相当分として24万円、合計233万円を補正予算として増額したいものです。

続いて、予算書16・17ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費、23小学校改修事業は、糸魚川東小学校において、通級指導教室の増設が必要となったことから、間仕切り壁を設置することにより、教室を増設したいため、予算の増額をするものであります。なお、通級指導教室とは、通常学級に在籍しながら、発達や学習、言語などに、課題のある子供が、必要に応じて個別の指導や支援を受ける教室のことです。

学校教育課資料 No. 1－3 をご覧ください。

1の内容につきましては、今ほど説明したとおりであります。

2の工事概要ですが、1階の多目的教室として使用している教室を通級指導教室として使用するため、特別支援教室との間に間仕切り壁を設置することで、2つの教室に分け、冷房機器は、分けた2教室にそれぞれ室内機が設置されていることから、リモコンのみ両教室に設置します。また、暖房機器は既存の機器が仕切り壁を設置することにより、1教室のみとなってしまうため、ガス管を分岐させて、2教室へ配管し、ガスファンヒーターを1台設置いたします。

3の予算につきましては、この工事に係る工事費として200万円を補正予算として、増額したいものです。

4の財源につきましては、学校施設管理事業債で200万円を見込んでおります。

説明は以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○保坂委員

今日いただいた資料 No. 1－1 で、いじめ防止対策事業補正予算についての(2)の構成員のところなんです、この構成員の役割につきましては、あくまでもあれですかね、教育委員会のほうから、レベル3と相談して、客観的に意見をいただくっていうレベルのものなのか、それとも実際に保護者とか、被害者・加害者との関わりを持つ中で、一緒になってアドバイスもらいながら、その問題事案について取り組むっていうスタンスなのか。その辺の違いをちょっと教えてください。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

この構成員につきましては、今、委員、最初におっしゃったように、こちらからのお願い等

に対して一緒にいじめの事案について考えて、それぞれの専門的な見地からアドバイス等をいただくということをまずは想定をしております。

現在の段階では、直接保護者に関わって一緒に話し合いをするとか、そういったことについては、考えてはおりません。ただ、例えば弁護士さんであれば、法的な見地から対応について、解消に向けてこのように進めたらいいというふうな指導をいただけたらと思いますし、警察関係者の方からは、この時点で相談をしたほうがいいとか、今まで学校・教育委員会で悩んでいた部分を、的確にご指導いただける。また一緒に対応に取り組んでいただける。そういう組織にしたいと考えております。

以上です。

○保坂委員

特に警察関係者に関わるところで言うと、今、家庭内DVとかもあるんですけども、付き合ってる、付き合っていない、要は若い人たちがお付き合いしてる中でのDVとかもあったりとかして、そういう分野に入ってくると、なかなか教育委員会で対応するって難しいかなと。

DVというと聞こえはあれですけども、傷害になったりだとか、あと何か月も治療にかかるようなケースとかもあるので、そういったところにもやっぱり警察の人からのご協力をいただいて、早期にそういう対応していくのも大事なかなと思ってまして、そういったところも何か一緒になって動いてくださればなということで、ちょっと確認なんですけど、その辺、いかがなものなんでしょうか。

○渡邊学校教育課長

ありがとうございます。お答えいたします。

今日ご説明いたしましたのは、いじめ問題に関わる専門チームということですが、今委員おっしゃるように、特に家庭環境等につきまして、家庭内でのDVの問題っていうのは、最近大きな問題になっているところであります。教育委員会としては、今回これはいじめの専門チームですが、警察との連携とか、情報共有というのをより一層密にしていかなければいけないというふうに考えておりますので、家庭の問題であるとか、そういったことは、また、こども家庭課の家庭児童相談員等とも協力をしながら、必要な場合にはすぐに警察と相談できる、そういった体制も今後必要になってくると思っております。

以上です。

○保坂委員

私ちょっと今、家庭って言葉使っちゃったから誤解を招いたかもしれないですけど、子供同士のお付き合いしていく中で、DVに発展したりするケースがあるので、そういったところも加味した対応をこのチームでやっていただきたいということと、あと今回糸魚川市においては、タブレットの関係でのそういういじめっていうかね、そういう事案についても、やっぱり本当に認識を新たにせんきやいかんなあと私自身も思ったんですけども、そういう情報機器によるサイバー犯罪っていうか、そういったものに対しても、いわゆるいじめに該当するので、そういったところも、逆に、教えてもらいながら調査しないといけないということも、今回すごく分かっているので、その辺もご協力いただきたいと思いますし、あといじめなんだけども、犯罪に近い、要はトクリュウもそうですよね。結局、脅して自分の言うことを聞かせるみたいな、そういういじめなんだけども犯罪まがいみたいなところも、どっちがどっちみたいな、今そういう形態になってきているので、そういったところについても、特にこの警察のご協力っていただ

かないと、今後いろんな新たないじめの形っていうのが出てくるのかなと思っておりまので、そういったところも一緒になって私はやっていただきたいと思いますので、全面的なそういう体制づくりをお願いしたいと思います。

答えれば、そういったところも答えていただきたいと思います。すいません。

○渡邊学校教育課長

すいません。先ほど質問の意味を取り違えておりました。失礼いたしました。

子供同士の、やはりその付き合いとか付き合わないかっていう話も、低年齢化してきております。その中で、やはり今までは大人であったDVのようなもの、暴力的なもの、あるいは性暴力的なものも含めてですが、低年齢化してきているということは、もう全国的に確実なことですので、その辺りもこの専門チームは、より入り込みやすいのではないかと考えています。学校あるいは教育委員会、家庭、なかなか入り込みづらい犯罪の部分とか性的な部分については、ここの専門チームの専門性が十分生かされるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○保坂委員

結局いじめの温床というか背景は、結局、相談できなかつたり、やっぱり自分のことだと思って、しょい込んでしまうところに問題があるので、そういったところの何かおかしいなっていうところ、気づけるところも、警察の目又は弁護士が目っていうところで、ぜひアドバイスもらって、このチームがしっかり機能していくように努力していただきたいと思います。

以上です。

○古畑委員

この資料1・2に対して質問なんですけどね。いじめ対策専門チーム、学校からの相談事は受け付けますが、一般の保護者からの訴え、問い合わせみたいなものは受け付けないってこと。

これどういうことなんすかね。これは予算かけて、教育委員会の相談所をつくるということなんですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

前回、いじめの重大事態の調査委員会からも提言をもらったのは、教育委員会として、いじめ問題に専門的に対応できるチームを整えたほうが良いというふうな提言をいただいていたかと思っています。それを形にしたいというのが、この専門チームです。

今委員おっしゃったように、保護者からの訴えであるとか相談というのが、ここの部分には今入っておりません。ただし、その部分も本来であれば、いじめを発見したり対応したりするのに非常に重要な部分だと、そのトライはもちろんあります。ただ今回提案させていただいてるのは、学校・教育委員会からのという部分で提案をさせていただいております。

以上です。

○古畑委員

もちろん、何だろうな、教育委員会、学校、いじめとして認定してくれなかった。もしくはいじめられてるのに何もしてくれなかった。そして、その後の学校や教育委員会の対応が非常にまずかった。冷たかった。それで、古畑さん何とかしてくれて、よく相談にも来る。そういう窓口をつくってくれて言ってるんだよ。市民の皆さんがさ、ちゃんと来れるような。しかもそれは学校だとかによらない、こういう専門チームの皆さんならなおさらいいじゃない。

こういうところさ、市民のほうの意見を聞く会にしたらどうですか。教育委員会なんか、所詮、起こったって全部改ざんしたり、捏造したり、隠蔽したりするんでしょう。そんなものの情報をこの専門委員会に尋ねたって、教育委員会が望むような回答しかもらえないですよ。弱い立場の側の保護者だとか、被害者だとかってというのが、訴えることのできる専門委員会にしてくれりやどうですか。こんな高いお金出して、お願いしているのに。今回また調査委員会で、また何か、先ほども予算をさ、付けたけど。これなぜさ、そういうものがなくならないかなんですよ。学校の教育現場の見解じゃないのよ。学校教育現場の見解と教育委員会の見解、それぞれ被害者や加害者の皆さんも含めて、当然おかしいからでしょ、その判断が。指導が。だから問題になるんだし、何もしてくれないということになるんでしょう。それなのに、そういう被害者の皆さんの意見を全く言うところなくて、学校の先生ばかりケアするのか。いかがですか。それおかしいんじゃないですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

古畑委員がおっしゃった、保護者、子供の考えを聞くということは、とても大切だと思いますし、例えば、行政がいじめ問題に取り組んでいて、結構話題になっている寝屋川モデルとかは、直接、保護者からの相談を吸い上げるシステムをつくっていて、全国的にも注目されているところです。

先ほども申し上げましたが、その点は非常に重要な視点だと思っておりますし、整えなければいけないと思うんですが、今回は、まず学校が、先ほども判断、指導がおかしいという、ご指摘もいただきましたが、そういったことのない学校ができるような、チームを構築したいということで、今回の予算をお願いしているところであります。

以上です。

○古畑委員

確かにそういうケースもあるんでね。学校の先生だとか現場からさ、質問したり、アドバイスをもらったりするのも重要だ。だけど、それだけではね、一方にばかり配慮してしまっって、もう一方についてはおさなりになってしまうんじゃないですか。だから、これは当然、被害者、保護者からの相談の窓口だっってつくるべきですよ。

で、相談窓口だとか何とかってというのはさ、第三者のほうがいい。やっぱりそういうのを学校や教育委員会に言ったってさ、子供を人質に取られてる以上さ、言えなかったり、口をつぐんでしまう場合だっって、たくさんあるんですよ。

この後の所管事項調査で、具体的な話もいっぱいしますけどね。あなた方がいろいろ経過を教えてくれとか言ったって、全部さ、そういうことを捏造したり、改ざんしたり、消滅させたり、証拠を隠蔽したりするじゃないですか。そういうことをされた側の、今度は相談窓口の体制をつくってあげなさいって言ってる。一から全部説明しなきゃ分かんないようなことをさ、何回も何回も聞かれて、何回も何回も同じこと言うんでしょう。そのたんびにさ、学校側から教育委員会の都合が悪いからって蓋されるんでしょう。それが全部が全部じゃないけど、ここしばらく頻繁に起こってますからね。相談したい相手とか、ところなんて誰に相談したらいいんですかって話になる。じゃあ弁護士でどうぞって言うけど、弁護士は相談料がばか高い。弁護士の相談する補助金とか何かないんですかねってやっぱり言われるよね。そうになると、やはりある程度無料のさ、こういういじめ解消に向けた取組の組織ありますよ。そこでまず相談し

てみたらいかがですかねとか、お話を聞いてもらってもどうですかねって。それやっぱりやるべきじゃないですか。スクールソーシャルワーカーだとか、スクールロイヤーだとか、名前ばっかりの人がいるみたいだけさ、その人たちから働いてもらいなさいよ。じゃあ何月何日においでください。で、その結果を次のいじめ対策専門チームの議題として持っていけます。教育委員会からばっかりが、その議題を出すんじゃないくてさ、この参加したチームの皆さんが直接相談を受けて、これは問題だわという話をやっぱりやって、学校や教育委員会に対して適切な指導をしていくってことが理想じゃないですか。これやっぱりどうみても、教育委員会のさ、教育委員会に対する相談所だよ、これ。それはおかしいんじゃないですかと言っている。どうですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

古畑委員ご指摘のとおり、今回のこの専門チームについては、教育委員会、それから学校がどう適切に対応するかっていうことについての、判断であったり指針を示してもらったりするためのチームとして想定しておりますので、その部分は本当に今回、教育委員会・学校の相談するところだとおっしゃられれば、そのとおりというふうに思っております。

ただ、改めて今ご質問いただいて、保護者、児童生徒からの相談ということの大切さについても、非常に重要だと思っております。県であるとか、県教委ですね、LINE相談とか、そういったことはしておりまして、長期休みの前とか、子供・保護者にそういう場所を周知はしているんですが、確かに身近な糸魚川市で、そういう相談を気軽にできる場所というのは、今ないのかもしれない。その辺も含めて、今後検討というか、調査してまいりたいなと思っています。

以上です。

○古畑委員

今、例に出たけどね、今回受けてもらったさ、そういうスクールロイヤーだとかスクールソーシャルワーカーの皆さん、また第三者的な立場で出てこられるような方に対してはさ、やっぱりネットでの相談にさ、乗ってあげる、より具体的にさ。相談しに来られる人ってさ、学校側に相談したってことを知られたくないってのは、多いんですよ。教育委員会にも言わないでください。たまに歯切れ悪くなるのは、言うなとか匿名希望だとかって、いろいろあるからね、全部言えないから。でもさ、あのね、全部が全部、議員さんがそういう相談に乗ってくれるわけじゃないんですよ。あの議員に断られて、あの議員に行ったけど取り上げてもらえなかったから、あなた何とかしてくださいって。最後は溺れる者みたいになってくるんですよ。わらをもつかむでね。そういう窓口をつくってあげられないかってことだよ。私だっていつまでも市会議員やってるわけじゃないんですよ。やれるわけもない。その辺の保証もない。でもさ、突然いなくなったらそういうさ、相談しに来られた方々っていうのは、宙に浮いてしまうわけじゃないですか。だから、これだけつくるんならさ、この1万1,000円もかけてさ、人を雇うなら、雇うというか、来ていただけるんならさ、子供たちや親の立場、被害者の言葉が直接伝わるようにしてくれませんか。すべきです。で、こうゆうのつくってくれて、ずっと私もお願いをしてきたしね。小学校・中学校・高校のいじめ対策連絡協議会でもなんでも、そこをやって、その中のさ、代表なり、何なり、意見なりがちゃんとここに届くようにして、見解をやらなきゃ駄目でしょ。糸魚川の教育現場といじめの内情ってのは、本当にひどいですよ。皆さ

んはそれぞれ把握されていることだろうと思うんだけど、やるなら徹底的に。やっぱりそれこそね、言葉取り消しくらったけど、片手落ちにならないように。そこをやっぱりバランスを取って、両手でやっぱり考えられるようにしてあげないと駄目でしょ。

どうせつくるんだから、そういうふうにやってください。大体さ、学校側が相談する相手っていっぱいあるでしょ、県だろうが、なんだろうが。そうゆうとこ活用すりゃあいいじゃないの。ここは細かな事例を専門的な立場から、どう思われますか、こういう場合はどういうふうにやればいいですよ、保護者からの被害者からの意見も聞いたけどこうですね、こういう場合は、こう。だから初動体制が悪いって何回も言ってるじゃないですか、みんな。あなた方、何回初動体制悪いって指摘されてるのか。一つも直ってないじゃないですか。これは被害者側のやっぱり窓口を絶対つくるべきだ。

それから小中高のいじめ対策協議会なり、連絡会なりをちゃんと決めて、その代表の1名か2名もこの中に入って、具体的な例として対処策を考えていかなきゃ駄目でしょう。だから即効性のあるものにしていかなきゃ駄目だ。いかがですか。

こっちのほうもそれをずっと要求してきたのに、できたものがさ、なんでこの教育委員会の相談所になってるの。そこはちょっと譲れないんですが、いかがでしょうか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

繰り返しになるんですが、今回補正予算をお願いをしているのは、先ほど申したとおり、教育委員会、学校の適切な対応のためのチームと、対応につなげるためのチームということで専門的な知見を持つ方を入れて、より複雑化するいじめ事案にしっかり対応できる体制にしていきたいということで、今回お願いをしています。

これも繰り返しになるんですが、委員おっしゃるような、保護者、被害者が相談できる場所の必要性っていうのは、やっぱりあると思うんですが、今私のほうでそこまですぐ一緒につくりますっていうのは断言できないんですが、先ほど言った県であるとか、全国にもあるんですけども、そういった相談窓口等の内容等も調査をして、それを踏まえながら、検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○古畑委員

えっとさ、何ていうかな、つくるなっていうんじゃない。つくってほしいって、こっちのほうずっと要求してきたんだよね。

でもさ、私が要求してきたものっていうのを、つくってほしい。いじめ対策に対してすぐ専門チームをつくって、いろんな立場の方からも意見もらってやればいいっていうのは、これじゃないんだよ。こういう組織じゃない。これじゃ教育委員会からの一方的な相談に対してのアドバイザーたちの集まりじゃん。親にさ、寄り添ってお話できる方。しかも非常に被害者、加害者のそれぞれの立場によっては、それを逆転する要素ってたくさんあるよね。一概にどっちがいいとか悪いとか言えない。だから、学校の現場も困ってる。親たちも困ってる。取り上げてくれないこと自体に、もう憤りを感じてる親もたくさんいる。で、何回言っても直らないって、いじめがなくならないって。途端に逆らうのをやめて、もう黙って時が過ぎるのを待とうっていう子供たちもたくさんいる。そういうのをどう救済するかって言ってるんでしょ。

だからこうじゃないんだ。だから山本次長、鶴本教育長どう思いますか。そりゃ今課長ばっ

かりね、どうする、どうするって言われたって、課長だって、いやあ上から言われてつくったもんでってなるよね。長年、教育畑のほうだけでさ、やってこられた教育長あたりが、ああ分かりました、すぐやりますって言えば済む話じゃないですか。

○鶴本教育長

古畑委員から、児童生徒、それから保護者が気軽に相談できる窓口をしっかりと設置してほしいという要望については、今までも何回かお声を出していただきました。私どももそういった相談組織機能みたいなものは、市内にもありますし、上越管内にもありますし、県でもあります。ただそれが本当に機能しているかどうかという部分のところは、少し保護者の立場にとってみればクエスチョンというふうな部分のところもあるやに聞いてます。

だとすると、市内で一番早くいろんな相談に乗ってくれる場所、それも教育委員会サイドとか、そういう立場じゃなくて、第三者的な立場で教育相談に乗ってもらえる場所というような部分のところを、改めてまた確認する中에서도って、そういった窓口と、この組織的な対応の組織がリンクするような形でというような部分も古畑委員のほうからも話がありました。

私はその一つの窓口に、ケース相談というふうな部分のところが、その組織図の中にあると思います。だとすると、定期的な月1回平均のケース会議のほかに、ケース相談、一つ一つの事例に応じて、その相談の内容に応じて、みんなで意見交換していくというふうな内容として、取り上げるだろうと、取り上げたいというふうには私は思ってます。だとすると、相談窓口と、ここのケース相談っていうふうなつながりをこれから意識的に強化していくことによって、今ほど古畑委員のおっしゃっているようなニーズが少し解消できるのではないかな。動き出してみてもって相談機能が、どんな場所でもってリンクして機能していくかという部分については、少し時間をいただきたいなというふうに思ってます。

以上です。

○古畑委員

少し時間をつていうことなんだけど、もう議案としてさ、この予算認めてつくるっていう段階じゃないですか。で、そんな時の見直しがさ、効くのかどうなのか。これやっぱプラスさ、保護者や被害者の相談窓口っていう部分をどこに乗つけていけるか。今の教育長の言う案ではさ、本当に素晴らしいこと言うなと思うんだけどね。そういういろんなケースワーカーのケースに対してさ、言えるようにしてほしいと思うし、場合によってはね、何やってんの学校とか、何やってんの教育委員会はとかって言える人じゃなきゃ駄目だわ。本当にもうあなた方見事にいろんな話をすり替えたりごまかしたりする。この後の所管事項で、細かいのがいっぱい来ますから、細かいの細々と聞いてきますけどさ。そういうことの積み重ねで学校に対する、教育者に対する不信感って、ものすごい募っている。

で、これを、ここの中において、解消できる組織づくりっていうのを前から要求している。そこには確かに専門性もあるだろうし、犯罪的な要素もたくさんある。特に、あのね、うちは18歳までだろう。対象が高校まで広がっていくと思うんだけどさ。それだって、未成年と成人が混同する教育現場だってのがあるわけですから。そこをやっぱより複雑化していく、教育現場というものをどう理解していけばいいのかと。

それからどうしても駄目な、いじめのね、孤立してしまっただ駄目な場合はさ、学区に捉われずさ、転校するっていう方式だって、もっと真剣にやりやすいように考えてやってほしいと思うんだよ。住所を学区内におかなきゃ駄目じゃなくてさ、もうかなり厳しい現状でございま

す。

本当にじゃあ最後どうするの、これ。じゃあ山本次長、これじゃあ今教育長からのお言葉もいただいたけど、こういう組織については、被害者の生徒さんだとか、親御さんだとかの意見を聞いてもらえる窓口はつくってもらえるっていう形でいいですか。どうですか。

○山本教育次長

お答えいたします。

教育長からも、ご答弁があったかと思います。

古畑委員おっしゃるように、被害者のご家族、保護者の方等の意見を聞くというのも、大切なことだというふうに私も思っております。

ですので、そういったお聞きするような窓口も、今回はこの形で示しているんですが、この中にどのように落とし込めていけるのかというのを、早急にちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○古畑委員

もしくはね、教育長がさっき言ったように、これは先につくっておいて、これとリンクできる一つの窓口、また相談所みたいなをつくるっていう手も確かにあるよね、時間差でつくって。やっぱりそこ何回も言うけど、各種専門の皆さんにさ、直接伝えることのできる、相談できるような体制というものを、ぜひつくってもらいたい。だからそのやり方だね。そこさえはっきりしてくれりゃいいんだけどね。今回、議案だからさ、検討しといてねってわけにはいかないんだよね。検討するって約束してくれるんなら、議案通すし。いかがですか。

○山本教育次長

先ほども私申しましたように、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

[「つくるって言え、つくるって」と申す者あり]

○阿部委員長

八木係長。

○八木係長

第三者性のある相談窓口をとということで、今見てみましたら、県の中で約4か所、それから上越の児童相談所。それから警察や警察相談専用電話、法務局の人権相談窓口、チャイルドライン支援センター。それから新潟県弁護士会、初回無料という、こういったいろんな相談の窓口があります。新しくつくることも重要なんですが、今ある組織を最大限に生かしていく上では、子供たちや保護者のほうに、これを周知するというのも私達は大事な役目だと思いますので、これから周知できるように準備したいと思います。

以上です。

○古畑委員

それは同時にやってくださいよ。

周知するからって、別に糸魚川ではつくらなくていいですよっていうふうに聞こえましたよ、今。新しくつくるより、あるもの使いましょうって言って、新潟市だとか、その弁護士会だとか、上越の児童相談所だとか、そこまでいちいち相談しに行けっていうことなんですか。私は糸魚川市の中で完結できませんかって聞ける。すべきだって言ってる。それをちゃんと

税金を使ってそれだけの専門チームをつくるんなら、そこに窓口をつくってくれって。この組織図だけでは、学校と教育委員会からしか相談できなくなっている。これはあまりにも不本意じゃありませんかって。弱い者の立場の相談窓口だって、ちゃんとするべきですよ。まあ言ったこと全部要約すればこんなもんなんですけどね。

で、教育長は確かにそういうものがが必要です。リンクできるような組織をつて、今言ってるんだよ。何を話を最初に戻してさ、現在ありますのでそっち使ってくださいなんて、どうしてそんなこと言えるの。最初に言うならいいけど、ここまで話が詰まってどうして今言うかな。だんだん納得できなくなってきましたよ。

○山本教育次長

今古畑委員おっしゃったように、決してそれだけをとということではなくて、こっちのほうも、しっかり検討して、早急に検討すると、私、お答えいたしました。実際にはそういったこともあるということで、そういった周知につきましても、同時に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑、保坂委員。

○保坂委員

すいません、今、古畑委員のお話を聞いてて、単純に糸魚川市でもやってる無料法律相談の教育バージョンつくっていただければいいのかなって、今聞いてて思いました。

私はあくまでも、このいじめ防止対策事業については、要は現場の先生方がやっぱり今授業っていうか、そういうところもやりながら、いじめの事案を対応してて、大変になってきている。いじめの種類もだんだん多様化してきて、それになかなか対応できないから専門分野の方からのアドバイスもらいたいっていうつもりで、私はずっと言ってきた専門チームなんで、私は、これ自体はありがたいと思うんですけども。

確かに今、古畑委員のおっしゃるとおり、第三者の相談窓口っていうのがあれば、本当に便利だと思いますし、確かに公明党もLINE相談とかいろいろさせてもらって、長野県のほうで非常に子供たちが相談しやすいという評価も行っているところでもありますけれども、市の中で完結するというのであれば、無料法律相談の回数を増やし、教育専門の日程を取るとか、やっぱそういうところは、ちょっと今後検討すべきだと思いますので、そういったところもちょっと前向きに考えてもらいたいなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

ご提案ありがとうございます。私自身今日のご質問をいただくまで、やはり教育委員会、学校サイドの視点のほうがより強く、考えながらこの提案させていただいたなというふうに思っていて、反省をしております。やはり保護者、児童生徒が相談しやすい、困ったときに頼れる、そういったところを一緒につくっていくということが大切だということを改めて感じましたので、今のご提案のあった無料相談等々についても、ちょっと私もこれからしっかり勉強して、次またこんなふうにつくっていきたいと思いますというお話ができるように、準備をしたいと思います。

ありがとうございます。

○古畑委員

じゃあ、それはね、それにご期待申し上げて、一旦納得するような格好に。

それからね、さっきも言ってるように、県内各地でもさ、上越市内でも相談所はたくさんあるんだよ。だけど相談しても何もしてくれないっていうのが、問題になるんだよ。だから、こういうチームができたんなら、そこに相談したら解決までやってくれる、解消までやってくれるっていう方針をやっぱりつくっていかなくちゃ駄目なんだ。相談してるうちに年月たっていつて、結局何も解決しないうちに3年間終わっていくなんてざらにあるんですからね。そこをやっぱり念頭として、相談を受けたらすぐやる、すぐ解決してくれる、すぐ対応してくれるっていう形をやっぱりつくっていくべきだと私は思いますよ。というか、ぜひそうしてください。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第70号のうち、学校教育課の関係部分についての質疑を終結いたします。

<文化スポーツ課関係>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に文化スポーツ課関係の付託案件審査を行います。

議案第70号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）で、当委員会に分割付託となりました関係部分のうち、文化スポーツ課の関係部分を議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○川合文化スポーツ課長

それでは、議案の16・17ページをお願いいたします。

下段の10款7項7目、16博物館整備事業は、フォッサマグナミュージアムが使用する岩石分析機器を購入するため増額補正したものであります。具体的な内容につきましては、お手元の資料に基づき、ご説明申し上げます。

1の補正の理由につきましては、フォッサマグナミュージアムの研究活動の推進に役立ててほしいとのことで、本年3月末に糸魚川市に対して、2,000万円のご寄附をいただきました。この寄附金を活用して、岩石分析機器を購入し、学術研究、石の鑑定等に活用するものであります。2の事業概要につきましては、デスクトップX線解析装置と携帯型成分分析計の2種類の岩石分析機器を購入するものであります。3の事業費（積算）につきましては、それぞれ1台ずつ購入する予定で、事業費の合計は2,500万円であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○保坂委員

すいません。

私見たこともないような装置なので、素朴な疑問なんですけど、これはあくまでも研究者用機器ということでしょうか。

○小河原主査

ご説明いたします。

この機器に関しましては、研究者向けの機器というふうになっておりまして、私ども学芸員が使用いたしまして、一般の方向けの分析ですとか、そういったところに利用したいというふうに考えております。

以上です。

○保坂委員

となると、いわゆるいろんなイベントだとか、石拾いのときに、担当者がこの機器をちゃんと管理して、そういったイベントのときに鑑定をして、市民の方に教えてあげたりとか、そういうイベントのときに説明したりとかするっていうものという認識でよろしいでしょうか。

○小河原主査

そのご指摘のとおりになるかと思います。

特に携帯型の成分分析計につきましては、バッテリーで駆動いたしますので、運搬することが可能になります。私どもは石の鑑定という、お客様の石を鑑定する事業行っておりますが、そういったところで、十分、実用に耐えられるような機械で選定しておりますので、そういったお客様のサービスに応えるような対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○保坂委員

ちょっと変なこと聞きますけど、これだけ、糸魚川市に石拾いの方が増えておられて、たくさんの方が来られております。この間の一般質問でもヒスイ海岸のところでね、駐車場のケースとか、おトイレのことだとかっていうのが話題になったんですけども、こういった機器を使って手数料をいただくとか、何かそういったところをちょっと本格的にやられたほうがいいんじゃないのかなって、正直思っています。行政だと基本的にはそういう収益事業ではないので、サービスでやって広く受け入れていこうっていう、そういう姿勢は、それはそれで私もいいなとは思っているんですが、ここまでのいろんな部分でフューチャーされている糸魚川の海岸、また石拾いというものについては、もっと逆に何か言葉悪いですけど、うまく利用してお互いがウィン・ウィンになるようなケースとして、こういう機器も使っていきべきじゃないかなと思ってるんですけども、これはあくまでも無料でイベントのときに提供するもので、ちゃんと専門家が扱うものというふうに捉えていけばいいのか、その辺ちょっと考え方を教えてください。

○小河原主査

お答えいたします。

今回の分析機器に関しましては、博物館内に委託分析の制度がございます。現在使用しております走査型電子顕微鏡、SEMという機械におきましても、分析の申請をしていただきまして、分析の手数料を納付してもらい、1件5,000円という形で、分析の委託をってもらうようなことが博物館の条例内にも入っております。

今回、購入いたしますデスクトップX線回折装置につきましても、同様に、外からの分析依

頼があった場合は、1 件 5,000 円という委託分析費用が博物館条例の中に記載してございますので、その範囲内で対応していきたいかというふうに考えております。また石の鑑定ですとか、その他の分析ですね、そういったところの有料化につきましては、今後の検討事項という形になるかと思います。

以上です

○保坂委員

あと素朴に、ご寄附していただいた方は、こういう分析の機器で使うことには了承されてるというか、こういう使い方、また糸魚川市の取組として賛同してくださるという認識でよろしいでしょうか。確認のため、お願いします。

○小河原主査

ご指摘のとおり、そういった趣旨での使用ということで、ご寄附をいただいてるという形になります。

以上です。

○古畑委員

これ 2,000 万円のご寄附いただいた方には、本当に感謝申し上げる次第であります。

でもさ、2,000 万円のご寄附でさ、なんで 2,500 万円に膨らんでしまうんでしょう。

寄附した部分の中で買うなら確かに分かるんですが、これどうしてさ、2,000 万なのに 2,500 万円の予算になるの。そこをちょっとお聞かせください。

○川合文化スポーツ課長

今回積算の 2,500 万につきましては、あくまでも定価カタログ上の金額でございます。これから発注につきましては、入札ということで、この定価よりも下がる見込みであります。

以上であります。

○古畑委員

それは値切る自信があるということなんですかね。

2,500 万円を 2,000 万円でやるってことなのかね。で、なから計算合いますねってことなんですか。あの今のさ、なんであれなんですかってったら、定価を値切る自信がありますよっていうからだという答弁になっちゃうんで。

それで、500 万円もじゃあ値切れるんですかっていう、再質問です。

○川合文化スポーツ課長

フォッサマグナミュージアムで必要とする機器、検討した結果、実際こういったものになりましたが、入札結果によれば、これより下がる見通しがあるということでございます。

○阿部委員長

委員長から整理させてください。

古畑委員のほうで、寄附は 2,000 万円ありました。2,000 万円のうちで購入はできなかったのか。なぜ 2,500 万円、要は市が 500 万円を足した理由は何なのかという趣旨のご質問であるというふうに認識しておりますが、古畑委員、これで間違いないですか。

○竹之内博物館長

今回、二種類の分析機器を購入させていただきます。

デスクトップ型の X 線のほうは、既にミュージアムにございまして、長年使用した関係で、これは壊れてしましまして、今は使えない状態なんです。今回 2,000 万円のご寄附をいただい

るということで、従来のデスクトップ型のX線の装置を更新し、さらに今石の鑑定ですとか、いろんな石が見つかっておりますので、さらに野外に持って行って使えば、さらに研究活動や教育普及活動にさらに効果があると思ひまして、2,000万円プラス、この携帯用のX線を買わせていただいて、その合計で2,500万円とさせていただいたという考え方でございます。

研究教育活動が高進するという、そういう目的がございます。

○阿部委員長

これを寄附いただいたことを、心意気をくんで、市としても、要は更新プラス、新たに機器を導入して、さらに広げていきたいというような、石に関しての研究をさらに深めていきたいというような認識でよろしかったでしょうか。

○竹之内博物館長

そのとおりでございます。

○古畑委員

いや、阿部委員長の答弁で納得しました。

○阿部委員長

ありがとうございます。

ほかにご質疑よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、議案第70号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）で当委員会に分割付託となりました、関係部分の質疑を終結いたします。

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより議案第70号、令和8年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に分割付託となりました、関係部分を採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決しました。

[集約事項] なし

[審査結果] 原案可決（令和8年6月29日）

請願審査

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に請願審査を行います。

まず、請願第1号、「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願についてを議題といたします。

請願内容については、定例会初日に配付された請願文書表のとおりでございます。請願については、会議規則第142条第1項の規定により、委員会で必要があれば紹介議員の説明を求めることができます。本請願については、田中議員が紹介議員でありますので、説明を求めたいと思います。

これにご異議ございませんでしょうか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご異議なしと認め、田中議員に説明を求めます。

○田中議員

よろしく願いいたします。

30人以下学級の実現、教職員定数の改善、働き方改革、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願、ちょっと長くて恐縮なんですけれども、毎年この6月定例会に提出させていただいて、全会一致で昨年も認めていただいた。ほとんど内容はそんなに毎年変わっていないんですけれども、かいつまみますと、そういった運動のかいもあつてと思うんですけれども、2021年に法改正がありまして、小学校の学級編制の標準、それが2025年まで、昨年までに35人に、おかげさまで引き下げられました。今年から中学校が段階的に引き下げられる方針となっております、一応、予定では2028年度までに35人が実現する運びになっている予定であります。現実としては、学校現場は非常に大変な状況になっているということは報道等、また市内の学校の内容等を見ていただいてもお分かりのように、ここにも書いてありますけれども、貧困とか、いじめとか、不登校とか、いろんなものを抱えておりますし、またさらにはSNS等あるいはIT教育、それからアレルギー対応とか、本当に多岐にわたって多忙でありますし、さらなる教職員の定数の改善が不可欠ということで、今回も挙げさせてもらったというところであります。

非常に小泉改革のころ、もう20年以上前から国庫負担のほうも引き下げられて、お金のある自治体とない自治体の差が生まれてきていて、地方はかなり疲弊をしている状況でもあると、やはりそういった格差があつてはならないということで、国庫負担のほうも2分の1の復元を求めているとそういうことであります。

引き続き市町村のほうから、子供たちの学ぶ環境、そして教職員の環境、働く環境を改善していくためにも、この請願をよろしく願いしたいという内容となっておりますので、お願いいたします。

○阿部委員長

説明が終わりました。

本請願に対する皆さんのご意見というものは、後ほど伺いいたします。

まず、今ほどの田中議員の趣旨説明に対して確認事項、ご質疑あれば、ご意見を伺いたと思います。いかがでしょうか。

○保坂委員

質問というか、この請願を上げてくるに当たって、教職員の何ていうかな、採用したくても人がいないっていう部分について、今回そういうところ特段なかったかと思うんです。そういった声っていうのは、上げなくていいのかなってちょっと思ったんですけど、その辺、何か見解ありますでしょうか。

○田中議員

雇用の環境については、この教育の現場においても、非常に厳しくなっているという話も聞きましたけれども、今回この改善に当たっては、ここに書いてあるとおりであります。必然的に教職員の定数改善、環境を変えていくことが、まず大事じゃないかなと、私はそのように受け止めて、あえてそのときにはそのような話は出しませんでしたけども、この内容そのものはそれを改善する内容であると思っております。

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、紹介議員である田中議員への質疑を終結いたします。

それでは、本請願についてご意見などございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご意見いかがでしょうか。

〔「ちょっと休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

ご意見いかがでしょうか。

○保坂委員

六つの項目がありまして、願意妥当というか、そのとおりかなと思っております。

先ほど質問でも触れたんですが、ただ教育現場のほうでは、なかなか教職を希望する方が少ないものですから、現場では特に都市部のほうでは、かなり困っているというふうに伺っております。

あともう一つちょっと心配してるのが、先生方の質の低下の問題もございまして、いろんなわけであるとか、いろんな事件とかも結構頻繁に報道あるので、そういったところも本当は、これは中のほうの問題になってしまうんですけども、そういうところも厳しく見ていただいて、いい人材を採用していただき、学校運営、学校経営みたいなものについても改善できればなという思いを込めて、これにつきましては賛成したいと思います。

以上であります。

○古畑委員

私も賛成でお願いをいたします。

昔とどんどん変わってきましたね、もう子供たちの数が一人っ子、二人っ子がやっぱり多くなっている、ほとんどと言ってもいいぐらいになってきました。子供1人1人にね、目がちゃんと届くかどうかというのは、やっぱりある程度絞っていかないと先生も大変だと思います。毎年出されている案件ではございますが、賛成ということでお願いをいたしたいと思います。

○近藤委員

私は反対でお願いします。

理由なんです、学級編制の場合、この30人になると、62人とかになってしまったらば、2クラスでなく、3クラスってなると、その辺、また先生も1人また余分にいる。35人というのが、ちょうど60人であっても、2クラス。62人であっても2クラス。これがある程度選択できる部分の35人の学級編制ではないかというふうに私は考えます。人件費高騰で、先生の数も減ってる中、こういった35人が一定の人数の妥当性ということを私は考えております。

○阿部委員長

ほかにご意見ご発言ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

よろしいですね。

それでは請願第1号の質疑を終結いたします。

これより請願第1号「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願についてを採決いたします。

本請願の採決は起立により行います。

本請願は、願意妥当と認め、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

<起立採決>

○阿部委員長

起立多数であります。

よって本請願は採択することに決しました。

以上で請願審査を終結いたします。

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほどの請願が採択されました。本請願は意見書の提出を願意としておりますので、意見書発議の提出者は、委員長。賛成者は、副委員長とすること。また、意見書の文案については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で請願審査を終結いたします。

〔集約事項〕 なし

〔審査結果〕 起立採決により、原案採択（令和８年６月２９日）

所管事項調査

駅北遊び広場の進捗について

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に所管事項調査を行います。

駅北遊び広場の進捗についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○室橋こども家庭課長

それでは、駅北遊び広場の進捗状況について、ご説明をいたします。

こども家庭課提出の資料 No. 5 をご覧ください。

初めに、事業概要であります。

本事業は駅北遊び広場整備事業として、約 1,830 平方メートルの敷地に、芝生広場、開放型建物、基地コンテナスペース、イベントスペース、キッチンカースペース、トレーラートイレ、屋根付き園路、雁木などの整備を予定しているものであります。

次に、5月20日に地元で開催をされた説明会でいただいたご意見についてであります。

広場内トイレの必要性については評価をいただきましたが、位置や周辺への配慮について、見直し・調整が必要とのご指摘をいただきました。また、私有地との境界の明確化、近隣民地の将来活用への配慮、トレーラートイレや基地の配置、防犯・衛生面への対応、ペット利用のルールづくりなど、施設の具体的な設計や運営に関するご意見をいただいております。

続いて、6月11日に開催した市民説明会でいただいたご意見についてであります。

事業費や整備スケジュール、基本設計と実施設計の関係など、現在の計画段階をより分かりやすくして示してほしいとのご意見をいただきました。また、夏の暑さや冬の豪雪、強風など、糸魚川の気候を踏まえた対応や、自分で考えて遊べる場、ソフト中心の運営といった施設コンセプトについて、より詳しい説明を求めるご意見がありました。そのほか利用時間、夜間利用、イベント利用、駐車場、防犯カメラ、ゴミ対策、また除雪など、整備後の管理運営に関するご意見もいただいております。関係団体等からの意見聴取につきましては、子供の遊びや子育て支援、木材利用、駅北地区のまちづくり等に関わる団体や地域関係者と懇談を行い、施設の方角性、設計上の工夫、運営への関わり方などについて意見を伺っております。特に、糸魚川市木材連合会からは、施設の木質化や地元材活用について、市長に直接ご要望をいただいております。

ページおめくりいただきまして、先になりますが、3の今後のスケジュールについてであります。7月にこれまでの意見を整理する中で、関係団体との協議を進めてまいります。8月以降は、それまでにいただいたご意見を集約し、市民説明会を開催しながら設計内容の具体化を進めてまいります。令和9年3月には実施設計の完了を予定しております。また別紙には、前回の委員会でお示しした配置図を鳥瞰図にしたものを添付しております。鳥瞰図の周辺にありますイラストにつきましては、生成AIにより作成しており、イメージを持っていただけるよう作成したものであります。あくまでイメージでありますので、大きさや構造、しつらえなどは、今後の検討となることから、現段階において確定した整備内容を示すものではございません。

本事業につきましては、子供や親子を中心に、多世代が利用できる駅北の新たな居場所とし

て、実際の使われ方を見据えながら、引き続き丁寧に検討を進めてまいります。

説明は以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

○古畑委員

この遊び広場ね。なんかもう、コンテナのいる・いらんってところが大論議になってるみたいだね。ちょっとこのコンテナのさ、もちろん、こだわるもんじゃないっていうのは、十分、分かるんですけどね。設置するとして、このコンテナはね、これは市が設置して運営主体は誰になるんですか。このイメージ図を見るとね、これはあくまでもイメージだっていうけど、一体どういうふうに使うのか分からない。商売用のものじゃないのかね。それとも何かカルチャースクールみたいなものにしていくのか、お聞かせください。

○能登係長

コンテナスペースにおけます、コンテナのご利用についてご質問いただきました。

商業利用されるのかというところのご質問なのかなと思っておりますけれども、コンテナスペースそのものについては、行政側で設置をいたしまして、A I 生成画像の中にあるように、いろんなお休みどころであったり、いろいろ活動の展示であったり、一般的に商業の方、物販をしたいという方がいらっしゃれば、貸出してもいいんじゃないのかというお声も議会からいただいておりますので、そういったところも含めて今後検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○古畑委員

コンテナの活用法って、もう少しさ、煮詰めて、提案するならね。俺もやっぱり無料で貸し出すってのは、あんまりよくないと思うんだよね。こっちのほうにはキッチンカーのあれもあるし。キッチンカーについては何かイベントだとかね。曜日によって、常時いるのはなかなか難しい。コンテナのやっぱり活用だよね。じゃあこれで本当にお客さんを呼べるのか呼べないのかっていうのもあるし、話題づくりのため、そうやっているのか。例えばフルサットみたいにしてこうやってやってみるにしてみたって、コンテナを月いくらで貸してるよね。やっぱりそういったところの基準をちゃんとつくないと。ただコンテナを置いてご自由にお使いくださいっていうんじゃ、ちょっとイメージに欠けると思う。

コンテナを置かないで木造のあずまやみたいにするとか、ひさしだけ付けたとか、いろんなアイデアと思うんだけど。それもどうするのかね。やっぱり行政としてのイメージが固まってない分だけ、説得力にちょっとかけてくるなってつくづく思う。本当は広場なんだから、公園じゃないんだから、何も造らないでおいとけば、俺はそれでよろしいんじゃないかと思うんだけどね。

コンテナの大きさっていうのは、どのぐらいの大きさを見込んでいるんですか。

○能登係長

コンテナの大きさにつきましては、幅が 12 メートルのものと、6 メートルのものがございまして、今回のコンテナスペースの部分のところにつきましては、小さなほうの 6 メートルの幅のものを 3 基ということで、前回お示ししました配置図等々のほうに計上させていただいたと

ころでございます。

以上です。

○古畑委員

6メートル掛ける何メートル。

○能登係長

すいません。

幅が6メートル、奥行きが約2.5メートルでございます。

以上です。

○古畑委員

このイメージ図にあるのは、その大きさ。6メートルの2.5メートルなのかな。

高さは、高さを教えてください。

○能登係長

高さにつきましても、約2.5メートルでございます。

以上です。

○古畑委員

それで、このコンテナって本当に幾らするんですか。

新品で買った場合もあるんだろうし、何だ、いくらなんでも新潟から運んできて50万で全部終わるわけじゃないと思うんだけどね。

調べてるのかな。価格みたいなものは。

○能登係長

前回の委員会と予算委員会にお示ししました、予算額につきましては、大体3基で6,000万円ほどということでお示しさせていただいておりますので、単純に割り返しますと、1基当たり大体2,000万円ぐらいということで見込んでおります。

以上です。

○古畑委員

その3基で割り返して2,000万円だっていうんだけどさ、それ3個セットじゃなきゃ駄目なの。

○能登係長

現段階、3基での配置の予定ということで、それを元に見積もり等を徴したものでございます。今後の検討におきまして、昨今の物価高騰であったりだとか、全体の修正が関わる中で、コンテナの数が変わってくるということは、あり得るというふうに考えております。

以上です。

○古畑委員

ピンキリだと思うんだよ。でもコンテナ一個2,000万は高いんじゃないですか、いくらなんでも。それどこまで入れてるの。この例えば、イメージ図の一番下の右側に合わせて、これならば2,000万とか。こっちの雑駁なあれだと300万とか200万とかあるんじゃないのランクが。2,000万で決め打ちするの。

○室橋こども家庭課長

今ほど算出された金額につきましては、事業者にちょっと基本的な部分での昨年度見直し、この駅北広場の見直し委託ということで出した中で、見積もりを出していただいた中の金額で

ございます。ある程度大枠の中でということで、ギリギリというわけではなくて余裕を見た中で金額というふうには思っております。

今ほどから、先ほど来、委員からもご意見ありますように、このコンテナの中身みたいなものを、しっかりと、今後、決めていく中で、そのコンテナ一つ当たり、その1か所当たりの金額みたいなものも精査させていただいて、金額は改めて算出させていただくような形になっていくかというふうには思っております。

以上です。

○阿部委員長

よろしいですか。

今ほど古畑委員聞いているのは、2,000万の算出根拠だと思うんです。要は3基で6,200万だったのでしょうか。出しているの、行政から出てきております。要はどこまでの整備を想定して1基に2,100万ぐらいになるんでしょうかね。約2,100万ぐらいのものというふうに出しているのか、要はシャッターが付いている、クーラーまでやっている、電気設備や水道まで引き込んだ金額だっているというふうな、何かがあると思うんです。そこについて、しっかりとご答弁をお願いいたします。

○能登係長

現段階におきましては、コンテナの中で少し滞在ができるような形まで考えておりまして、いわゆる電気であるとか、水であるとか、あと空調関係のものまで含めて見させていただいております。また外構のほうにつきましても、コンテナは、そのまま箱を置けばいいということではありませんので、基礎工事の部分、そういったところも含めて算出をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○古畑委員

やっぱりコンテナ、コンテナショップ、コンテナホテル、いろんなコンテナを利用したいいろんなものあるよね。それはさ、確かにピンキリになるんでございますよ。それはやっぱり何をどういうふうにするかで値段が変わってくるよね。それによってさ、私達のイメージがさ、何ていうのか、混乱してきますよね。物置としてコンテナを使うのか、そういう何か商品、ショップ系にしていくのか、そこでコーヒーとかソフトクリームを販売するのか。

それでやるとして、今度は誰がやるのか。市が直営でやるのか、管理委託を受けたところが全部やるのか。なんかね、もうなんか、皆さんすごい期待してるけど、そんな期待しないで普通の広場でいいんじゃないのかっていうのは、私そう思うんですよ。特別なものはつくりませんよって。ただ街なかの森として、市民の皆さん、憩いの場にしてください。だから、本当に木でも植えときゃどうですかっていうご意見もあるよね。本当に街の中に森をつくっちゃえばどうですか。将来的に何使うかは本当にこれからの将来的に考えていけばいいんで。このね、貸してくれるんだか、貸してくれないんだか、売ってくれるんだか、売ってくれないんだか、分かんない民間の土地もさ、真ん中にドカーンと入ってるんだから、これ難しいよね。奥まったところの土地利用でやるんでさ、ぱっと見た瞬間、なんかいいなと思うけど、後方の白い白地のところに家建ってるんだよね。てことは、これ視界も非常に悪いでしょ。だから、営業をやるにしたって厳しいなと思うんだよね。何かイメージがつきにくいところへ持ってきて、コンテナが今度独り歩きしてるんで、コンテナのちょっと活用、コンテナの中で、コンビニやればどう

ですか。嘘。それは失礼いたしました。

ちなみにね、コンビニ、コンビニって、強調してる議員さんもいらっしゃるんですけどさ、行政が直営でコンビニなんかできるんですか。

○室橋こども家庭課長

基本的には、今、市で考えておりますのは、行政で直営でコンビニをやるという想定はございません。ただちょっと不確かではございますが、やっぱり過疎地域ではですね、本当に過疎の進んだところでは、そういったコンビニ的なところの誘致に行政が取り組んでいる例というのもあったようにも記憶はしております。

以上です。

○阿部委員長

ちょっとこの議論を進めるに当たってなんですけど、今までも私から申し上げているんですが、やはり糸魚川市としてどういったまちづくりであったり、こういったものを目指すっていうものがまずそこにあって、その街にしっかり向かっていくためにここを整備します。例えばコンテナについては、こういった機能を付加させてこの理想とするまちづくりにこういう、何だろう、この整備がこのまちづくりにどうやって機能するのか、寄与するっていうところをしっかりと明確にご説明いただきたいと思っております。でないと、やはり議論が深まらず、納得を得づらいと思えます。

なので、今までの議会の中でも、当時から見ますと久保田市長が就任されて、当初の計画案が廃止されて、広場に転換します、ふわふわドームがつかます、噴水広場がつかますって、本当に月替わりじゃないですけど、議会ごとに整備内容が変わってきていて、それでどういうふうに審査すればいいのだろうというふうに、なので本当に行政側には、しっかりと説明いただきたい。でなければ、やはり我々も市民に対して説明していけないっていうところがございます。それについていかがでしょうか。

○室橋こども家庭課長

前にも一般質問等でも、お答えした部分がございますが、基本的には、こちらの計画地につきましては、駅北まちづくり戦略、これを踏まえまして、ここの場所については、子育て支援を中心とした機能。駅北のまちづくりについては、複数分散型でにぎわいを求めていくというところが駅北まちづくり戦略の中でまとめられたというふうに思っております。

それを踏まえて、ここの場所に子育て支援を中心とした機能の複合施設の計画を進めてまいってきたところでございます。ただそれが昨年度市長が交代されて大規模な施設建設を見直しまして、今広場に形は変えておりますけれども、本来の目的としての、それまで駅北エリアに来ることがなかった子育て世代を招き入れるといった意味での子育て支援の施設といった機能は維持しているというふうに考えております。

そういった中で、形は複合施設から広場というふうには変わりましたが、軸といたしましては、子育て世代を呼び込むための機能をつくりながら、ただ子育て世代に限らず、多世代の交流が図れるような市民の居場所として、今計画をさせていただきたいということで、ご説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○保坂委員

非常に悩ましい状況になっておりまして、私もちょっと誤解されてると困るので、弁解とい

うか、させていただきたい。私も当初、コンテナっていう発想が出てきたのは、この角地利用であるとか、民間の土地のところに何か構想があるもんだという前提で言った提案でありました。

今それがどうなるのか分からないということでありまして、あと正直言って、移動しない、固定化される施設であるのであれば、全然、基礎工事やっただいて、木造で立派なのを造ってもらっても、それでもいいとは思っております。何が何でもコンテナにこだわっているわけではありません。ただ、全国見ると、コンテナってかなりおしゃれなものとかもいろいろあって、ただ、塩害があるんでかなりメンテナンスはしっかりやらないといけないらしいんですけども、そういった部分での、気を引くというか、子供たちから見てかわいらしい色であったり、何かそういうところで遊んでみたいとか、何かクラフトやってみみたいとかっていう気持ちにさせる部分があれば、それはそれでいいかなと思ったので、そういう提案なので、むしろお聞きしたいのは、コンテナがいらないっていうのが地区総意として上がってきてるのか。あとコンビニが欲しいというのも地区総意として上がってきてるのかのほうで、逆にすごく気になってまして。私も地域住民とのあつれきをつくりたいわけじゃありませんので、そういった相違があるのであれば教えていただきたいですし、あとコンテナについても、正直いって私も調べると、新品でもちょっとした本当のコンテナで五、六十万とかもありますし、程度のすごくいいやつでも120万とかぐらいであるんですよね。だから、そこに基礎工事プラス、さっき言ったエアコンだとか入れてつても、そんなにかからないんじゃないかなと思うんですけども。ただ、それはさっき言ったいろんな装備の関係もあって、場所のこともありますし、そういったところもあるのであれば、逆に教えていただきたいですし、今その2点、コンテナの実情、価格帯の実情と、あと地域住民の総意として、そういうコンビニに対する意見とか、コンテナに対する意見があるのか、ちょっと教えてください。

○能登係長

まずコンテナについてのご意見ということでございますけれども、地元の説明会の中においては、コンテナに直接的なご意見というのはいただいてなかったと記憶をしております。またコンビニという点についても、その場において、地元の説明会において、コンビニが欲しいんだというところの発言については、ご意見をいただいた記憶はございません。

またコンテナの価格についてなんですけれども、今ほど議員ご指摘のとおり、コンテナそのものであれば価格帯としては、それほど高くないかもしれませんが、その中に入ってくる、特に前回2月の委員会でもご指摘をいただいているんですけれども、コンテナそのものが非常に暑くなるというところがありますので、当然、中のしつらえを上手にしないと、暑くて中にいれないっていう状況になるということで、そういったところでの工事費がかなりかかるのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○保坂委員

結論から言いますと私コンテナでも木造でも、むしろここに今日いただいた、こういう理想的なこの絵ですね。子供たちが立ち寄りたくなるような、こういう空間をつくっていただくことのほうが第一というか、ありがたいことなので、要は明るい場所にしていただきたいなと思っております。

あともう一つちょっと気になってるのは、嫌だなと思ってるのは、雁木とか、その古い町並

みにこだわりすぎて、子供たちのニーズに合わないものを造ってほしくないなっていうのがございます。何遍も言って申し訳ないですけど、キターレの入口の前に雁木があると、雁木と調和の取れた蔵みたいなものがあるのであれば、それはそうなんでしょうけども、雁木があって奥まったところに、わりに近代的な造りというか、中が暗っぽくなってるために中が見えないんで、みんないぶかしんで覗いていくっていうのが、実態なんですね。

そうではなくて、子供の遊び広場であるのであれば、屋内遊戯施設もそうですけど、明るい感じ、何度も行きたくなるような空間っていうところで、ぜひ検討いただきたいですし、そういう色合いにしていきたいと思いますと思ってるんですけども、その辺の考え方は、当初は町並み、糸魚川の町並みっていうと、何か雁木っていうところから入っていったような気がしてちょっと怖いんですけど、その辺は、この広場については、どのようなイメージで取られるのでしょうか。

○能登係長

雁木につきまして、ご意見をいただきました。

今ほかの議員さんから、雁木、近隣の建物と幅を統一してほしいとか、いろいろご意見をいただいておりますけれども、現段階では、どのような雁木にするかというところは、これからの検討になりますので、委員のご意見も踏まえまして、考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○保坂委員

ごめんなさい、ちょっと路線が曲がっちゃってるんですけど、雁木自体の意味合いっていうのは、そもそもお店があって、そこにお客さんが濡れないように、雪に当たらないようにっていう精神性だと思うんですよ。私、今やだなと思ってるのは、雁木があってそこに民家があるみたいな、そこにまだ少しのスペースでも何かマーケットできるとか、何かそういう空間があるならいいんですけど、もしそうでないんであれば雁木の本来の精神性っていうか、理念が働いてないから、ちょっとそこも心配してるんですけども。そこにこだわるよりは子供たちの目線、親子連れの目線で、ここを整備していただいたほうがいいのかと思っているので、その辺どういうふうな案を考えているのか教えてください。

○室橋こども家庭課長

雁木につきましては、この本町通り沿いにつきましては、景観不燃化ガイドラインを定めておりまして、市でもそういった雁木を市民の皆さんから整備していただくのに、一定の基準を定めてお願いしているところもござimasuので、本町通りの部分に関しては、やはり雁木というものの建築が必要だろうというふうに思っております。ただそこにつながる園路といった部分での雁木的な部分については、やはり今、保坂委員、言われたような形で、子供たちが遊びたくなるようなそういったしつらえというのが何か考えられないかといったところは、今後検討していくことはできると思っておりますので、そういった部分については、いただいたご意見として承って、検討に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○保坂委員

私今なんでこんなこと言うかっていうと、実は委員長とも少しね、話させてもらったんですけど、キターレとやっぱりこの広場等の連携であるだとか、運営であるだとか、あと元々の目

的にぎわいづくりの広場という構想があったわけですから、そういったときに、考えたときに、あそこに雁木があると、お互いに見えにくいついていうか、一貫性がないついていうか、道路を挟んでますけど、あそこだって道路の色変えてやるとか、ちょっと子供たちが喜ぶような、まあ許可もらわなきゃいけないんですけども。そういったちょっと工夫すると、また特殊な空間になるかなと思ってまして、そういった連携性。あと周りにあるポケット公園とかにも、つなげていく意味でも、開放的な部分があったほうが、広場としては、駅北に新しい風を送るにはいいかなと思ってまして、そういった意味で、雁木を否定してるんじゃないかって、先にもう、まちづくりで雁木があったもんだから、皆さんそこにこだわりすぎてるんじゃないかなっていう、今心配をしております。しかもあれ民地で、わざわざあそこまで整備してもらって、お金も出してもらってるという、とてつもない事業で、コスト面からいっても、すごく負荷をかけている気もしてますし、そういうことよりは、もうちょっと開放的な広場っていう設定をしていただければなと思うんですけども、そういった考え方は、もう間に合わないでしょうか。

○室橋こども家庭課長

先ほど申し上げましたとおり、本町通り部分につきましては、市民の皆さんにもお願いしているといったところもございますので、やっぱり市がそこをやらないというのはなかなか難しいかなというふうには思っております。ただ子供たちが来たくくなるような見通しといったところも含めて、楽しそうなところが外からも見えるような工夫というのは、設計の中でも考えていける部分はあるのではないかなというふうに思っておりますので、そういった部分については、十分また検討・配慮させていただきたいとは思っています。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑いかがでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員

よろしくお願いします。

今こういった案が出まして、これから基本設計にかかると思うんですが、一般質問の中でも、9月をめどに基本設計をまとめたいということなんですが、それでよろしいでしょうか。

○能登係長

今回お示しさせていただきました鳥瞰図、いろいろな市民の皆さん方から、また市議会議員の皆さん方からご意見をいただいております。

7月に入りまして、もう少し関係団体等との意見交換をさせていただく中で、今議員お話しただいたとおり、できれば9月議会の際に、また改めて、鳥瞰図になるか、配置図になるか、まだ調整が必要ですがけれども、何かしらの絵的なものをお示しできればということで、今事務を進めているところでございます。

以上です。

○近藤委員

その基本設計ができた。それで9月議会に示される。まあ、議員の方々は、それで質疑応答をすると思うんですが、まず一般の市民の方々は、それを見て意見が言えるのかどうか、お聞かせください。

○能登係長

8月以降に市民説明会を開催したいというふうに考えております。

議会にお示しした資料の後になるとすれば、9月の下旬以降とかになるかなと思いますけれども、日程はまた今後の調整とさせていただければと考えております。

以上です。

○近藤委員

でしたらやっぱり、そういった議員の意見、また市民の意見を取り入れて、基本設計から実施設計に変わるってイメージでよろしいんでしょうか。

○能登係長

6月にいただいたご意見、7月にまたご意見いただくことあるかと思いますが、そういったご意見を踏まえまして、修正したものを9月にお示しをして、実施設計に移っていきたいということでございます。

以上です。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんでしょうか。

ないようでしたら、ちょっと私から2点だけお願いします。

市民説明についてなんですけれども、今私が知り得る、これにも書いてありますが、5月の20日と11日に行われた。やっぱり11日のほうは、半分ぐらい、20名のうち半分ぐらいが議員であったり、元行政職員であったりという状況でありました。やはり今まで行政が議会に説明されてる中で、市民活動をそこでやっていただきたいというのが1個あったと思います。

そうなるのであれば、やはり活動が想定される人というか、そういう人たちにも当たっていただいて、ぜひその人たちの意見を取り入れた中で、どういった活動がしやすい場所なのか、要はコンテナの中で活動を広げてほしいというふうな意味合いがあったと思うんですけれども、そこじゃ活動ができないとかっていう、要は物理的な話も出てくると思います。本当にそこで市民の活動を望むのであれば、想定される人であったり各種団体に、やはり積極的に声をかけていただいて、市民で育てる場所にしませんかっていうふうに、問いかけて、その人たちも含めた協議体といいますか、を設置するべきだと思う。そういった機会を設置するべきだと思うんですけれども、その考え方については、いかがお考えでしょうか。

○室橋こども家庭課長

運営団体という部分に関しましては、こちら先ほど来申し上げております、子供の遊びを中心としたところというのは、軸として押さえておりまして、一般社団法人のプレイフルさんとは、これまでも懇談、意見交換等をさせていただいているところでございます。

それ以外の、例えば、今のコンテナの部分について、コンテナの全てではないですけれども、活用等につきましても、また団体さん等とも懇談していくというところはあるかと思っておりますが、3月までの段階で、キターレを運営されている団体さんですとか、駅北で活動された団体さん等にも意見交換等もさせていただいたりというところは、経過としては、ございます。そういったところでいただいたご意見を踏まえながら、今の担当で、今後に向けた検討も含めて、させていただいているといったような状況でございます。

以上です。

○阿部委員長

今ほど1者と話をしているというお話でしたけど、それはもう運営の話ですね。市民活動

ではなく、運営のお話だったと思います。やはり市民活動を活性させたいっていうお話があったと思うので、そこはちょっと切り離して考えていただきたいと思います。

運営についてなんですけれども、管理と運営を分けて考えていただければと思って、ご質問させてください。今まで管理運営費が 1,000 万で上がってきて、今回の数字にはないんですけれども、やはり駅北の広場であったり拠点という考え方からすれば、キターレとの連携であったりっていうのは、欠かせない場所であるというふうに思っております。その点から申しますと、やはり、例えば、キターレの運営会社に管理をお願いする。で、実質の管理費を下げて、運営をお願い、要は月に 1 回こういったイベントを開いてくれとかっていう運営費として、運営業者に提案を求めるっていうやり方もあるのかなというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○能登係長

運営に関しましては、今基本設計がまとまっていないこのタイミングで、なかなか見通せないところもございますけれども、委員長、言われる内容も踏まえて、今後の運営のやり方については、検討が必要だなと思っております。あわせてキターレとの連携等は、当然、必要だと思っておりますので、関係団体として、これからも引き続き協議をさせていただくんですけれども、ちょうど来年度から指定管理者の交代があつて、多分、第 3 期のキターレの運営が始まるかなと思っております。今回、遊び広場については、一旦は直営でというお話をさせていただいてる中で、キターレが今度新しい指定管理者の方と、どんな形の協議ができるのかという部分もございますけれども、その辺りも注視しつつ運営を固めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○阿部委員長

一体的な管理をやっていないとバラバラになるのではないかっていうふうに 5 月 20 日の市民説明にも私参加して、ちょっと感じた部分でありましたので、ご意見させてください。

この場が、この場所が、本当の意味で市民に愛されるよりどころになることを願っておりますのでよろしくお願いいたします。

ほかにご意見、保坂委員。

○保坂委員

コンテナであるとか、木造造りであるとか、それは私も特段こだわらないですけど、今日いただいた、このイメージのようなものになるっていうことでよろしいですかね。今、何とも言うてみようがないんですけど。ただ、私としては本当にこういうイメージで広場になってくれればいいなと思っておるものですから、そういう捉え方でよろしいですかね。

○室橋こども家庭課長

これは最初のご説明で申し上げましたとおり、あくまでイメージということでございます。こういったようなイメージも考えられるということでございますので、今後、詳細に設計を詰めていく中で、その辺については、詳細に固めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○保坂委員

なんで、これくどく言うかっていうと、前キターレでこういうイメージ図が出て、高い屋根でね、ガラス張りの非常に光が入るいいイメージがあったんだけど、予算に合わせてへつって

しまった経過があったもんですから。

要は、多少の変更はいいですよ。だけど、こうやって見せていただいたものが、もうまるつきり違うような、そんな話がもう二度とあってはならないと思ってますので、だから今、念を押してるんですけども、大丈夫でしょうか。

○能登係長

今現段階でお示ししております資料については、今現段階の案だということでは思っていたければと思ってます。まだ、これまで6月に開催しました市民の皆さん方のご意見等々を踏まえた形のものになっておりませんので、今一度先ほども説明いたしましたけれども、修正案なるものを9月ぐらいをめどに事務を進めさせていただきたいと思っておりますので、一旦9月の修正案で皆さん方からお認めいただくような形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○保坂委員

一点だけちょっと苦言を言います。

市民の意見とか住民意見とかを尊重するのは大事です。でも当初計画からしてもそうなんですけども、自分たちが話し合っただけのことについては、やっぱりある程度ポリシーを持っていたきたいと思います。

私ね、ずっと見てて、住民の声とか意見聞くの全然いいんですけども、バラバラな意見を聞いて、それを全部都合よくつまみ上げていくっていうように見えててどうしようもないんですね。やっぱり一般質問でも言いましたけど、人を集めるんだったら、人を集めるっていうことに執念を持ってやっていただいて、方法論とか手段は何でもいいんですよ。だけど、駅北大火の復興で、ここに平均的に100人、200人、毎週集まるようになったとか、何かそういうものをしっかり示していかないで、ただあれやります、これやります、これは駄目ですって、そういう何ていうのかな、差配をしてほしいわけじゃなくって、やっぱり駅北が前と変わったな、人の流れが出たな、子供たちが来るようになったな、若い人が来てくれるようになったなっていうところのほう的大事であって、あまりにもいろんな個別の意見を吸い上げすぎて、皆さんが迷ってるんじゃないかなと思っていて。それだといいいものもできませんし、場合によっては細かい意見言われても跳ね返すぐらいのそういうポリシーを持ってほしいという、私の考えなので、ぜひそういった形での説明、強気に出ろと言ってるわけじゃないですよ。丁寧に、丁寧に説明しながら、やっぱり理解してもらうところは理解してもらおうというようなスタンスで取ってほしいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○室橋こども家庭課長

先ほど申し上げましたとおり、駅北まちづくり戦略を踏まえての子育て支援を軸とした機能、複数分散型のまちづくりというところが示されている中でのこの計画だと思っております。

市民の皆さんのご意見は、積極的に聞いてまいりたいと思いますが、取り入れられる意見、なかなか取り入れられない意見ということで、しっかりと選別しながら進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○古畑委員

私も計画書のものというよりも、このコンテナのさ、イラストね、これやめれば。

これさ、あんまりにもよすぎるじゃん。どうみても、この人が入ってるコンテナさあ、奥行き2メートルとは思えないよね。20メートルぐらいあるんじゃないすか、これ。これもう、あのね、見る人がこういうのを見るから、また誤解もするんだよ。だからコンテナね、大体これでいくらぐらいかっていうふうなコンテナを出せばいいじゃん。A、B、Cで載つけて、これで大体、本体50万。これが全部出来上がったやつで2,000万とかさ、分かりやすく。コンテナ一体2,000万円って言われたらさ、何かすごく反対していきたくなくなっちゃうんだよな。

だからさ、安くてさ、いざとなったら撤去できるからいいなっていうものが、コンテナのスタートだったんじゃないのかな。なんか豪華になっちゃって。あんまりそんな豪華なの要らないと思いますけどね。

いいですよ。意見だけです。

○阿部委員長。

ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

以上で、駅北遊び広場の進捗についての議題を終結いたします。

糸魚川市立学校教育環境整備計画(案)について

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、糸魚川市立学校教育環境整備計画(案)についてを議題といたします。

担当課の説明を求めます。

○仲谷課長補佐

それでは、糸魚川市立学校教育環境整備計画(案)について説明をいたします。

資料No.2-2をご覧ください。2ページをお願いいたします。

計画の趣旨、位置づけとしましては、本計画は教育大綱、子ども一貫教育基本計画に基づき、必要な教育環境の整備についてまとめたものとなります。計画期間は今年10月から令和14年度末の令和15年3月31日までといたします。

3ページお願いいたします。

糸魚川市が目指す子供像は、子ども一貫教育基本計画に基づく「ひとみかがやく日本一の子ども」であり、教育環境整備においても、その目標に沿って子供を育成していくこととします。

4ページから9ページは、計画策定の背景となる資料として、市立学校を取り巻く現状を掲載し、10ページでは、昨年9月に方針策定を行ったことについての経緯をまとめ、11ページに

は、整備方針の全文を掲載しております。12 ページには、昨年 11 月に設置した検討委員会について、13 ページには、アンケート調査について記載をしております。

14 ページをお願いいたします。

ここからが計画の本題となりますが、糸魚川市が目指す教育環境として、子ども一貫教育の基本理念を掲げ、中学校区単位で具体的な教育環境づくりを進めるために、二つの取組を進めることとしております。一つは小中一貫教育の取組として、子ども一貫教育を確実に実践していきながら、これまでの小中連携から充実・発展させ、連続性、系統性を重視した教育活動を行うこと。もう一つは、学校再編の取組として、これまでの学校と地域とのつながりを重視し、現在の中学校区を単位として、小学校と中学校を一つの学園とする、小中一貫教育中学校を設置することとし、中学校は4校を維持し、小学校は複式学級の解消や将来の児童数を念頭に再編をいたします。また施設形態は、小中一体型校舎を基本としますが、分離型も可能といたします。

15 ページでは、小中一貫教育学校に移行する理由、義務教育学校ではなく、小中一貫教育学校とした理由、学園の考え方について記載しています。整備方針では、一貫教育学校、もしくは義務教育学校を設置することとしており、義務教育学校の設置という考え方もありましたが、検討委員会やアンケートでは、小学生らしさ、中学生らしさを求める意見や、統合するだけでも急激な変化であるのに、一気に義務教育学校に移行することは子供たちへの影響が大きいのではないかと検討結果から、一貫教育学校を選択することといたしました。

16 ページでは、教育環境整備における学校づくりの重点項目として、3点を掲げ、それに関係する、九つの教育活動を体系的に示しています。具体的な教育活動の内容と期待される効果については、17 ページから 21 ページに掲載をしております。

22 ページからは、学校再編後の新しい学校のイメージを記載しています。仮称能生学園では、磯部小学校、能生小学校、南能生小学校、中能生小学校を令和 12 年度から令和 14 年度までに統合し、能生中校舎を使用して、一体型の小中一貫教育学校を設置することとします。

23 ページの仮称糸魚川東学園では、下早川小学校と大和川小学校を、令和 12 年度から 14 年度までに統合し、糸魚川東中校舎を使用して一体型の小中一貫教育学校を設置することとします。仮称能生学園、仮称糸魚川東学園ともに、それぞれの校区の中学校校舎を活用した一体型での小中一貫教育学校とすることから、小学校部分として活用する範囲は、小学校仕様への改修を行うとともに、不足する教室の増築等を行うこととしています。改修工事が必要となるため、小学校の統合期間を令和 12 年度から 14 年度までの 3 年としています。

24 ページの仮称糸魚川学園では、児童生徒数の推移から小中一体型校舎とすることができないため、分離型校舎による小中一貫教育学校といたします。西海小と糸魚川東小を令和 12 年度から 13 年度までに糸魚川東小校舎を使用することとして、一つの小学校に統合いたします。糸魚川小と大野小は令和 13 年度から令和 14 年度までに糸魚川小校舎を使用することとして、一つの小学校に統合いたします。糸魚川小、大野小の統合を、令和 13 年度からとしているのは、昨年度末に統合した旧根知小学校の児童が小学校在学中に二度の統合を経験しないようにという配慮からであります。

25 ページの仮称青海学園では、当初、青海中校舎での一体型一貫教育学校を検討していましたが、アンケートや検討委員会で、これまで進めてきた幼稚園と小学校との連携を重視する意見が多くあり、幼・小連携をより強化するため、分離型校舎による小中一貫教育学校を設置す

ることとしています。田沢小、青海小を令和 12 年度から令和 13 年度までに統合し、田沢小学校校舎を使用することとします。

26 ページには、今後の進め方として、学校再編の目標年度、教育環境整備の推進体制としての事務局体制について、各学園での検討協議を行う検討委員会の設置について記載をしています。

27 ページでは、教育委員会事務局の役割のほか、計画を推進していく上で配慮する事項として、5 点を記載しております。

以上が資料 No. 2－2 の説明となります。

続いて、資料 No. 2－1 をお願いいたします。

1 の計画案については、今ほどの説明のとおりです。

2 として、糸魚川市立学校教育環境整備計画検討委員会による検討状況。3 として、糸魚川市立学校教育環境整備方針等の周知につきまして、それぞれ記載したものであります。4 の今後の予定といたしまして、本日この総務文教常任委員会でいただいたご意見なども踏まえ、修正等を加えた計画案について、7 月 21 日から 8 月 20 日まで、パブリックコメントを実施し、広く市民のご意見をお聞きすることとしており、提出された意見を計画に反映するかどうか検討してまいります。また今年 9 月の市議会では、改めて計画案をお示しし、その後、正式に計画として策定したいと考えております。計画策定後は、住民周知説明を行い、各学園での具体的な検討委員会の設置準備を進め、令和 9 年度から検討委員会による検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○保坂委員

計画案自体は、理解をしたいと思います。

私今、気になってるのは 2 点ございまして、ページでいうと 27 ページになるのかな、通学への配慮ということであります。やはりどうしても距離が遠くなるということで、徹底したスクールバスであるとか、あと通学に対する安全面の対策であるとか、保護者が本当に安心して子供を通学させられるような配慮、ここにも配慮って書いてありますので、その点をどんなふうに考えていくのかをお聞きしたいのと、あともう一点、ちょっとどういう表現したらいいのか分からないですけど、いわゆるグレーゾーンの子であったりとか、発達障害の子が大体 1 割ぐらいいるというふうに一般論として言われております。そういったところに対する手立てといいますか、そういったところにもかなり力を入れた学校運営がしていってもらえるのかなっていう期待をしております、そういう考え方も、この統一した学校の運営ができるのか、その辺ちょっと考え方を教えてください。

○青木係長

今ほどご意見がありました部分について、計画案の 27 ページのところでは配慮事項ということで掲載をしております。まず前段の通学への配慮という部分につきましては、現在このような形で特に遠距離通学にかかる部分の支援を行っておりまして、鉄道や路線バスを優先しながら、それでの対応が難しい場合には、スクールバスの対応ということで行っております。

ここの部分につきましては、こちらとしては引き続きこのような考え方を原則として進めていきたいと思っておりますが、この後、来年度から各学園単位での協議に入っていくわけでありまして、その中で通学等についても、議論がなされるというふうに考えておりますので、またそちらで出されました意見を基に、検討を進めてまいる予定にしております。

後段の児童生徒の配慮の部分でありますけれども、こちらにつきましては、こちらの27ページ5の(1)にも記載をしておりますが、学びの多様化体制ということで、現在検討も進めているところでありますけれども、そういった部分での子供たち一人一人の学びの保障をしていくということで、合わせて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○保坂委員

概ね了解したいと思っております。

詳細については、また今度、保護者との検討・協議ということになるかと思えますし、ぜひ前向きにいい学校運営をしていただきたいと思いますと思っております。

ただ、遠距離通学でちょっと気になってるのは、あまりケースはないかもしれませんが、ほんと山間地のところにポツンと暮らしておられて、そこで子供が生まれて、そこから学校に通わせるわってなったときに、それがスクールバスみたいな、タクシーみたいなものがあるのかちょっと分からないんですけども、そういったときの対応がちょっと気になってまして、そういうケースもあるんじゃないかなと。だからそういったときの対応とかもやっぱり考えていかないと、いや糸魚川市そうはいつでも広いもんですから、ゼロとは言い切れないので、そうなったときの対応も少し検討の中に入れといていただければと思います。

以上です。

○松尾委員

今、今日いただいて、もちろん全然、詳細を把握してないんですが、今ここに出ております、例えばですね、小中一貫教育学校と義務教育学校、この2タイプあるんですが、糸魚川市教育委員会としては、ここに書かれているように、それぞれ能生学園から青海学園まで小中一貫教育学校という考え方ですか。もうこれは既に、この方向性でいくというふうに決めているんですか。

○仲谷課長補佐

今のご質問ですが、市のこの計画としては、小中一貫教育学校でこの計画はいくということにしております。少し書いてありますが、将来的なことを考えた場合には、義務教育学校ということも検討の中には入ってくるであろうというふうには思っていますが、現時点では、先ほど申し上げたとおり、子供たちの影響等も考えて、一貫教育学校での学校設置を行うという計画にしたものです。

以上です。

○松尾委員

これからまたこれよく読ませていただいて、また考えていきたいと思っておりますけれども、例えばですね、小中一貫教育学校の場合は、校長が2人と小学校、中学校。そして義務教育学校が1人という格好ですね。今この4校、能生学園と糸魚川東学園、これは一体型ということで、後の糸魚川中学校区と青海中学校区、これは分離型だと。別れるということになれば、私は今の考えでいいんですけれども、一体ってことになれば、9年制もいいんじゃないかなと思うん

ですよね。それはなぜかっていうと、一体型も、それは教員サイドからしてみると、二つの免許を持っておかなきゃならないとか、いろいろまたいろんなことがあるんですけども、要は1年生から、いわゆる9年生まで一緒にの学びやでいろんな交流があるということで、メリットとしたら何かそちらのほうが私はあるような気がするんですけど、教育委員会としては、もう統一して一体型でいくと、例えばこの学校とこの学校は義務教育学校で、こちらは小中一貫校というような、それはもうなしで、もう一体型でいくってということなんでしょうけども、やはり義務教育学校というの、まあ、検討されてこのような方向性を出したんでしょうけども、地域のですね、考え方によってでは、いや1年生からいわゆる中学生と交流できるんだったらそっちのほうがいいよっていう考えがもし出てきて、地域としてこうしてほしいなっていうことになったときにですね、これまた考慮する考えがあるのかどうか、いやもうこれでいくんだということなんですけど、やっぱりもう、ほぼその方向性でいくということを決まりですか。

○仲谷課長補佐

確かに義務教育学校ということについても、検討委員会の皆さんからはいただきました。実際に三条にある義務教育学校を実際に見ていただいて、その中で、またアンケート等もあって、やっぱり小学生らしさ、中学生らしさ、そこに何を求めているかという、例えば、卒業式、小学校の卒業式をして、中学校になる気持ちをきちんと子供たちの中で整理をつけて、中学校に進学してもらいたいとか。

一体型であれば、松尾委員おっしゃったような9年間通した学び。呼び方は1年生から6年生、中学校1年生から3年生かもしれませんが、一体型である学校の場合には、そういった連続した学びというのは比較的やりやすいというふうに思っていますし、分離型であっても、工夫次第では十分それに対応できるというふうに考えております。現時点では市としては一貫教育学校を設置するということで考えております。

以上です。

○古畑委員

全く全然ついていけない。

義務教育学校とはなんぞやなんですか。小中一貫で、中学校までやったって、その子たちも義務教育でしょ。そうじゃないの。そういう意味で使わないの。これどういう意味で使うの。ここに書いてあるの。

○青木係長

計画の28ページに資料として掲載をしてありますが、既存の小・中学校、それから小中一貫教育学校、義務教育学校の違いということであります。特に義務教育学校につきましては、学校の設置形態が小学校・中学校とは違って、一つの学校として9年間学ぶということでの制度上の位置づけであります。小・中一貫教育学校につきましては、既存の小学校・中学校という設置形態は残しつつも、連携をより強く深めた形ということでありますので、先ほど申し上げた小学校の卒業式であったり、中学校の入学式、そういったものは行事として残りますし、また今の校歌であるとか、学校名もそのまま残るというような形であります。義務教育学校については、基本的に新しい学校になりますので、そういったところもまた新たに検討が必要になるというふうに思っております。

以上です。

○古畑委員

それまあ、やってみなきゃ分かんないんだろうけどね。9年制で一貫でいくとね、要は大人になりきれないっていうかね。やっぱり大人になるための階段とかステップあるじゃない。卒業式とかね、まあ例に出た。小学校の最上級になってお兄さんお姉さんとしての自覚を持ってやっていくとかっていう、そういう心の切り替えがね、9年間は、確かに中1ギャップはなくなるかもしれないけどさ、それは逆にさ、甘えるんで、いつまでも大人になれないってことだね。だからそこがとても難しいやり方でありますんで、皆さんについては、そういうことのプロでもあるし、学校の先生や、教授の皆さんとね、国の皆さんとか、協議してやってるんで、まあとにかく人口減少がね、もうどんどんやってきて、好むと好まざるに関わらずっていうことになるんだろうね。どうせやるんならって思うんだろうけど。

教育委員会としては、まだ方針がしっかり決まってないからね。そこをやっぱりやって。どうして持ってくんかね。うちらは馴染んだものがどんどん変わっていくんで、何とも言いえないんですけどね。

それから、やっぱり最初から意見が出ているように、遠距離になっていくわけだから、その辺、どういうふうだね、改善するのか。遠い子はね、もう決まった時間にバス乗って帰んなくちゃ駄目とかって。そういう不便さもあるだろう。冬の問題もあるだろうし、地域で子供の声が聞こえなくなると、やっぱりその地域が衰退していきますんで、そこは寂しく思う地区の人もいらっしゃるんじゃないかな。やっぱり計画は計画でとても微妙だと思うんで、慎重に進めていってほしいと思います。意見です。

○松尾委員

すいません、一点。

傾向としてですね、義務教育学校と小中一貫教育学校、これ全国的に見てね、例えば我々のような非常に残念ながら過疎が進んでいる地域の傾向とかですね、なんかやっぱりそういうのを一応確認されましたか。実は私ね、2か所、この小中一貫校に関係するのを研修させてもらったんですけど、確か茨城県の土浦だったかな。ここは義務教育学校だったかな。これいいなって思ってきたんですけども。武蔵村山市が今ちょっと記憶が定かじゃないんですけど、そこもやっぱり非常に人口減少といいますか、少子化が進んでてですね、小中一貫校、これもおそらく義務教育学校じゃなかったかなと、今ちょっとうろ覚えなんですけども、傾向として、全国的にですよ、そういう何か資料か何か確認されてますか。

○仲谷課長補佐

申し訳ありません。

今ちょっと手元に細かいところは持っていないんですが、県内では義務教育学校は、先ほど申し上げた三条の1校だけです。全国的にもまだまだ義務教育学校は少ない状況で、これからもしかしたら増えてくるかもしれません。また一貫教育学校につきましても県内でも、小学校・中学校が小規模になってきて、隣接して学校運営を行っているという所も承知をしております。私どものほうとすると、どちらかというと、そういうような考え方が近いかもしれません。

以上です。

○阿部委員長

よろしいでしょうか、渡辺副委員長。

○渡辺副委員長

28 ページの件でちょっとお尋ねしたいんですけども、この小中一貫教育学校と、この義務教

育学校ですけども、校長先生の場合なんですけども、小中一貫の場合は、小学校1人、中学校は1人。で、義務教育学校は1人ということになるんですけども、これのメリットとかデメリットというんでしょうかね、校長先生が2人いることで、何かちょっと学校運営で何かやりにくいっていう、変な言い方なんですけども、そういった声っていうものはないんでしょうか。私も初めて、初めてというか、あまり経験したことないもんですから、それでちょっとお聞きしたいということです。

[「研修行ったよね。行った、行った。見てきた」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

渡邊課長。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

小中一貫教育学校ですと、それぞれの学校に校長・教頭が通常の小・中学校と一緒におります。それで9年間共同で教育活動を行うとなった場合、何か一つのことをするとき、管理職が増えるというか、一緒に考えるブレーンとしてのそういう体制がより強くなって、そういった計画であるとか対応の部分で、より小中で協力体制が組めるというところがメリットかと思えます。ただ小学校、中学校それぞれありますので、教員組織もそれぞれ別々ということになりますから、意思統一という部分では、従来の学校、仮に校舎一体型であったとしても、従来の学校、小中の枠からなかなか抜け出せないんじゃないかというデメリットも感じるころではございます。

義務教育学校ですと、校長は1人なんです、副校長も1人配置されると思いますし、教頭は2人体制になるということで、管理職の数は変わらないようでございます。その中で校長が1人ですので、その1人の校長の学級経営方針で、9年間の学校を動かすわけですので、小中一貫教育学校よりも、統一感というか、そういったところは出やすいメリットはあるかと思えます。

以上です。

○渡辺副委員長

そうすると小中一貫教育学校の場合は、校長先生が2人いらっしゃるということになるんですけども、割と意見がまとまりやすいとやりやすいかもしれませんが、ちょっと意見がまとまらないっていうんでしょうかね、教育方針が違ってくると、なかなかちょっと違う、温度差があるというような、そういうふうに見てしまうというかですね、そういうふうになるかと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

そうならないためにしっかりと話し合いをする。小中それぞれで話し合いをするということ、を重視していく必要があるかと思いますが、小中一貫教育学校ということで、教育活動を進めますので、その部分は職員みんな理解をした上で、教育活動を進めていくということがまず必要かなと思っています。

以上です。

[「もう一点」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

松尾委員。

○松尾委員

これ教務室は、義務教育学校の場合は一つでいいのかな。小中一貫校の場合は二つになるんですか、教務室は。

○仲谷課長補佐

その建物の状況にもよるかと思います。

同じ一部屋で、小学校の先生方、中学校の先生方が入れるようであれば、誠にいいのではないかなと思っていますが、場所的に難しい場合であれば、別々に分けてということになるかと思っています。

以上です。

○阿部委員長

ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ないようでしたら、私、最後一点だけ。

私も研修行った先、群馬県でした。その義務教育学校の校長先生がおっしゃった言葉がすごく印象に残っていて、やはりトップが2人いるっていうのは、うまく回らない。それでうちは義務教育学校にしましたっていうようなお話がございました。今ほど各委員からご指摘あった中1ギャップの話であったり、責任感を持った進級っていうところの判断で今回、小中一貫校のために、目指してこれから動いていくと思うんですけども、ぜひともすごく地域も関わってくるお話ですので、地域ともしっかり共有して、意思疎通を図った上で、そしてまた本当に小中一貫校が整備された後には、教育委員会がしっかり責任を持って子供たちの教育であったり、方針であったりっていうのも関与して進めていただきたいというふうに思います。これ、意見でございますが、よろしくお願いいたします。

それではよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

以上で、糸魚川市立学校教育環境整備計画(案)についての議題を終結いたします。

市内学校で発生したいじめ事案について

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に市内学校で発生したいじめ事案についてを議題といたします。

担当課の説明に入ります前に、教育長より発言を求められておりますので、この際、これを許します。

蘆本教育長。

○蘆本教育長

私のほうから、冒頭、少し説明と、おわびも含めてお話をさせていただきます。

お手元の学校教育課資料 No. 3－1 をご覧ください。

説明の内容につきましては、資料一番目の No. 1 タブレット端末によるいじめの事案についてでございます。タブレット端末によるいじめ事案につきましては、5月12日から市長部局による端末調査業務を実施し、その調査結果が、その報告が5月29日に届きました。教育委員会としまして、今回の調査結果を基に、学習者用タブレット端末調査報告書としてまとめましたので、この後、詳細につきましては、担当課長から報告をさせていただきます。

結論的に調査の結果、紛失したタブレット端末2台は令和5年3月16日及び17日に市役所内において、初期化処理が行われていたことが判明いたしました。この初期化処理の事実及び経過について、当時のこども教育課内における情報共有が十分でなかったことから、生徒・保護者並びに学校職員の皆様に対して、正確かつ十分な説明ができておりませんでした。あわせて、令和6年9月に実施しました保護者説明会において、タブレット端末の調査を行う旨をお伝えしておりましたが、調査結果がこのような時期となり、関係する皆様には大変長期間にわたり、ご心配やご心痛をおかけしましたことを、私の立場から、心より深く、お詫びを申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

[「冗談じゃないよ、何言ってんだよ」と呼ぶ者あり]

○鶴本教育長

今後は反省を厳格に受け止めまして、担当課内の記録の徹底と情報共有を確実に行って、再発防止に向けて取り組んでまいります。この後、調査結果等についての詳細を担当課長が報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

それでは担当課より説明を求めます。

○渡邊学校教育課長

それでは説明をいたします。

まず資料 No. 3－1 をご覧ください。

市内学校で発生したいじめ事案について、新たに加わった項目についてご説明いたします。資料では赤字で表示をしております。一番目は、タブレット端末によるいじめ事案です。当該のタブレット端末について、5月に市長部局による教育用端末調査業務を実施いたしました。5月に調査報告があり、6月に関係保護者に調査結果を報告いたしました。調査結果の内容につきましては、後ほど報告させていただきます。

2ページをご覧ください。

No. 3と4は、令和4年度にあったいじめと、平成26年度からあったいじめ事案です。現在調査委員の委嘱に向けた調整を継続中です。No. 5は、令和6年度にあったいじめ事案です。

3ページをご覧ください。

5月に調査委員会から生徒及び保護者への説明会が申立人と被申立人それぞれに行われました。6月にいじめ問題調査委員会が2回行われております。

以上が新しく加わった項目となります。学校へは引き続き、いじめの未然防止と積極的ないじめ認知を初期対応による事実関係の厳正な調査と、被害児童生徒に寄り添った適切な対応を

働きかけてまいります。市教委においては、学校への伴走支援を行ってまいります。

続きまして、タブレット端末の調査結果を報告いたします。

資料 No. 3－2 学習者用タブレット端末調査報告書をご覧ください。

前回 5 月 1 日の市議会総務文教常任委員会でもご報告したとおり、令和 4 年度に学習者用タブレット端末の紛失に端を発したいじめ事案に関連し、当時紛失したタブレット端末調査が終了しましたので、その調査結果をご報告します。なお、この調査報告書につきましては、市長部局の業務委託により実施された、教育用端末業務調査に際し、令和 8 年 5 月 29 日に提出された業務報告を基に、学校教育課が作成したものであります。1、実施概要については記載のとおりです。調査対象は、令和 4 年 12 月と令和 5 年 1 月に紛失が確認された i P a d、2 台であります。調査の過程で i P a d には 01 及び 02 の番号が付番されています。2、保全現地調査についてです。令和 8 年 5 月 12 日に当該中学校で実施されました。その際の保全実施者につきましては、調査委託業者 3 人、立会い者として、当該中学校職員 2 人、市の企画課職員 2 人です。

2 ページ目をご覧ください。

(4) の保全結果につきましては、記載のとおり正常に行われております。また、保全作業の実施時において、i P a d 01、02 とともにパスワードが設定されていない状態でありました。また、業務報告書には、可能な限りのデータ抽出を行ったが、ディスクの未使用領域も含め、データ全体の抽出ができなかった。そして、削除されたデータの復元を行うことができなかったと記載がありました。

続いて、3 の調査結果です。i P a d 01、02 は、令和 5 年 3 月 16 日及び 17 日に市役所で初期化処理が行われておりました。初期化処理が市役所で行われたと判断した根拠につきましては、業務報告書に初期化された日時及び初期化処理をされた日時付近に記録された位置情報が、いずれも市役所を示す座標であったことが確認されたことによるものです。また、業務報告書には、ユーザーの使用痕跡を確認するため、We b 履歴や画像ファイルなどは発見されなかったことから、本事案に関係があると推測される痕跡は i P a d 01、02 とともに、初期化処理によって残存していないと推測されると記載されておりました。このことから、この調査の目的であった外部への情報書き込みなどの操作が行われた履歴、使用状況などについて、これ以上の調査を行えないと判断いたしました。

続いて、3 ページをお願いします。

4、初期化処理の経緯及び理由についてです。

初めに初期化処理の経緯です。i P a d 01、02 が初期化された前後の出来事等を時系列でまとめております。まず、令和 4 年 12 月 16 日、タブレット端末 1 台、令和 5 年 1 月 13 日に、もう 1 台のタブレット端末の紛失を確認いたしました。その後、同じ年の 3 月 12 日に生徒の自宅からタブレット端末 2 台が発見され、翌 13 日に生徒及び生徒保護者がタブレット端末 2 台を当該中学校に届けています。当該中学校に届けられたタブレット端末 2 台は、その後、初期化処理が行われる 16 日までに、当該中学校から市役所に運ばれ、市役所内で 3 月 16 日及び 17 日にそれぞれ初期化処理がされておりました。初期化処理後、タブレット端末 2 台は、時期は確認できませんでしたが、市役所から当該中学校へ運ばれております。また、こちらも時期は確認できませんでしたが、当該中学校においてタブレット端末 2 台が保管をされております。表の記載と前後しますが、3 月 14 日には、当該中学校において業者が新年度準備のため、タブレッ

ト端末 41 台の初期化処理を行っております。

時系列としては以上となりますが、タブレットの新年度準備についてご説明します。

毎年度末に当該中学校を含む市立学校では、新年度準備のため、新入生がタブレット端末を使用できるよう、卒業生のタブレット端末を初期化する作業を委託業者が、それぞれの学校を訪問して行っておりました。当該中学校では、その作業を 3 月 14 日に行っております。事前に委託業者へは作業対象リストを渡しておりますが、その中にこのタブレット端末 2 台は含まれておりませんでした。

続いてタブレット端末の移動と保管についてです。令和 5 年 3 月 13 日から初期化処理がされる前までの間に、当該中学校から市役所へ、そして初期化処理がされた後は、市役所から当該中学校に移動しております。移動の経緯については、記録等がなく、日時などを確認することができませんでした。また、初期化処理がされた後も、タブレット端末 2 台は当該中学校の耐火書庫、いわゆる金庫で保管をされておりました。

続いて 4 ページをお願いいたします。

(2) 初期化処理の理由ですが、当時のこども教育課では、このような重大事態に該当するような事案が発生することへの危機感はなく、紛失したタブレット端末 2 台が発見されたことへの安堵と、先ほど申し上げました年度末処理の時期と重なったこともあり、新年度準備を行う必要があるという意識から ICT 担当職員もしくは ICT 担当職員から指示を受けた職員が市役所内で初期化処理を行ったものであります。タブレット端末の紛失及び発見された際の学校及び市教委の認識や初動体制の甘さについては、本事案に対する追加調査報告書でも指摘をされているところであります。

続いて、5 の生徒及び生徒保護者、学校職員への対応についてです。

令和 5 年 4 月 13 日にインスタグラムのアカウント名からダイレクトメールが送信されたことが判明した以降、タブレット端末の残存データ等について、幾度となく保護者への説明会や学校職員とのやり取りの中で確認がありましたが、初期化されている、初期化されていないという情報が錯綜した状況であり、当時のこども教育課内では十分な情報共有がされておらず、不明確な情報のまま生徒への、生徒保護者、学校職員への対応を行っておりました。初期化処理がされているといった情報を説明する際にも、初期化処理に関する具体的な日時や場所などの情報を十分に確認しないまま、説明を行っておりました。実際にタブレット端末 2 台の初期化処理の具体的な日時や場所については、今回、市長部局が行った調査業務の業務報告書により判明したことであります。この点についても、本いじめ事案の追加調査報告書にも事案に対する記録や情報共有が不十分であったと指摘がされているところであります。また、令和 6 年 9 月に開催された保護者説明会の際、タブレット端末の調査を行うと明言したにも関わらず、今回の市長部局で行った調査まで十分な調査を行わず、現在に至ったことは、生徒及び生徒保護者、学校職員に対する不適切かつ不誠実な対応でありました。

最後になりますが、令和 4 年度に発生した学習者用タブレット端末の紛失に端を発したいじめ事案に関連し、紛失したタブレット端末が令和 5 年 3 月に初期化処理されていたことを、当時のこども教育課内で十分な情報共有のないまま、生徒及び生徒保護者、学校職員への対応を行っていたことについて、心より深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。また、令和 6 年 9 月に保護者説明会で調査を行うと明言したタブレット端末の調査結果がこのような時期となり、長きに渡りご心配とご心痛をおかけしたことにつきましても、重ねて深くお

詫び申し上げます。

今後、このようなことを繰り返すことにならないよう、再発防止に取り組んでまいります。
タブレット端末調査の調査結果報告は以上です。

以上で説明を終わります。

○阿部委員長

説明が終わりましたので、古畑委員。

○古畑委員

ちょっとね、具体的な質問に入る前にさ、ちょっと、お尋ねしたいんだけど。これ市長部局によるタブレットの紛失の調査でしたよね。なんであれなの、企画課、総務課、大西課長、なんであなたが報告しないのよ。あのね、もうね、今の教育委員会のさ、内容とか聞くだけでも腹わた煮えくり返ってくるんだけど。全然信用できない。教育委員会なんか嘘ばかりついて。だから市長はさ、それだから市長部局のほうで公平中立だから、企画課、もう総務って言ったんだけど企画課にいつちゃったんだよね。企画課で調査をやった。その企画課をさ、業者とやった純粋な真っ白なやつをまずは報告しなきゃ駄目じゃない。で、その報告を受けて、この文書だよね。企画課、教育委員会としては大変申し訳なく思ってます。返す言葉もございませんってなっていくと思うんだろうけど。

委員長これさ、説明責任っていうのはさ、教育委員会では駄目で市長部局のほうで調査しますよってなってるんだから、市長部局がやるべきですよ。

ちょっと聞いてください、どういうことですか。

○井川副市長

今の古畑委員のご指摘は、ごもっともだというふうに思っています。

ちょっと調査の前段で、私からお話させていただきたいのが、令和6年9月の説明会と、令和8年3月30日に謝罪会がありましたけども、その中で、教育委員会において、タブレット端末の解析は約束した事項だというふうに、私は受け止めておりました。それで、時期としては遅いんだけど、タブレット端末の解析を実施すべきだということで、私この謝罪会の翌々日の4月1日に判断をさせていただきました。

それで、そのときに、解析の実施主体はどうするかということで、私もちょっと考えたんですけども、そのときに教育委員会の調査では、これまでのやり取りの中で、信憑性等の意見が出される可能性が高いことから、市長部局、それで企画課長にこの調査をやってほしいというふうに、私のほうで指示をさせていただいたものでございます。調査実施するまでは、中学校の金庫にあったということでございましたので、それを勝手に搬出しないようにという注意事項を添えて、委託の段取りをさせていただいたものでございます。この調査実施に至った、それが、4月1日なんですけども、これはまた市長にもそれを確認して調査を実施する。また、実施する方向については、教育長にもご報告させていただいた上で実施に至ったものでございます。なお、その時点では、私は初期化されているという情報は持ち合わせていなかったというものでございます。

以下、それでは、企画課長から説明させますので、よろしくお願いします。

○大西企画課長

今ほど古畑議員のおっしゃるように、今回委託したのは、企画課でございます。

ですから、本来でしたら、委員会には、企画課でもご報告しなければいけないかなというふ

うに思いましたが、私はまず、業務報告書が出てきたときに、市長・副市長に報告をさせていただきました。その後、その報告書をもって教育委員会にも報告をさせていただきました。報告をもって教育委員会のほうは、今回資料 No. 3－1 を作成する中で、業務結果報告と一緒に報告するというのを聞いておりましたので、私からの報告は割愛させていただいたというのが、事実でございます。

○古畑委員

調査の経過と意味。

せっかくさ、教育委員会から独立、離れて市長部局やりますというところでやってたんですよ。出たやつを教育委員会に渡したんじゃ、あなた意味ないじゃん、全然。元々の調査、あなた理解してないね、本当に。市長、副市長にこういうの出ましたって言ったら、んーこれはまた大変えらいこっちゃんの結果が出てきたじゃないかって、これ誰が初期化したんだっていうような大変な問題じゃん。それをだよ。議会に報告する前に教育委員会に渡すって、あんた、教育委員会と結託してるんじゃないですか。また内部で傷の舐め合いして、また隠蔽工作でもやろうというんですか。そういう疑いがあるから市長部局でちゃんと独立性を持ってやりましょうってやったんじゃないんですか。なんで教育委員会に渡したの。

○大西企画課長

先ほどお答えしたように、まず市長・副市長にこの調査報告をさせていただきました。

今ほど古畑議員おっしゃるように、じゃあ誰が初期化したかというところは、やはり教育委員会で調査いただくことが必要だということで、私のほうもそれに沿って、教育委員会に説明させていただいた次第でございます。

○古畑委員

それじゃあ、教育委員会に渡せって言ったのは、市長・副市長の指示だったってことだね。

井川さん、やっぱりそりゃまずいわ。

今言う、誰がどこでどうしてこういうことをしたのかっていうのは、調査報告が出てきたら行政としてさ、教育委員会を今度調べなくちゃいけないんじゃないんですか。あらこんな出たわ、教育委員会、あと知らんけどあんたうまくやんなさいよって、なりやせんですか。

駄目ですよ、そういうことは。あのね、やっぱり何のためにさ、巨額な 100 万円も使って調査をやらなくちゃいけなかったかってことを行政本体としてもさ、十分にやっぱり理解しなきゃ駄目なんだ。

それからね、委員長やっぱり新しい情報とすればさ、令和 6 年 9 月に保護者説明会で調査をやると明言しましたね、このタブレット。で、このときか、その次のときにさ、もう既に初期化をしましたっていうことを言ってるんですよ、保護者会でね。議会には言わなかったけど。それについて報告を受けたことないですか。ええっとね、保護者会で説明があったっていうふうに、保護者会の被害者の会の代表の方がね、その記録ではね。初期化されているというふうに、当時の植木指導主事がね。そういうふうに、保護者会の前で言ったという記録があるんですけど。そのときは保護者会であるんならばだ、教育長も次長もいたはずだと思います。覚えてないですか。

○山本教育次長

今、古畑委員おっしゃられた、当時の指導主事が、保護者会のところで言ったという、その辺ちょっと私も、何ていいんでしょうか、当時の記憶といいんでしょうか、ちょっとうろ覚えな部

分がありまして、はっきりとは保護者会の中でそういったことを言ったかどうかは、ちょっと私の記憶のほうは、今、定かではございません。

[「教育長は」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

蘆本教育長。

○蘆本教育長

初期化されている、あるいはクラウドには残ってるっていうような話も、私の記憶の中には残っておりまして、ちょっと曖昧な部分があります。今ここで断定はできません。

以上です。

○古畑委員

これ実はさ、大事な話なんだわ。

確かに議会のほうは初期化されずに取ってありますっていう報告を同じ植木指導主事のほうから受けてるんですよ。だけども、ええっとね、保護者のほうから、タブレットの公開を求められたんだろうと思うんだけど、そのときに、タブレットはもう初期化してますんで開けても駄目ですみたいなことをおっしゃったんだそう。

そうするとだ、その後の教育委員会は、そういう事実がありながら、とぼけてたってことになる。とぼけたあげくに何があったかという、今回のさ、タブレットの端末の調査ですよ。これはやっぱりさ、だったら、いや、すいません、それもう初期化されていますんで、貴重な市民の税金 100 万円をかけなくても結構ですって、普通言わなくちゃいけないだろ。黙ってましたね。

これさあ、背信行為っていうか、非常にやっちゃいけないことなんじゃないですか。これ市にさ、莫大な損害を与えたと思うんですけど、これいかがですか。

何か言いなさい。

○山本教育次長

今、古畑委員おっしゃるように、もしそういうことを、例えば、承知していたということであれば、確かにそういうことは言えるかというふうに思います。ただ当時の指導主事が、先ほど私も申しましたように、どの段階で、そのような日時ですかね、発言されたかっていうのが、ちょっと承知してない部分がございます、そこが今はっきりしてないので、今そのようなことで、私先ほど答弁させていただきました。

○古畑委員

その指導主事が初期化されました、もうしましたっていうことを言ったっていうのはね、本当につい最近入ってきた情報で、私のほうもさ、その保護者から、そんだけおっしゃるならさ、その裏づけとなる記録を提示するように申し付けました。

でね、教育委員会とすりゃあさ、当時の植木指導主事をさ、事情聴取すれば。大体この人が警察を入れるとか、この件はなかったことにしようとか、やった張本人ですよ。皆さん、うなずきも何もしないですけど、これ、この人が事情全部知っているんじゃないですか。今、何か上越で校長やられてるんですか。

ねえちょっと、はっきりしてくださいよ。いつまでとぼけるつもりなん、これ何年も。だから分かるうちに、当事者がいるうちに、はっきりしなさいって、タブレットも開けてみなさいってやつ、全然やらなかったじゃん、皆さん。言うことを聞かなかったのは皆さん。ほら見ろ

っていうぐらいにさ、言ったとおりの結果が出てきたじゃない、これ。これさあ、問題になる卑猥画像が出てきても、また何にも知らないうちに初期化されても、どっちとも問題なんだよ。どっちに転んでも、なぜかって、皆さん隠したからだよ。早く開いておけばなんてことはなかったんですよ。これ誰だ初期化したのって、いやあさ、済む話だったんだけど。

ああ、ちょっとね、教育委員会これさ、ここにもやっぱり謎っていうふうに、私も深い謎だけど、ほかのタブレットがみんな校内でさ、学校の中に業者が来て全部初期化してるのに、このタブレットの2台だけを初期化しないでねっていつて取ってあった。それを誰が市役所へ持ってきて、わざわざ市役所でタブレットを初期化して、しかもだ、ご丁寧にまた戻す。しかも初期化しましたとは言っていないんだ。で、学校は知らずに初期化されたものを、これ大事にせんならん、後で証拠になるかもしれないから金庫の中に入れとけて。これあんまりにも周りも馬鹿にしていますよね。

これはどういうことなんでしょうかね、お聞かせください。

○山本教育次長

今回この調査の報告を受けまして、当時の担当にも確認はさせていただいたところでございますが、やはり、当時の担当も当時のことはあまり覚えていないということでしたので、それ以上の、何ていいましょうか、断定というか、そういったことが今できてない状況であります。それは全く隠すとか、そういうことではなく、単に当時の記憶が定かでないということで、私どももその当時の担当には聞いたんですが、そのような回答だったということでございます。

以上です。

○古畑委員

でもさ、委員長。あんまりにも馬鹿にしてる話じゃないですか。この件で本当に何十時間やってきたと思う。しかもそれだけ話題になったんなら、今更さ、お前、初期化になってるけど何か知りませんか、んーとよく覚えてませんで、終わる話か、これ。

山本次長ね、今まではね、あなたにはあんまり関係ないんだろうっていうことでさ、質問しなかった。けど、そのときを知る職員たちがどんどん異動になっていつて、残ったのは、とうとう山本次長あなたも含めた上のトップ3か。久保田市長は、当時ね、分からなかったと思うけど。山本さん、嫌でもさ、あなたとところに風当たりが行く。私さ、あなたはね、そんなに追及したくないんだよ。だから植木さん呼んできてくださいよ。ついでに小川校長と。すぐ近くだから、すぐ来れるだろう。知らん顔なんかさせませんよ。覚えてる、ああ覚えてませんで終わる話じゃないって、何回も。ここで変にあなたはさ、追及されて全然私答えませんって顔したってさ、しょうがない、責任はそっちに回るんだよ。行政はさ、継続だからかわいそうには思うけど。今いる現役の皆さんのところへ全部責任っていうのは回ってくるんだよ。知らん顔はできない。いくら前の課長がいる間に結論付けろったって、何にもしないでそのまんま素知らぬ顔をして校長にさせてるだろ。あっちこっちで教育委員会出は、出世するからね。

だけど、それはっきりしないと、委員長どうしますか、これ。進めないじゃないか。タブレット調査しました。初期化されておりました。これ以上は調査できませんっていう調査報告。これさ、委員会もあんまりにも馬鹿にされてますよね。何回も何年も前からですよ。それは何か月も前から、保護者からは、そのタブレットを開いてくれって、解析してくれって依頼があるんだよ。それをパスワードが分からんとか何とかって、できない、できないって言ったの、誰なんそれ。できない理由、ねえ、開いてみたら初期化されてましたじゃ、駄目だろう。

まあちょっと長くなったんで、私、休憩しますけどね、皆さんいかがですか。

○保坂委員

今、古畑委員の発言を聞いておまして、ちょっと整理してもらいたいなと思っております。

今ほどの、タブレットの保護者から開示、調査していただきたいというところでの対応と、あともう一つは、行政の中でこれを初期化してる人がいたってということは、皆さんは知らなかったかもしれないけども、少なくとも職員の中で初期化した担当者がいたわけで、それをやっぱり報告してないから 100 万円使って調査してるってということにもなってるんで、そこがどうなのかっていうことと、あと時系列でいくと、この 3 月 12 日にタブレットが見つかって、今度 3 月 16、17 日初期化して、事件が出てきたのが 4 月 13 日で、当然、事件発覚前のことだからと思ったんですけど、あんまり疑いたくないけども、そういうことも何か可能性を秘めてると。何があるか分からんから初期化しちゃえってやったっていうふうに、勘ぐられてしまうような、状況になってると私は思ってるんです。だから本当に事情聴取という言葉が適当かどうか分からんですけども、事実関係だけはちょっときちんと時系列を確認されたほうがいいのかなって。そこで責任がどうのこうのってちょっと分からないですけども、少なくともタブレットに対する対応の仕方、だって 100 万使ってやるっていう、ね、分からないから使ってやった訳であって、初期化したっていう、この事実を知ってる職員がいたってことになれば、それはやっぱりいろんないじめ問題云々の前に、業務として、やっぱりそれよくないことだと思うので。だから、いじめの問題と事務処理というか、業務のこととちょっと整理していただかないと、私らとしては、調査できないかなってというのは、今聞いてて思ったので、ちょっとその辺調整していただけないでしょうか。

[「ちょっと委員長」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

古畑委員。

○古畑委員

まあ、あのね、調べてもらうんならさ、これさ、誰が学校からタブレットを持ってきたのか、持ち出したのかだよ。

で、初期化するんですけどね。あのね、これさ、iPad の 01 がさ、17 日なんだよ。iPad 02 が 16 日なんだよ。分かる。1 台を初期化するのに 1 日かけているんだよ。何があったんだ、この間。ということは、中のデータを確認してるね、これ。まずいもの出てきたんじゃないですか。だから、消せよこれってなったんじゃないですか。しかもだ、これ単独でやられたんでしょうかね。学校から持って行くにしたって、あ、そのタブレットは持って行かないでくださいねとかってなるでしょ、学校として。あ、置いといてくださいとかいって。だけどその学校の先生がもし結託していたらどうします。ね、そのときの教頭先生あれでしょ、一緒になってこの件はなかったことにしようとした人ですよ。その辺に何か潜んでるんじゃないですか。ここの経過、空白の 1 日。ほかのは、時系列になってるんだけど、そこだけ開いているんだよね。これやっぱりさあ、この時期がやっぱり不明になってるのはおかしいんだよね。

で、もう 1 個調べてもらいたいのは、ICT 担当職員もしくは ICT 担当職員からの指示を受けた職員が、市役所内において初期化処理を行ったって言ってるね。この ICT 担当職員ってのは、誰なんすか。どなたですか。

これ書いた人、誰。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

いま一度、状況を整理したいと思います。

タブレットの調査をした。しかし、初期化がされていて、中が見えなかった。初期化をした経過も曖昧であるというのが、今現状の状態であるというふうに思います。

これを受けて、今ほど古畑委員また保坂委員のほうからも、ご指摘様々ありましたが、こういった事実を受け止めて、教育委員会また市長部局として、どのように対応していくのかということ、しっかりとご発言いただきたいと思います。

〔「委員長、今の休憩はさ、私の答弁のための休憩なんだろう」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長

すいません。

まず、古畑委員のご質問にお答えください。

○山本教育次長

それでは、お答えいたします。

古畑委員からのご質問で当時の担当職員ということで、誰が担当したのかということですが、当時のこども教育課の課長補佐が担当しておりました。

○古畑委員

その名前、名前を言ってくださいよ。

こども教育課の課長補佐、じゃあちゃんと覚えているだろうに。そこはちゃんと名前言ってください。課長補佐から指示を受けた職員が市役所内において、初期化処理を行ったとある。

じゃあ、これ行った職員って誰なんですか。

○山本教育次長

お答えいたします。

その行った職員につきましては、私どもも確認したんですけど、当時のことが、やはり初期化を行ったかどうかという記憶が、やはり定かではなかったということを私どもも確認しているところであります。

ですから、誰がやったかっていうのは、断定できないような状況なんです。

〔「それはないわ」と呼ぶ者あり〕

○山本教育次長

これは私ども、隠しているとかではなくて、確認したんですけど、職員からはそのような回答だったということで、私どもでは、ちょっとそこところは、誰がやったかっていうのは、はっきりとは確認できませんでした。

○古畑委員

あのね、山本次長は隠してないと思うよ。

隠してない。やったんかって、誰に言ったんだって言ったら、分かんないって言われて、ああそうですかっていうんで、私は分かりませんでしたって。だからそれは本当に隠してないと思うんだよ。ごまかしてないと思うんだよ。けどさ、その覚えてないとか記憶にないとかって言ってる人がごまかしていないか。

山本次長はね、絶対に自分は嘘ついてませんっていうのはさ、分かるよ、信じてあげる。問題はさ、じゃあその山本次長に嘘を報告してる人いるんじゃないですかっていうことだよ。名前も覚えてないって。なんでそのタブレット2台、それが市役所にあるんですか。元は全部、中学校にあるんでしょう。なんでそれ2台だけここにあるんですか。初期化するんなら初期化するようにって、学校に言えばいいじゃない。わざわざなんで市役所に持ってきて、しかも2日かけて1台1台で内容を確認するかのような時間を取ってだよ。おかしいじゃないですか。

でもさ、一つ分かったのは、どうもそれをやるように言ったのは、当時のこども課の課長補佐だったってことだよ。当時の課長補佐っちゃ、誰ですか。誰なん。植木さん、違うの。どなたですか。

○山本次長

すいません、こども教育課の課長補佐であった者でございます。

[「名前言わんきゃ、分からんねか」と呼ぶ者あり]

○山本教育次長

繰り返しの答弁になりますが、当時のこども教育課の課長補佐が事務担当をしておりました。

○古畑委員

繰り返しの質問になりますが、当時のこども教育課の課長補佐は誰ですかって聞いてるだけなんですけど。

あのね、どこどこの中学校で問題があったって、そのどこどこの中学校の名前言えって言ってるんじゃないんですよ。当時のこども教育課長の補佐は誰なんですかって聞いてるだけでしょ。そこ何かあるんですか、隠さなくちゃいけない理由。プライバシーに配慮したとか、また隠さなくちゃいけない経歴なんですか。その当時こども課の課長補佐やった人は言えない事情があるっていうふうになるんですか。おかしいじゃないじゃないですか。

話がね、進まないんだよ。

○山本教育次長

お答えいたします。

当時のこども教育課課長補佐、川原であります。

○古畑委員

この川原課長補佐っていうのをさ、お呼びできないですか。

お呼びしてもらえないの、どっか行っちゃったの。いる。

○山本教育次長

他の部署へ異動しております。

○古畑委員

今はさ、この場にすぐ植木さんとかそういうのを呼んで来いったって、なかなか難しいだろうから、その川原課長補佐さんって、お呼びできませんか、お呼びしてください。

○山本教育次長

今ここで私の一存で、返事はできませんので、ちょっと協議させていただきたいと思います。

[「なんで」と呼ぶ者あり]

○山本教育次長

私の判断だけでは。

○古畑委員

次長は判断できないならできないでいいよ。

誰の判断ならできるの、それ。市長、ああそう。

久保田市長、お呼びしてくださいよ。

○井川副市長

いろいろご質問いただいています。

それで、私どもも、私どもというか市長部局で、この初期化がされてるという結果が出たときに、当然、初期化に至る時系列を整理してほしいですとか、誰が初期化したんだとか、それから市役所と学校の2台の行き来の経過とか、そういったものをしっかり調査した上で、議会に報告しなければ駄目だということで、お話した中で、今日この資料なんですけども、これがおそらく今の質疑を聞いてる限りでは不十分だというふうに私も受けとめました。

それで今日、今、担当者と呼ぶ、呼ばないって話でお聞きしていますが、今、本人を呼んでも、なかなかすぐに回答できない部分もあるかと思いますので、いま一度、できれば時間をいただいて、改めて教育委員会で調査をさせていただいた上で、報告させることにしていただければ幸いです。

○古畑委員

なぜ今呼べって言うか。あのね、口裏を合わせさせないためなんです。

これ教育委員会に調査させるんでしょ。お前これ知らなかったことにしとけとか言って、お前じゃあ本当に覚えてないんなら、じゃあ覚えてないことでいいよとかって。覚えてないほうがさ、教育委員会としてはありがたいんだもん。そういう手を抜いたさ、当事者が調べると自分の都合のいいようにするでしょ。だから駄目ですよって。だからもしここの庁内にいらっしゃるなら、こちらに来ていただだけませんかねって言ったの。

でね、これにやっぱり書いてあるよね、ちゃんと調べて書いてあって、渡邊課長ね、これさICT担当職員の指示っていうのは、誰に聞いてこう書いてあるんですか。本人から聞いて書いたの。ICT担当職員もしくはICT担当職員から指示を受けた職員が市役所内において、初期化処理を行ったって書いてある。これは誰が言ったの。

○仲谷課長補佐

ICT担当、その当時この結果が出た後、この5月29日の結果を市長部局からうちのほうにもらった後、担当職員に市役所でこの日時で行われたということが判明したんだけど、その前に聞いたときは記憶がないという話をしていましたので、でも、実際はこういうことであつた。なので、何か記憶等を、それを聞いて思い出せるようなことはないかということは、私のほうで確認させていただきました。

そのときに当時、タブレットの初期化をできる職員が、市役所の中がどういう体制であつたかということを確認いたしました。そのときに答えとして聞いたものは、担当職員とあともう1人会計年度職員なんですけど、その職員と2名だけがその初期化処理を行えた状況にあつたということを確認しております。会計年度職員は自分の判断で、この端末を処理するとか、しないとかっていうことは行いませんので、当然、担当から指示を受けてやるか、もしくは担当本

人がやったかっていうところまでは話の中で考えられる、確定させることはできましたが、実際にどちらが処理をしたか、もしかしたら1台ずつ違う職員がやっているかもしれませんし、同じ職員がやったかもしれないんですが、そのあたりは、やはり記憶がないということで確認することができなかった。ただ、できた環境にあったのは、その2人であるというところであります。

以上です。

○古畑委員

確かにさ、面倒くさいかも知れないけれどもだ。

そのせっかく手を挙げていただいた、お二人がいるんだから、お話を聞いてみるのも、なんかしゃべってるうちに、まただんだん思い出してくるかもしれない。そのタブレットの中身を見たのって初期化するから当然見ますけどデータを見てませんとかいろいろ出てくるよね。その中においてさ、いわゆる私が言ってんのは、事件性があるかないかってことなんです。過失なのか。それとも故意なのか。どうもタイミングがおかしいじゃないですか。しかも初期化したタブレット2台、後生大事に金庫の中に入れて、公開しろって、ずっと断って、パスワードが分かんないだとか、アカウントがどうのこうのって、もしかしたらアカウントが自動的に全部消滅してデータを初期化してるかもしれませんよって言ったのはさ、もしかして、これの伏線だったんじゃないのと思う。

あなた方はさ、皆さん職務でコロコロ変わるかも知れないけど、こっちは議員でずっとこれ調査してるからさ、いきなり言われたら困りますよみたいな顔をしたって駄目だって。だってあなた方、そっちに座ってるんだから誰か答えなくちゃでしょう。

ね、教育長、ちょっと山本次長そろそろかわいそうなんでさ、教育長、答えてくださいよ。知らん顔してますけど。これ悪いけど、あなたの部局のさ、教育委員会がこういうことやってるんですけど。相当こっちでも心配したりなんなりで、追跡で調査をなんなりやった。そのたんに、そのタブレットは保管してあります。中身あります。2年前に私が委員会でき、質問したから。そのタブレットのデータはどうなってるんだって、残ってるんだらうなって、残ってるって。ちゃんと金庫の中に手付かずで事件性があるかもしれないのでって、取ってありますって、言ってるんでしょう。

どうすんだ、これ。教育長、どうするんですか。

○靄本教育長

先ほども今までの長い経過の中で、保護者会あるいは議会のいろんな場面で、この辺の確認がなされました。タブレット端末の初期化したんだという意見、それからまだされていないという意見、それからクラウドには残ってるはずだというふうな意見、様々混在していました。どの辺の部分のところが事実なのかっていうことが分からないまま経過がしたんですけれども、保護者会等々で必ず何か専門的な業者から分析をしてもらえれば、解析をしてもらえれば、何か新しい事実が出るんじゃないか。あるいはその痕跡があるんじゃないかっていうふうなことから、保護者の皆さん方から何回か要望を受けてまいりました。ただ、私どもはなかなか構えなかったっていうのは、それこそ専門的な知識もないし、かえって構うことによって、何かまづくなるんじゃないかっていうこと、その辺の部分の迷いがありながら時間が経過したんですけど、市長部局のほうが最終的に判断してくださって、そんなふうな経過があったり、保護者のニーズがまだまだ強い疑念があったり、解析っていう部分のところはまだやってなかったっ

ていう、深い反省点の中で、今回やってもらったわけです。その中で初期化されていて、皆さんが心配しているような新たな事実、それから痕跡等はなかったっていうことが、初めてこの分析結果によって明らかになったってことなんです。それはそれで受け止めなきゃいけないんだけど、その後、今現在、皆さん方からご指摘いただいているような、初期化の経緯というような部分については、非常に大きなクエスチョンになっている。誰がなんだ、どういうふうなことなんだろう、担当者なのか、あるいは学校との連携の中でもってこういうことが行われたのかどうなのか。疑念が非常に残ってるっていうふうな部分のところが整理されて、今現在なっています。私どもができることについては、今ほど担当のほうは何回か聞き取りをして、その上でもって整理した内容が今日報告している内容です。さらに深い聞き取りっていうふうな部分のところが求められているやに私は受けとめております。これは教育委員会のほうでの聞き取りがいいのか、あるいは違った角度から市長部局のほうから、立場が一緒じゃない立場の人たちから聞き取りをしてもらったほうがいいのか、その辺の部分については、また協議が必要だっていうふうに思ってますけども、とにかく今現在明らかになって、今日報告した内容を基にしながら、再度もう1回、深い確認、聞き取りというふうな部分等について、事実経過を明らかにするっていうことが、今残されている一つの課題であるというふう、に私は厳しく受けとめてます。

以上です。

○古畑委員

この中にはさ、2種類の流れがあるんですよ。

分かりましたと、このタブレットはさ、その後の犯罪になるかもしれないから、これは取っておきましょうねっていう善意っていうか、ちゃんと慎重派の流れ。

で、もう一つの流れは、そう言っているのに、このタブレット2台が邪魔なんだよね、内容が。だってさ、学校に帰すことがおかしいだろ。学校でやればいいのに、なんでわざわざ持ってこなくちゃ、業者が来てるときに一緒にやってもらえばいいじゃない、それだったら。糸魚川市の市役所に持ってきてからなんでそんな日にちかかったか。13日には確か届いてるはずだよ。そんで15、16。何日かけたんだよ。てことは、何か見つけたんじゃないですか、その中に3月14、3月16日、届いたのが3月13日。その時系列のところが、そこだけちょっと変だよ。令和5年3月13日から初期化処理が行われるまでの間なんだよね。タブレット端末2台が当該中学から市役所へ届くって書いてある。中学校から、じゃあ2台のタブレットが届いたんですか。これ書いた人、どういうことなんでしょう。

○仲谷課長補佐

ここの部分については、誰がどのように運んだかというのは、先ほど来、ご説明しているとおり、やはり確認できるものはありませんでしたが、実際として、市役所で初期化処理が行われたということは、中学校にあったはずのものが届けられたというような意味合いで、そういうふうに書いたものであります。

以上です。

○古畑委員

そりゃそうですよね、タブレット一人で来る訳ないしですからね。誰かが持って来なきゃ。

やっぱり問題はそこなんだ。誰が何のためにわざわざ市役所まで持ってきたのか。校長が持って行けって言ったのか。要するに持ち出したのか。学校の先生なのか。それとも市の職員な

のか。この謎は非常に深いし、持ってる意味が違うというか、非常に大きいです。これがもし故意だったとしたら大変なことです。

教育委員会はそういうことありませんって言うんなら、それは証明して見せていただきたいと思うんですよ。あれに聞いても、これ聞いても分かりませんっていう、当時の記憶が曖昧なんでしょうとしたことは分かりません。思い出せって。お前さ、思い出してくれよって。お前こんだけ特異なことやったら、覚えてるだろうって。普通、覚えてるわね。しかもそんな日にちも経ってないじゃん、まだ若いし頭も優秀な市の職員だし。

でさ、委員長ね、堂々巡りになるんで、言った言わんでやっちゃうと、ずうっとこのまんまかかっちゃうし、こっちもちゃんと誰だか分かんない。動機だとか、どうしてそういうことになったとかって、細かいあれがない限り、ちょっと引けませんから。これは委員長権限で、ここで打ち切って、また所管事項でもやりますんで、それまでに調査確認するようになっていうんだったら、もうここで、これで止めます。

○阿部委員長

どうでしょう。

[「質疑いい、質問してもいい」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

はい、保坂委員。

○保坂委員

今、古畑委員のほうからの流れは、私もそれでいいと思っています。

同時に調べてもらいたいこととして、やっぱり見れば見るほど、これ不思議な時系列なんです。古畑委員が疑問に思うのも当然で、要は、タブレットが2台発見されて、12日ですよ。翌日にタブレット2台中学校へ持参してもらってますよね。その日に、やっぱり繰り返しますけど、その日に委託業者がもう新年度の41台の初期化をしてるっていうことで、何にも違和感がなければ、当然その2台も一緒にやるのが普通なんですよ。何にも悪気も何にもなくて、当時、私も報告で紛失したって言って、紛失したなら子供のタブレットないから授業に差し支えあるからすぐほかのもので対応してねっていうぐらいのレベルでしか考えられないんですよ。だから、嫌だなと思うのは、そんな状況で、そのまま43台初期化してあれば、そんなに私も疑問に思わないんですけど、その2台取ってあるっていうことがまず不思議だし、しかも初期化したのが同時にやってあるんならいいけど、1日ずれてやってるっていうの、すごく不思議だし。そこにすごく違和感がある。やっぱり古畑委員ご指摘のとおり、中身本当に見たんじゃないかなと私も思っちゃいます。これだけ時系列だけ見てても。最悪なことに事件がこの4月13日にこうやって出てくるっていうのから見ると、やっぱり私どんな背景があるのか知りませんけども、その担当者なり固有名詞、ここで上げろとは言いませんけど、やっぱこれは、市長部局として、しっかりそこまで調査しないと、せつかく100万使って調査した意味がなくなってしまうので、やっぱり税金使って調査した以上は、その流れだけは確実にやっていただきたい。

で、言うのであれば、今言ったように、日を変えてまた再調査してもらおうということには賛同したいと思います。やっぱこの時系列、非常に不思議ですし、逆に100万円かけて位置情報っていうのはやっぱりすごいなと思いますんで、ぜひそこは明快にやっていただきたいと思います。その結果が本当に悪意があるか悪意がないのかも分からないんで、事実関係はしっかり

調べていただきたいということになります。

以上です。

○大西企画課長

今回の案件といいますか、今、保坂委員がですね、100 万円の契約書のことをお話されましたので、若干、私もお伝えするのが遅れましたが、今回この調査結果を受けまして、この契約につきましては、変更契約をさせていただいております。

当初、パスワード等はなく開けなかった場合には、40 万弱にするという契約でしたが、今回パスワードもかかっておらなかったのも、中のデータは、吸い上げることが可能でした。ただそうはいいまして、初期化されておりましたので、データ量が予想よりもだいぶ少なかったということで、そちらの部分については、交渉の上、約半額にさせていただいて、その部分については半額にさせていただいて、旅費とか入れまして、税込で 69 万 3,000 円ということで変更契約させていただいております。

また先ほど、古畑委員が初期化につきましては、i P a d 01 と 02 はですね、1 日かかっているんじゃないかっていうご指摘でしたが、これはですね 1 日かかっているわけではございませんで、やった時間がこの時間だったということでございます。

以上です。

○保坂委員

今ほどの、まず 69 万 3,000 円かけた価値があったってことですよ。

で、もう一つは、時間のずれもそんなに簡単にできるのであれば、2 台揃えてパンパンってやればいいだけの話なんですよ。これもだから不思議なんですよ。わざわざこの時間差があるっていうの。だから、そこを調べていただきたいということでもあります。

以上です。

○古畑委員

えっとね、そういうことならさ、こっちのほうも調べていただきたいんだけどさ、それからちょっと大西課長、最初に言うておくけどさ、だからあなた報告しなさいって、何回も言うてるじゃん。どうもさ、先ほどからさ、なんだっけ仲谷補佐がさ、一生懸命答えてくれてるけど、相当あなたの思い入れも入ってますね。それは悪意もなく期間もなくとか、紛失したタブレット以外が発見されましたとか何とか書いてある。これ本当にさ、業者の人はそんなことまで全部調べて書いたのか。あなた自分で調べたことも書き足して、相当ああなるほどなということで、その I C T 職員だとかね、そういうのもよく分かるようになってきたけど。でもさ、これはこれで悪いとは言わない。だから業者、元のさ、業者からの報告書もください。もちろん、その裏、じゃあ誰か調べた人がいる、誰か初期化した人がいるっていうのを調べていただいた、仲谷さんは、もう、ありがとうね。これ本当によくやってくれたと思う。

で、もう細かいけどさ、何かいちいち調べていかないと、どうもパズルが合わない。おかしいと思う。大西さんそれでいいですか。

○大西企画課長

今回行政部局、企画課で、委託した報告書につきましては、皆さんのところに提出することは、やぶさかではございません。

ですから、言うていただければ、ご用意させていただきますが、やはり調査報告書の中には、どうしても関係者の関係があつて、開示できない部分もありますので、その部分は、マー

カーで塗らせていただいたものを提出させていただきたいなと思っております。

○古畑委員

それでいいです。

それであんまりね、時間開かないでやっぱり所管事項調査、入ってほしいと思います。

それからこちらのほうもさ、本当に初期化したと保護者会の前で言ったのか言わないのか。で、そのときに同席していた、ほかの市の職員は誰がいるかってやつも、しっかりと調べて、お知らせをしたいと思います。

○阿部委員長

今ほど各委員よりご指摘ありました。

今回これにてとどめて次回の所管事項を早めにやりたいと思いますが、委員長からも改めてなのですが、休憩明けの冒頭に発言したとおり、事実としてこういうことがある。その後の対応をどのように、教育委員会、また市長部局は考えているのか。またやはり、私も気になる点はタブレットが市役所に持ち込まれて、初期化をするっていう作業は、ほとんどないと思うんです。ほかにこういった例っていうのは、あるんでしょうか。

○仲谷課長補佐

今ほどお話のあった、市役所に持ち込まれてタブレットの初期化処理することがあるかということですが、実際にはあります。

どんな場合があるかっていうと、今回のように、業者が一斉に初期化処理をしましたが、例えば、そこに入らなかった今回のようなものであったりとか、学校で子供の数が減ってもうタブレットを使わなくなったので、返しますといったものですか、あとパスワードが分からなくなったので、一旦解除をお願いしますといったような場合には、学校から市役所に持ち込まれて、さっき申し上げました担当職員等が、初期化の処理を行う、そういったことは実際に通常でも行われていた処理であります。

以上です。

○阿部委員長

改めて職員への聞き取り。やはり5月1日の集約事項にもありました。やはり事実をしっかりとご提示いただいて、その上で調査をしていくというのが基本だと思いますので、各委員からの指摘もありましたし、そのようにやるというふうなお話もありましたので、今回これにてとどめたいと思いますが、改めて、今回市長部局に対応が移ってる部分もありますので、教育委員会、また市長部局のほうでも対応をしっかりと示せるように、次回までに準備いただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか、大丈夫でしょうか。

○井川副市長

皆さんの質疑とやり取りを聞いていてですね、やはり疑念が晴らされないようなやり取りになっておりますので、今回については、ちょっと今さらなんですけど、市長部局で調査をさせていただいた上で、皆様にご報告させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○阿部委員長

よろしいでしょうか。

なるべく早く、私も打診をしっかりと、なるべく早いタイミングで、また正確な情報を元に審査に入りたいと思いますので。

○古畑委員

この件はそれでいいです。

あとね、教育委員会に確認したいことがさ、3点ほどあるんだよ。多分、これはここで答えられると思うし、答えれなかったらそれも合わせてお願いをしたい。

例えばね、今までやってきたことについては、アレルギー問題で、ヒヤリハットの事案がありますよね。このヒヤリハットの事案、その後どういうふうになりましたか。ちゃんと処理できたんでしょうか、お聞かせください。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

ヒヤリハットの案件につきましては、まだ謝罪までできておりません。

以上です。

○古畑委員

渡邊課長、あなたヒヤリハットのさ、アレルギーがあるかないかについて、保護者にさ、何か言いませんでしたか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

やり取りの中で、ヒヤリハット、アレルギーの件については、何度かお話をさせていただいております。今、委員おっしゃられるのは、私達学校は、校内でのアレルギー対応については、医師の指導にのっとって行うんだけど、残念ながら中学校に、もうその書類がなくて、私達実際のところ、医師からどういう指示があったのか分からないんだというふうなお話はさせていただきました。

以上です。

○古畑委員

言ってみりゃね、受け取り方とすりゃさ、診断書がないものを大げさにあなたは言ってますか。いくらでヒヤリハットがあったとおっしゃって、いくらどかしやあよかった、食べれたじゃないですか。ね、そのヒヤリハットのさ、食物アレルギーの要するにちゃんとした診断書がないから、そんなあれでしょって、少し食べたらかゆくなるぐらいのもんじゃないんですか。

で、その診断書があったら出してこいって、あなた言いましたよね。そしたらさ、学校の先生だとか当時の中学校・高校の先生たちが、ちゃんと探して見つけて持ってきてくれた。で、ありましたから取りに来てくださいってやつ、渡邊さん、取りに行きませんでしたね。

ねえ、渡邊課長。これについて何か、俺に言われる前に、何か自分で謝っておきたいことないですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

私は、そういうのがあったら出してこいというふうには言っておりません。

こちらから、こっちに提出してほしいというふうなつもりで言ったこともございません。

お話の中で、あったら見せていただけるというふうに言われて、それだったら見せてくださいと言ったような記憶はあります。

それから取りに行かなかったってことについては、実際、準備ができているというふうにご

連絡をいただいてから、確かに時間がかかったのは事実でございます。これは用意して下さった先生方や保護者の方には、お詫び申し上げますが、これは事実、そのとおりでございます。

以上です。

○古畑委員

それ取りに行ったときに見してもらったんでしょうね。

養護教諭の聞き取り及びそういうことについて、違う記載になってますよってことも指摘されましたよね。知りませんか、覚えてませんか、それこそ覚えてませんっていうんじゃないでしょうね、つい最近のことを。

これね、保坂さんなんか聞くと、本当に腹立つと思うんだけど、これが中学校の養護教諭が出していた書類なんです。これ見るとアナフィラキシーショックは、なしになってる。処方薬もなしになってる、こっちに名前書いてあるけどね、これですけど。

これが、中学校が書いて高校のほうにさ、申し送りとして出したのかな。これが保護者がね、うちの子のアレルギーに対して書いてある。これになると、アナフィラキシーショックの有無は、ありになってる。処方薬はありますかということについて、ありって書いてある。これ病院の先生のね、名前も書いて判こも押してある。本当に、正確なものです。私さ、これ切ないのはね、そういうヒヤリハットがあって、そういうことがあったって、論議してきたんじゃないの。今んなってね、いやどければ食べれるよって言った養護教諭のことも擁護してどうするんすか。何ていうか、そういうことを逆なでにして。

で、これ何か罪になりますか。この養護教諭。ね、何か罪になりますか、いかがですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

まず今回、私、結果的にその書類いただきましたが、決して養護教諭の対応を守るとか、かばうとかという気持ちで、見せていただいたわけではありません。

今、古畑委員、ご紹介いただいた書類については、私も見せていただいた時点で、問題があるというふうに認識をしているところですが、今現在、それについてまだ検証しなきゃいけないところがあるなと思っているところが、まだ全然調べることができておりません。

ですので、この件については、改めてしっかりと調査をして、ご報告をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○古畑委員

あったと知ってたってさ。

このアナフィラキシーショックがあるかないかって、高校に伝達するときに非常に大事なことなんです。それを、これ食べたら死にますよ、ショックが出ますよっていうやつが行かなかったから、これ公文書偽造にもなるし。その人にとってみれば、本当に危ない記録なんで。

で、今言ったように知ってたんだよ。知ってるっていうか、そういう対応してる。だけど、議会、委員会には、何の報告もない。皆様からご論議をいただきましたが。

あのね、そこの本人たちの受け取り方だからね。それが真実じゃないけど、まるで疑われているように聞かれたというふうに言ってます。

そこで、調べたらさっき言ったように、中学校の先生が書いてくれたのが、ちゃんと高校の

ほうに行ってて、それは非常に正確だったんで、助かった。逆か。ああいいんだ。修学旅行は高校のときだからいいんだよ。高校の先生がアナフィラキシーショックはないって書いてある。これ大きな問題ですね。

大きな問題なんだよ。みんなぼーっとして聞いているけど。それはあっちゃいけないことです。この処分だってどうするのか、お聞かせくださいね。

これで1回ちょっと休憩、休憩っていうか、休めます。

[「ちょっと休憩いいですか」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

保坂委員。

○保坂委員

今ほど古畑委員のほうから、非常にプライベートな情報を、保護者のほうから提供いただいたものがありまして、いろいろ、今、種々聞かせていただきました。

特に問題になっているのが、中学校から高校への引継ぎをする文書内容が非常に疑問があるということが分かりましたので、この古畑委員の今報告があった1件も大事なんですけども、その他のいじめ事案であるだとか、身体に関わる事案について、過ちがないか再調査して、そういったことをきちんとを、また委員会のほうに報告してもらいたいんですが、その辺、対応できますでしょうか。

[「委員長、対応しろって言えばいい」と呼ぶ者あり]

[「委員長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

久保田市長。

○久保田市長

当然、対応は、させていただきたいと思います。

今、渡邊課長が確認していた紙と古畑議長がお持ちになってる部分をちょっと確認させてもらえばと思いますけど、よろしいですか。

[「駄目。これちょっと難しいね。個人名とか病気の書いてあるじゃない。やっぱり、出すと駄目なんですって。渡邊さん、これは見た。じゃあ、ちょっと来て。休憩中だよ」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

暫時休憩いたします。

<休憩>

○阿部委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

○古畑委員

それでさ、まだ確認してもらいたいことがあるんですけど。

今度さ、スクールバス内のいじめの重大事態の再調査、今やっけていただけてますけどさ、このときの被害者がさ、また学校に行けなくなってる事実っていうのは、知ってますか。

答えれや。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

すいません、そのお子さんが今どうなってるかということ、個別の状況については、ここではお話できません。申し訳ありません。

○古畑委員

それならまた調べてくださいね。

あのね、やっぱり仲間内でいろいろゲームやってたときにさ、なんかいろいろ誤解があったりなんだから、その子供がね、何かやったっていうか、問題行動を起こしたみたいですね。そうしたら校長先生やらほかの先生がさ、やっぱり激怒して、何してるんだっていうことになって、クラスをさ、隔離して授業をやるようにした。いわゆる教室を別にして、あなたがいると授業を受けたくないって子がいるから、あなたあっち行きなさいってことで、そっちに行った。隣のクラスかどっかに。

で、それをどういうことかって、親が尋ねてもさ、あなたには言えませんで、旦那さん連れて来いってやってみたい。あのね、そのときに迅速な対応でさ、一緒にしちやまずいと思って、隔離、クラスを分けたりするのもありだと思う。けどさ、保護者に何も連絡しないっていうのでやってしまって、最終的にその子供に対してひどいことを言ったらしいんだよね。今度それがトラウマになってるっていうか、きっかけになって今度学校にも行けなくなってしまった。で、いまだ不登校が続いてるんだそうです。それも確認してください。

まあ、知らんのなら答えろって言うのもなんですけど。

それだけさ、そういうのが学校から教育委員会に報告義務とかないんですかね。それは黙ってても、問題ないんですかね、学校からの報告がなくても。いかがですか。

○渡邊学校教育課長

お答えいたします。

先ほど個別のことについては、お話できないと言いました。

知らないというわけではなくて、報告等はきちんと上がってきておりますが、どのような対応をしていくか、どのような状況であるかということは、少しここでは控えさせていただきます。

以上です。

○古畑委員

でもね、重大事態でさ、再調査中の子供がまたいじめられて不登校になるってさ。しかも学校側の過失が多たって、こんなん全国で前代未聞ですよ。

報告できないんなら、できないでさ、その件につきましては、現在、指導中ですか、何とかないの。答弁みても隠そう隠そうしてるのが見え見えじゃないですか。あらあ、そんなことまで知ってるんですかって、なってませんか。まあ今じゃなくていいですよ、この次でもいいから、こういうことでしたみたいなの、やればいい。

それからね、まだあるんだけど、今度はさ、小学校の中で複式学級やってる学校で、学級崩壊起こってるのは、連絡ないですか、報告。

○渡邊学校教育課長

学級が難しい状況になっているというような、報告は、実際、市内でございます。

以上です。

○古畑委員

複式学級、5年・6年で同じ授業をやってたのが、5年生の親からさ、6年生がひどすぎて、一緒に授業やってらんないんで、解消してくださいってやりましたよね。そういうことも報告しなくていいんですか。

あなた、今、あれって顔してましたよね。てことは知らないの。ねえ、学校名、言いましょか。

それでさ、担任の先生がさ、学校に来れなくなったじゃない。その代わりに、授業を受け持った教頭も来れなくなった。これ重大事件じゃないですか。さっき教員の大変さだとか、教員の肩を持つとか何とかって言ったけど、持っていないじゃない、全然。あのね、いじめが全て教師が悪いなんて、私は思ってますので、子供のほうだって悪いと思ってる。ただ、いいか悪いかの判断は、私がしないだけでさ。そんときの学校と教育委員会の対応がどうだったのかと言ってる。結局いじめられたら泣き寝入りっていう状態になってるでしょ、今。

だから首かしげるなっちゅうの。

知ってるんでしょ、本当は。ね、課長。知ってるけども言わないでしょ。本当は報告しなくちゃいけないんでしょ。なんでそこら辺の報告できないのか。だからあなた方は隠蔽体質だって言われるんだよ。

それとね、まだあるっていうとあれだろうな。

まあ、今日のところはここまでにしとくけどさ、これさあ、やっぱり寄せられたご意見の中も、それぞれさ、資料いっぱいあるけど、細かいことまで突き詰めていくとさ、保護者だとか、苦しくても言えない教師の気持ちとかって伝わってきますよね。それはやっぱり何とかしてほしいんですよ。

庁内でさ、よく検討してみてください。

次長には、この間、ちょっと軽く話してみたけどさ、やっぱりちゃんと裏を取って、どういう状況なのかどうか。指導員が行くのかどうか。それ現場で解決しろったってかわいそうですよ。そこは教育委員会としてどう対処するのか、これちゃんと方針でね、見せていただきたいと思います。

今日はちょっと優しいでしょ。はい、終わります。

○阿部委員長

ほかにご質疑ございませんでしょうか。

ないようでしたら、今ほど各委員からおっしゃっていただいたように、改めて事実確認をしつかりした上で、正確な調査を行いたいと思いますので、継続といいましょうか、持ち越すということにしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

よろしいでしょうか。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

松尾委員。

○松尾委員

一点。

今、このいじめ問題、本当に何回も重ねて、そしてなおかつ、いつもこうやってかなり時間を経過してやってるんですけど、同じ所管事項調査をやるんでしたら、これ一点だけで朝からやるぐらいのほうがいいんじゃないかなと。そうじゃないと、いつまでたっても解決のほうに向かわないし、これを継続することが、やっぱり糸魚川市教育委員会、それから糸魚川市の教育行政全般にわたってですね、マスコミ報道もされたりなんかして、非常にイメージが悪いと。

私、前にも言ったかと思うんですけども、こちらへ来たいと思う先生が、やっぱり糸魚川だったら嫌だっというようなことにならないように、やはりこれは早期に解決するべく、やっていただきたいと思います。

○保坂委員

私も今古畑委員のいろんな報告というか、いろいろ事情を教えていただいたんですけども、すごくやっぱり気になるのが、保護者に対して、あなたには言えない、ご主人もとかって、今、話ちらっと。過去にもね、なんかそんなようなこともあったんですよ。

そうであるのであれば、やっぱそういう背景、言えることと言えないこともあるので、そういったところも、きちんと委員のほうには正確に伝わるように説明をしていただきたいと思います。分からないんですよ、正直言って。断片的な情報だと。それはかえってまた新たな過ちというか、新たな誤解を招くことにもなるので、当然、守秘義務がね、診断書みたいな固有名詞は守秘義務を守らなきゃいけないので。ただ、実態として、その学校でどういうふうになっているのか。あとその被害者・加害者の間でどうなってるのかっていうのは、ちょっと正確に報告していただいてですね、私らは別に裁判官でもなんでもないので、事実を聞いて、その改善策であったりとか、その対応策について確認取りたいわけなので、そこをあやふやにぜひしないでいただきたいですし、そうしないともうどんどんどんどん教育委員会のイメージも悪くなっていきますし、何遍も言いますが、現場で働いてる方がみんな十把一からげで見られてしまいますので、それは避けていただきたいので、そういったところの正確な情報を報告に上げていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。以上です。

○久保田市長

私のほうから、一応、今の話については、私も副市長も耳に全部して、教育委員会には、適切な事実確認等を確実にするよという部分では、今朝からずっと話を聞いて確認しておりますので、全く教育委員会が何かを隠してるっていうことはないということで、ご理解をしていただければと思います。

確実にこの案件につきましては、丁寧に対応させていただきたいと思います。

以上です。

○保坂委員

むしろ市長の立場であれば、もっと客観的に見ていただきたい。

隠しているかもしれないっていうぐらいのスタンスでやってほしいなと思っています。そうで

ないと、やっぱり私も教育委員会、信じてないわけじゃないんですよ。ただ、結果的にいろんなものが後手、後手になってきたことを考えると、やっぱり勘ぐられます、正直言って。で、そこをなおかつ市長の立場で調査していただいて、予算もうちら認めてつけてるわけですから、そこは本当に客観的、まさに第三者的な見解で、さっき古畑委員からもご指摘あった。別にしでやっぱり報告いただきたいなと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上です。

○阿部委員長

委員長からも一点。

どういったことがあったのか、それを受けて、教育委員会はどういう対応を取ったのか、その対応がどうだったのか、それを受けて、今後どういう対応を取っていくのか、ということをしっかり明確にさせていただかなければ、調査ということが、委員会の調査が不十分になると思いますので、しっかり事実と、対応と今後の方針及び対応ですね。今後どういう対応を取るのかということ、しっかり明確にした上で、調査に入りたいと思いますので、ここで明言させてください。よろしくお願いします。

ほかに、よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○阿部委員長

それでは、今ほどあったように、継続的に調査をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

以上で、市内学校で発生したいじめ事案についての議題を終結いたします。